

地方公共団体における災害情報等の伝達の あり方等に係る検討会報告書

—住民に対する情報伝達手段の整備及び管理・研修等に係る基本的な考え方—

平成24年12月

地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会

目次

はじめに	1
I 最近の災害等において明らかになった課題	2
1 東日本大震災	2
(1) 情報伝達手段の強化	2
(2) 地域防災計画の見直し及び訓練の実施	2
(3) 防災事務従事者の安全確保	3
2 平成23年台風第12号	3
(1) 避難勧告等の迅速かつ的確な発令	3
3 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案（平成24年4月及び12月）	3
(1) Jアラートによる自動起動手手段の確保	3
(2) Jアラートを含む情報伝達機器に関する点検の充実	4
(3) 情報伝達に関する訓練の充実	4
4 茨城県等における竜巻災害（平成24年5月）	4
(1) 竜巻が発生したことについての地域住民等への伝達	4
(2) 関係機関との連携	4
5 共通する課題	4
(1) 災害対応を行う地方公共団体職員の能力向上	4
II 情報伝達手段の整備及び管理	4
1 多様な情報伝達手段の特徴と現状	4
2 情報伝達手段の整備に関する基本的な方向性	6
(1) 情報伝達手段の多重化・多様化の推進	7
(2) 迅速性に優れた情報伝達手段の確保	7
(3) 訓練・試験及び点検・改善の充実	7
3 情報伝達手段の整備に関する目標	7
(1) 情報伝達手段の多重化・多様化の推進	7
(2) 迅速性に優れた情報伝達手段の確保	7
4 情報伝達手段の具体的な整備内容	8
(1) 情報伝達手段の整備のあり方	8
(2) 情報伝達手段の具体的な整備内容	8
(3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項	9
5 情報伝達に関する訓練、試験及び改善	13

(1) 国と地方公共団体が連携した訓練・試験	13
(2) 地方公共団体独自の訓練・試験	14
6 情報伝達手段に関する点検及び改善	14
(1) 日常的な点検及び改善	14
(2) 訓練等の機会を活用した点検及び改善	14
(3) 実際の災害事例を踏まえた点検及び改善	15
7 情報伝達に関する運用の改善	15
(1) 危機感を伝える伝達	15
(2) 防災事務従事者への情報の伝達と安全確保等	15
(3) 関係機関との連携強化と防災事務に従事する地方公共団体職員の能力向上による対応力の強化	15
8 災害情報伝達に関するチェックリスト	16
Ⅲ 地方公共団体職員の防災に関する研修等（災害情報伝達等に係るものを中心として）	18
1 地方公共団体職員の防災に関する研修等の現状	18
(1) 市町村職員に対する防災に関する研修等	19
(2) 都道府県職員に対する防災に関する研修等	20
(3) 国の機関による平常時における支援等	21
(4) 防災に関する研修・人材育成に係る課題	21
2 地方公共団体職員の防災に関する研修等の基本的な方向性	22
(1) 防災担当職員に対する研修等	22
(2) 防災担当職員以外の職員に対する研修等	22
3 地方公共団体職員の防災に関する研修等のあり方	22
(1) 防災担当職員の研修機会の拡充	22
(2) 防災担当職員の研修等の実施に当たっての留意事項	23
(3) 防災担当職員同士のつながりの構築・維持	24
(4) 防災担当以外の職員への研修等の充実	24

はじめに

最近、東日本大震災、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、茨城県等における竜巻災害等の災害や危機事案において、住民（居住者、一時滞在者、通過交通等を含む。以下同様。）に対する情報伝達のあり方が切実な問題として問われた。全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）、市町村防災行政無線（同報系）等の情報伝達システムは、災害時の情報伝達において一定の役割を果たしていると考えられる一方、迅速な情報伝達手段の確保や情報伝達手段の耐災害性の強化、テレビ・ラジオとの連携等、様々な課題が明らかになってきている。

平成24年6月1日現在、Jアラートの受信機を整備・運用している市町村の割合は、98%を超え、気象警報や国民保護情報をはじめとする災害関連情報がJアラートにより市町村に伝達される体制の整備が図られてきた。

また、市町村防災行政無線（同報系）を整備している市町村の割合は76.6%（平成24年3月31日現在）となっており、民間においても、緊急速報メール等、住民に対する災害関連情報の伝達手段が充実してきている。

しかしながら、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を有する市町村の割合は、69.9%（平成24年6月1日現在）にとどまり、Jアラートによる自動起動が可能な手段は、市町村防災行政無線（同報系）を除くと、一部の音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ等に限定されているのが現状である。

また、これまでの災害の経験を通して、様々な災害関連情報を活用するには災害対応を行う地方公共団体の職員の能力・リテラシーの一層の向上が必要である。現在、地方公共団体、国、大学等において様々な研修・訓練が実施されているが、特に小規模な市町村においては防災に関する研修等に参加できる機会が少ない等の様々な課題に直面している。

このような背景の下、消防庁においては、本年6月から「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催したところである。

そもそも、災害関連情報の受け手である住民の側における情報収集に対する行動・姿勢や情報の内容に関する理解の重要性に鑑み、住民に対する啓発こそが必要であるという指摘があった。しかしながら、本検討会においては、まずは地方公共団体の体制の構築に関する議論を優先することとし、主に地方公共団体における情報伝達手段の整備及び管理並びに地方公共団体職員の防災に関する研修について検討が行われた。

このたび、5回にわたる検討会の議論を踏まえ、以下に示すとおり、地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等について報告書を取りまとめた。

I 最近の災害等において明らかになった課題

最近、東日本大震災、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、茨城県等における竜巻災害等の災害や危機事案において、住民に対する情報伝達等に関して、次のような様々な課題が明らかになってきた。

1 東日本大震災

東日本大震災において、Jアラートの自動起動が可能な市町村においては、Jアラートにより市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動させ、地方公共団体から住民へ大津波警報や避難の呼びかけなどを瞬時に伝達し、避難に役立ったという事例が報告されている。その一方で、住民への情報伝達に関し、次のような課題がみられたところである（「別紙1 東日本大震災におけるJアラートの活用状況」参照）。

（1）情報伝達手段の強化

① Jアラートの自動起動による情報伝達手段の確保

東日本大震災時において、Jアラートの自動起動が可能な市町村の割合が低かった状況（福島県を除き、22%程度）に鑑み、大津波警報等を住民に瞬時に伝達するためには、市町村において、Jアラートによる自動起動が可能な市町村防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段を確保することが必要である。

② 市町村防災行政無線（同報系）の非常電源容量の確保

災害関連情報の伝達手段に必要な電源に関して、最低24時間分の電源を確保し、ソーラー、風力等を含めた発電、高容量電池の設置等により対応することが必要である。また、不測の長期停電も考慮した発電機の整備（燃料の確保も含む。）についても考慮する必要がある。

③ 市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化や高度化、多様な伝達手段の確保

情報伝達の確実性を高めるため、市町村防災行政無線（同報系）のデジタル化、緊急速報メール、ワンセグ、テレビ、ラジオ、コミュニティ放送等との連携等、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

また、緊急速報メールの発信体制の強化（回線の多重化、複数の情報発信端末の確保等）にも配慮する必要がある。

④ 耐震性の向上、津波等の影響を受けない場所への移設等

耐震性の確保、津波・風雨の影響を受けない場所への設置、遠隔操作の確保等が必要である。

（2）地域防災計画の見直し及び訓練の実施

市町村防災行政無線（同報系）が使えなくなった場合の代替手段（消防団による広報や広報車の活用等のソフト対応を含む。）の確保等も考慮した、

地域防災計画の見直しや訓練の実施が必要である。

(3) 防災事務従事者の安全確保

避難誘導や広報活動などの業務に従事する中で、多くの消防職団員や行政職員などが津波に巻き込まれ被災したことから、防災事務従事者の安全確保のため、情報連絡体制の整備等が必要である。

2 平成23年台風第12号

(1) 避難勧告等の迅速かつ的確な発令

土砂災害が発生するおそれのある地区に住む災害時要援護者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難が完了できるように体制の整備等（避難準備情報の活用など）が必要である。

3 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案（平成24年4月及び12月）

本年4月のミサイル発射事案の教訓を踏まえ、9月にJアラートの全国一斉自動放送等訓練を実施し、さらに不具合の見られた市町村について10月から12月にかけて3回にわたり再訓練を行うことにより、万一の事態に備えてきたところである。

本年12月のミサイル発射事案において、Jアラートによる住民への情報伝達システムについては、全体として概ね順調に機能したところである。

その一方で、一部市町村においてJアラートの自動起動の設定誤りが見られた他、手動対応の小規模団体において、市町村防災行政無線（同報系）の放送等がなされなかった事例があった（「別紙2 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案（平成24年12月）」参照）。

こうした経緯を踏まえ、住民への情報伝達に関し、次のような課題があると考えられる。

(1) Jアラートによる自動起動手段の確保

国から緊急情報を受信し、手動起動で放送等を行う場合には、情報の受信、確認及び発信に一定の時間を要するとともに、相応の人員体制の確保が必要となる。

そこで、各市町村が限られた人員体制の下で、国からの情報を住民に瞬時に伝達するためには、Jアラートによる自動起動が可能な市町村防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段を確保することが必要である。

なお、市町村防災行政無線（同報系）等の自動起動機能が未整備の団体においては、整備されるまでの間、Jアラートからの情報を受けた際に直ちに手動対応による代替手段を用いて住民への情報伝達を行うことが必要となる。

(2) Jアラートを含む情報伝達機器に関する点検の充実

確実な情報伝達を図るため、Jアラートを含め、情報伝達に係る機器の設定等について不断の点検及び改善が必要である。

(3) 情報伝達に関する訓練の充実

住民への情報伝達について実効性を高めるため、Jアラートを活用した情報伝達に関する訓練等を充実させ、実際に情報伝達手段を起動させる、より実践的な訓練を行うことが必要である。

4 茨城県等における竜巻災害（平成24年5月）

(1) 竜巻が発生したことについての地域住民等への伝達

被害をもたらすおそれのある大規模な竜巻が発生した旨の情報を住民に伝達することにより、被害軽減が期待できる。

(2) 関係機関との連携

竜巻に関する注意喚起については、「気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」という段階的な情報発表がなされているところであり、住民への伝達については、気象台、テレビ・ラジオ等の報道機関等、地方公共団体の連携が重要である。

5 共通する課題

(1) 災害対応を行う地方公共団体職員の能力向上

災害対応において、確度の低い情報も含めた様々な災害関連情報から、その特性を踏まえた上で、必要な情報を選択し、活用するには、地方公共団体職員の災害関連情報に関する能力を向上することが必要である。

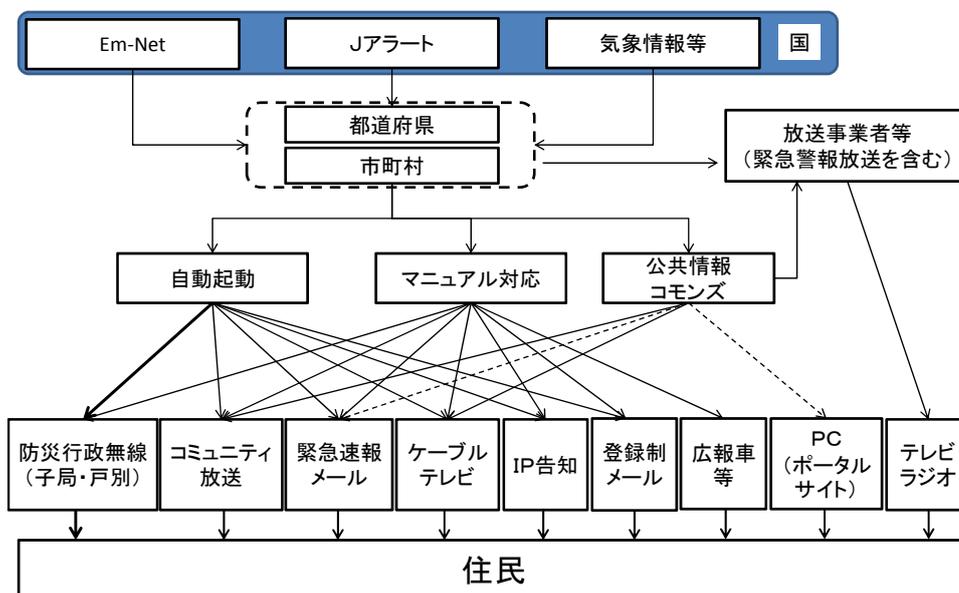
II 情報伝達手段の整備及び管理

1 多様な情報伝達手段の特徴と現状

災害関連情報については、従来からテレビ・ラジオ等のメディアを通じて広く住民に伝達されている。また、地震・津波等の災害時に警報音を鳴らす緊急警報放送の活用について国民の意識を高めるとともに、自動起動対応受信機が附属したテレビ・ラジオに関する技術的な問題を解決しつつ、普及の拡大に努めることが課題とされている。

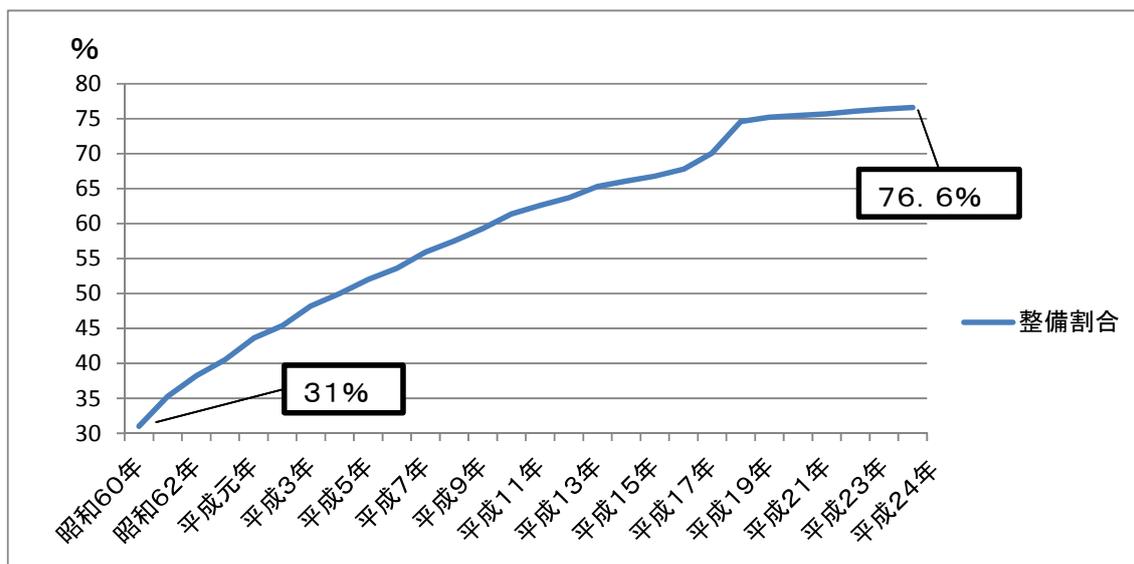
一方、各市町村においては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、様々な情報伝達手段が用いられている（「図1 地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段」参照）。

図1 地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段



市町村防災行政無線（同報系）については、従来から整備を推進してきたところであり、整備している市町村の割合は平成24年3月31日現在で、76.6%となっている。統計を取り始めた昭和60年においては31%であったことを踏まえると、普及率は大きく上昇し、住民への情報伝達の中核を担っている。一方、近年の整備率の伸びは毎年0.2ポイントほどであり、横ばいの傾向である（「図2 市町村防災行政無線（同報系）を整備している市町村の割合の推移」参照）。なお、市町村防災行政無線（同報系）についても、デジタル化による、双方向通信、データ通信等により、単なる情報伝達システムではなく情報収集システムとしての活用方法が期待されている。

図2 市町村防災行政無線（同報系）を整備している市町村の割合の推移



また、近年の情報通信技術の発展により、災害時の住民への情報伝達手段は多様化しており、携帯電話キャリアが提供する緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、IP告知端末、登録制メールなどが普及している。インターネットを活用したホームページやソーシャルネットワーク等の普及も著しい（「別紙3 地方公共団体における主な情報伝達手段の現状」参照）。

半鐘、広報車、消防団員等による広報についても重要な手段であると言える。

Jアラートについては、受信機を運用している市町村の割合は、平成24年6月1日現在で、98.7%となっており、各市町村においてJアラートにより配信される情報を受信できる体制がおおむね整っている。しかしながら、自動起動機を整備している市町村の割合は、69.9%となっており、また、Jアラートによる自動起動が可能な手段を複数保有している市町村の割合が15.4%にとどまるなど、災害関連情報を住民に迅速に伝達するという観点からは不十分な現状にある（「別紙4 Jアラートの運用状況調査結果」参照）。

なお、各情報伝達手段は、情報の受け手の状況に応じた伝わりやすさ、伝達範囲（場所）、伝えることができる情報量、耐災害性など、様々な点でそれぞれに特徴を有している（「別紙5 地方公共団体における主な情報伝達手段の特徴」参照）。

2 情報伝達手段の整備に関する基本的な方向性

地震・津波等の自然災害や国民保護事案等の災害時において、住民の安全の確保を図るため、国や地方公共団体から住民に対して、災害関連情報を確実に迅速に伝達することが極めて重要である。そのため、各地方公共団体において、次に掲げる事項について有効な対策を講じる必要があり、消防庁において

は、それらの取組を推進することが求められる。

なお、いつ起きるか分からない災害に備えるため、早急に情報伝達体制を整備する必要がある。

(1) 情報伝達手段の多重化・多様化の推進

国や地方公共団体から住民に対して確実に災害関連情報を伝達するため、各市町村において、すべての住民が何らかの形で情報を得ることができるよう、情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要がある。

(2) 迅速性に優れた情報伝達手段の確保

国が把握した災害関連情報のうち、特に緊急性及び必要性が高い情報については、国から地方公共団体さらには住民に対し、迅速に情報を伝達することが極めて重要であり、各市町村において、Jアラートによる自動起動が可能な、住民に対する情報伝達手段を確保する必要がある。

(3) 訓練・試験及び点検・改善の充実

災害時における情報伝達の実効性を一層高めるため、国及び地方公共団体が連携しつつ、災害関連情報の伝達に関する訓練・試験及び情報伝達手段に関する点検・改善を充実する必要がある。

3 情報伝達手段の整備に関する目標

消防庁においては、次の目標が達成されるよう、都道府県と連携しながら、市町村の取組を推進する必要がある。

(1) 情報伝達手段の多重化・多様化の推進

すべての市町村において、地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を推進することにより、住民が災害関連情報を確実に受け取ることができるような体制を構築する。

(2) 迅速性に優れた情報伝達手段の確保

今年度を含め5カ年で(2016年までに)、すべての市町村において、Jアラートによる自動起動が可能な住民への情報伝達手段を確保する。

また、各市町村において、市町村防災行政無線(同報系)に限らず、できる限り複数の手段についてJアラートによる自動起動を可能とするよう努める。

4 情報伝達手段の具体的な整備内容

(1) 情報伝達手段の整備のあり方

住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、各市町村において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

情報伝達手段を整備するにあたり、まずは、発災時にどういった業務を行うのか（災害対応、情報収集等を含む。）ということを整理し、それぞれの業務量を想定して、人員やシステムを配置していくことが重要である。

(2) 情報伝達手段の具体的な整備内容

① システムの耐災害性の強化

災害関連情報の伝達に係るシステムは基本的に災害時に活用されることを踏まえ、耐災害性（非常電源、耐震性、耐浸水性等）について配慮する必要がある。

また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バックアップ体制の確立等が重要となる。

② 緊急速報メールの活用

特定の地域に存する者（居住者、一時滞在者及び通過交通）に対し、幅広く情報を伝達するためには、緊急速報メールが効果的である。特に、複数の携帯電話キャリアの当該仕組みを活用することにより、より確実に災害関連情報を伝達することが可能となる。このため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要である。

なお、市町村の担当者においては、緊急速報メールを活用するに当たり、メール送信の操作を複数社分実施しなければならないことが負担となっており、送信操作を一回で行うことが可能な統合システムの開発・普及が望まれる。

③ 同報系システムの効果的な組み合わせ

地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町村防災行政無線（同報系）などの同報系システム（※）を効果的に組み合わせることが重要である。ただし、市町村防災行政無線（同報系）以外の同報系システムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要がある。

※ 不特定多数の住民に対して一斉に災害関連情報を伝達する手段のこと。

具体的には、市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、I P告知端末、登録制メール等を指している。

④ Jアラートによる自動起動

より一層迅速な住民への情報伝達を可能とするため、各市町村においては、Jアラートによる自動起動が可能な、市町村防災行政無線（同報系）その他の住民への情報伝達手段を一つ以上確保することが必要である。

この際、緊急な災害関連情報を迅速に、かつ、できるだけ広く、さまざまな環境におかれている者に伝達するという観点からは、市町村防災行政無線（同報系）に限らず、緊急速報メール等の多様な手段をJアラートによる自動起動の対象とすることが有効である。

なお、Jアラートと市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等の多様な手段を連動させる場合、現場の市町村職員の事務負担の軽減に配慮する必要がある。このため、複数システムへのインターフェースを有する統合システムの整備が重要である。

また、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要がある。更に、緊急速報メールに対応していない機種が、過渡期である現時点ではまだ多く存在し、各区市町村が全国一斉に自動起動された場合に遅延が生じる等の課題もあり、これらの点につき、消防庁において先進団体の事例を紹介するなど、地方公共団体に情報提供を行うことが望まれる。

⑤ 公共情報コモンズの活用

公共情報コモンズは、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段である（現時点ではテレビ、ラジオに対応。インターネット、緊急速報メール等にも対応する予定。）。

また、Jアラートにより配信されている情報を公共情報コモンズを通じた情報伝達において活用することも効果的であると考えられる。

(3) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項

① 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備

各市町村において、多様な情報伝達手段の整備を図るに当たり、これまで市町村防災行政無線（同報系）が主な手段となってきた。しかし、市町村防災行政無線（同報系）を各市町村の隅々まで整備をすることは財政的な負担が大きく、それ以外の情報伝達手法の特徴を踏まえつつ、地域の実情に応じ、

それらを総合的に活用した情報提供システムを構築することが必要である。この際、次の事項を考慮することが求められる。

ア 「表1 多様な情報伝達手段の特徴」に示すように、情報の受け手、災害の種別（地震、津波、風水害等）、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なってくる。各市町村における情報の受け手の属性・状況等（災害時要援護者の状況等を含む。）及び各情報伝達手段の伝達範囲（面的なものも含む。）等の特性を考慮し整備する必要がある。

また、いずれの手段も万全なものではなく、長所及び短所があるとともに、地震や津波等の災害の外力により、機能が毀損する可能性がある。

そのため、できるだけ多くの住民に災害関連情報を伝達する観点から、それぞれの手段の特徴を踏まえ、できるだけ複数の手段を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な情報伝達手段を整備することが必要である。

表1 多様な情報伝達手段の特徴

	情報の受け手						伝達範囲(場所)	情報の 分かりやすさ	耐災害性等		備考
	居住者		一時滞 在者		通過 交通 (車内 等)	気象条件などの 影響			災害時の信頼性		
	屋 内	屋 外	屋 内	屋 外							
防災行政無線(同報系)	屋外拡声子局	△	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 屋外のスピーカの整備範囲に依存(気密性の高い住宅、車内は伝達が困難) 屋外中心 	<ul style="list-style-type: none"> 風向き、天候により聞き取りにくい場合がある 情報量は限られる 	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨等の場合は聞こえにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 自営網であり、一般的に耐災害性は高い 	<ul style="list-style-type: none"> 情報を取るためのトリガー
	戸別受信機	○	-	x	-	x	<ul style="list-style-type: none"> 端末設置世帯(屋内中心) 戸別受信機を放送設備などに接続した場合は伝達範囲が広がる 	<ul style="list-style-type: none"> 音声中心であるが、文字情報を表示できる機器もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件は影響しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 自営網であり、一般的に耐災害性は高い 	<ul style="list-style-type: none"> 全世帯に設備すると整備費用が多額に 情報を取るためのトリガー
緊急通報メール(対応携帯電話保有者)	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域に滞在している者(緊急通報メール対応携帯電話保有者) 屋内外問わず 	<ul style="list-style-type: none"> 文字情報(情報は多くはない) 	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件は影響しにくい 対応機種か否か、設定を解除しているか否に依存 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話キャリアのインフラに依存 	<ul style="list-style-type: none"> 複数社と契約することにより、より多くの者に伝達可能 情報を取るためのトリガー 統合システムの必要性 	
コミュニティ放送(ラジオ保有者)	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ放送(ラジオ保有者)の放送範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ放送であり、詳細の情報が伝達可能 	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件は影響しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 自営網であるが、防災行政無線と比較すると、耐災害性に課題 	<ul style="list-style-type: none"> チャンネルの周知が必要 ラジオが必要 	
ケーブルテレビ(契約者)	○	-	x	-	x	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ契約者(屋内中心) 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ放送であり、詳細の情報が伝達可能 	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件は影響しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 有線設備であり、断線対策が課題。また、停電対策も課題 		
IP告知端末等(端末設置者)	○	-	x	-	x	<ul style="list-style-type: none"> IP告知端末保有者(契約者)(屋内中心) 	<ul style="list-style-type: none"> 文字及び音声による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件は影響しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 有線設備であり、断線対策が課題。また、停電対策も課題 		

評価は相対的なものである

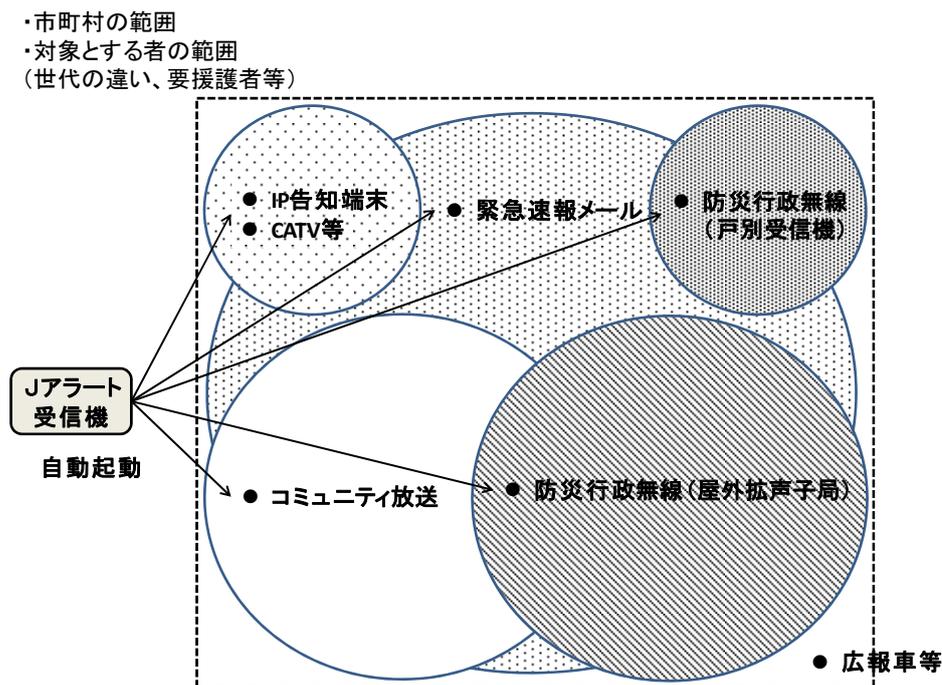
イ 例えば、聴覚障害者には文字情報で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要である。

ウ 地域における総合的な情報提供システムを構築するに当たっては、テレビ・ラジオやワンセグ等、地方公共団体以外の主体による住民への情報伝

達と、地方公共団体による情報伝達とを組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、民間事業者やメディアと連携することが重要である。

- エ 緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は放送事業者と連携して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置づけられているところである。これらを踏まえ、緊急警報放送及び同放送を受けて自動起動するテレビ、ラジオの普及に資するよう、住民への広報を行う必要がある。
- オ 各市町村においては、地域の実情（人口、面積、地形、気候、昼夜間人口比率等）及び情報伝達手段の現状を調査・分析した上で、計画的に今後の整備手法を検討する必要がある（「図3 多様な情報伝達に関する現状分析のイメージ」及び「8 災害情報伝達に関するチェックリスト」参照）。

図3 多様な情報伝達に関する現状分析のイメージ



カ 市町村防災行政無線（同報系）以外の情報伝達手段については、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があること。

キ いずれの情報伝達手段も万全なものではなく、長所及び短所を有していることを踏まえ、情報伝達に関する実際的な運用面にも十分配慮すること。

② プッシュ型的手段とプル型的手段との補完体制

災害初期において、避難など迅速な行動を促す局面では、プッシュ型（※1）の伝達手段が有効である。また、プッシュ型的手段は情報量が限られている場合が多く、これにより住民に情報収集を促し、より詳細な情報をプル型（※2）的手段により取得することを促すといった活用が考えられる。一般的には、災害発生から時間が経過するに従い、避難所の状況、物資の供給等、より詳細な情報の把握について、プル型的手段のニーズが増加する。

情報伝達手段の整備及び活用にあたっては、プッシュ型及びプル型的手段について、伝達する情報の種類や災害に係る時間経過に応じて適切に組み合わせ、相互に補完させることが重要である。

※1 プッシュ型

必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。

プッシュ型の性質を備えているものとしては、市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等がある。

※2 プル型

必要な情報をユーザーが能動的に「引き出しに行く」タイプの技術やサービスのこと。

プッシュ型、プル型両方の性質を備えているものとしては、テレビ・ラジオ、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、IP告知放送等がある。

③ 災害の種類、時間経過による整理

災害の種類により、的確に情報伝達が行えるよう、各情報伝達手段の特性を把握しておく必要がある。また、災害に係る時間経過により伝達する情報内容が異なるため、災害に係る時間経過により情報内容を整理しておくことが必要である。

④ 半鐘、広報車、消防団員等による広報

半鐘、広報車、消防団員等による広報も、情報伝達手段として活用することが重要である。

そこで、市町村防災行政無線（移動系）、消防救急無線、トランシーバー等で行政内部の情報交換を確実に行うとともに、自らの安全確保のためにも、津波警報等の情報を確実に消防団員に伝達できるような情報伝達体制の整備が必要である。

また、避難所などでは、記録性を有する紙メディアを用いた情報伝達も有効である。

⑤ 日頃からの住民への広報

災害時には、災害対応に多くの職員が必要となるため、住民からの問い合わせに対応できない状況となる可能性が高い。そのため、日頃から、「こういった情報はどこにあるのか」といった問い合わせに対応しやすいように情報の掲載箇所等を一覧表にして、住民に対して広報をしておくことが有効である（「別紙6 災害時における情報伝達方法（長野県飯田市（住民への周知）」参照））。

⑥ 技術の進歩への対応

近年の情報通信技術の進展は著しいことから、住民への災害情報伝達手段の整備を効果的かつ効率的に進めるためには、この動向を常に注視しつつ進める必要がある。

5 情報伝達に関する訓練、試験及び改善

住民に対する情報伝達が確実かつ迅速に行われ、防災・減災に結びつくようにするため、次のように情報伝達に関する訓練及び試験を充実することが必要である。

なお、実際の災害時においては様々なトラブルがあることも想定されるため、代替的な手段の活用を含め、臨機応変に適切な対応を行うことができるよう訓練することが望ましい。

また、情報伝達訓練を行う際には、実際に情報伝達手段を起動させる団体の増加を図る必要がある。あわせて住民の身体防護、避難等の具体的な行動にも結びつく、より実践的な取組への拡充を図ることが望まれる。

(1) 国と地方公共団体が連携した訓練・試験

次のように、国と地方公共団体が連携し、Jアラートを活用した住民に対する情報伝達訓練等について充実する必要がある。

また、訓練において不具合等が見られた場合は、不具合の原因を十分解明し、改善を図ったうえで再訓練を実施する等、訓練⇒改善・点検のサイクルを継続的に実施する必要がある。（情報伝達訓練の概要については、「別紙7 これまでに行ってきたJアラートに関わる試験・訓練」参照。）

① Jアラートを活用した住民に対する情報伝達訓練

ア 原則として全ての地方公共団体が参加する、Jアラートを活用した情報伝達訓練（平成24年9月に初めて実施した、市町村防災行政無線（同報系）による放送をはじめ、コミュニティ放送やケーブルテレビによる放送その他住民に対する情報伝達を行う訓練）を定期的かつ継続的に実施する必要がある。

イ Jアラートを活用した緊急地震速報訓練（平成20年12月から毎年2回程度実施している、緊急地震速報を市町村防災行政無線（同報系）等により住民に伝達し、身体防護等の行動を促す訓練）については各市町村の一層の参加促進を図る。

ウ 地方公共団体のニーズに応じ、地震以外の災害（津波等）を想定した訓練、都道府県単位や複数県にわたるブロック別の訓練などの機会を活用し、Jアラートを用いた情報伝達訓練の拡充について検討する必要がある。

② 情報伝達手段に関する定期的な試験

Jアラート、Em-Net、消防防災無線ファクシミリ等に関する定期的な導通試験を継続的に実施する必要がある。

（2）地方公共団体独自の訓練・試験

各地方公共団体が、地域の事情を踏まえつつ、独自に総合防災訓練等において住民に対する情報伝達に取り組むなど、情報伝達に関する訓練・試験の充実を図ることが重要である。

訓練・試験を行う際に、非常電源が導通されているかどうかについて、非常電源が導通されている機器の確認等を行い、通常電源が使えない際の対応についても確認しておくことが必要である。

6 情報伝達手段に関する点検及び改善

災害時における情報伝達の実効性を高めるため、各地方公共団体においては、災害対策本部や市町村防災行政無線（同報系）等の設置される庁舎等の安全性の点検などを行うとともに、次のように、日頃から情報伝達機器に関する設定及び動作状況、非常用電源、設備の耐震性等についての不断の点検を行い、訓練等の機会を活用しつつ、実践的な状況で情報伝達手段が確実に機能することを確認し、問題がある場合には速やかに改善することが必要である。

また、消防庁は、各地方公共団体の取組に対し、点検に関するマニュアルの提供、助言等により、支援する必要がある。

（1）日常的な点検及び改善

各地方公共団体は、情報伝達手段に関し、定期的な点検を含む、日常的な点検及び改善を図る必要がある。

（2）訓練等の機会を活用した点検及び改善

各地方公共団体は、各種の情報伝達に関する訓練等を通じ、情報伝達手段に関する問題を把握した場合には速やかに改善を図る必要がある。

(3) 実際の災害事例を踏まえた点検及び改善

各地方公共団体は、実際に起こった災害事例の中から課題を把握し、それを踏まえて情報伝達手段の点検及び改善に取り組む必要がある。

7 情報伝達に関する運用の改善

災害時における地方公共団体から住民等への情報伝達に当たっては、整備した情報伝達手段を用いて、どのように伝達を行うかについて、適切な運用が求められる。最近の災害や危機事案を踏まえ、次のような運用面の改善が必要と考えられる。

(1) 危機感を伝える伝達

市町村防災行政無線（同報系）等で避難を呼びかける際は、分かりやすい表現で、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなどして緊迫感を持たせ、住民の避難や安全確保行動を促す工夫が必要である。

(2) 防災事務従事者への情報の伝達と安全確保等

防災事務従事者の安全確保のために、津波到達予想時刻等を考慮した避難ルールの確立や活動中の防災事務従事者に災害の状況や退避等の指示などの必要な情報を伝達するための無線の整備などを行う必要がある。

参考：「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」報告書

① 略

② 市町村においては、津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備する必要がある。その際、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団員の活動を明確化することが必要である。

③ 国、都道府県及び市町村は、津波警報等の情報を確実に消防団員に伝達するための情報伝達体制の整備・確立を行う必要がある。その際、情報伝達手段の多重化・双方向化を図る必要がある。

④ 消防団員は、普段の教育訓練を通じて、津波災害に対する知識と安全管理を高める必要がある。国、都道府県及び市町村はそのための教育訓練の機会を提供しなければならない。

⑤ 津波に対しては、住民が率先して避難することが基本である。そのため、国、都道府県及び市町村は、住民に対して、ハザードマップなどを活用したリスクコミュニケーション、津波防災・減災に関わる教育・訓練を行うこと、避難場所や避難路の整備、海拔表示板の設置など、津波に強いまちづくりを進めることが必要であり、その際、消防団などの活動の限界及び消防団の退避ルールについても住民に十分周知しておくことが重要である。

(3) 関係機関との連携強化と防災事務に従事する地方公共団体職員の能力向

上による対応力の強化

風水害等の災害の時には、気象情報等多くの情報が地方公共団体に伝達される。地方公共団体においては、これらの情報から必要なものを住民へ伝達するとともに、避難勧告等の発令に当たっては、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報等の気象に関する情報を、判断材料にすることが重要である。このような観点から、様々な災害関連情報を、確度の低い情報も含め、その特性を踏まえた上で活用し、住民への伝達や、避難の呼びかけをより適切に実施するため、関係機関との連携強化や防災事務に従事する地方公共団体の職員の能力向上を図っていく必要がある。

なお、竜巻等の激しい突風については、現象が極めて小規模で発現時間も短く、最先端の技術をもっても予測とリアルタイムでの検知が困難な状況にあり、「竜巻等突風対策局長級会議」報告（内閣府）では、段階的に発表される突風に関する情報及び気象の変化の確認等を利用した、市町村から住民への情報提供の対応例が示されたところである（「別紙8 竜巻等突風に対し考える当面の対応例について」参照）。引き続き、公的機関の職員等からの信頼性の高い目撃情報を組織的に収集し、収集した情報を竜巻注意情報や住民等への警戒の呼びかけ等に活用するための実用的な仕組みについて、気象庁と連携しながら検討する必要がある（「別紙9 目撃情報の収集・活用に関する検討」参照）。

8 災害情報伝達に関するチェックリスト

市町村においては、情報伝達手段の整備や防災訓練等の機会を捉え、住民に災害関連情報が伝わるかどうかについて確認しておくことが重要である（「図4 災害情報伝達の改善イメージ」参照）。特に、情報伝達手段の耐災害性、世代間での活用する情報機器の違い、大規模集客施設、福祉施設、災害時要援護者等への災害情報伝達の方法等について、チェックリスト等により、課題を明らかにし、具体的な対策を講じていくことが必要である。市町村がこのような課題の分析を容易にできるよう、本検討会において様々な観点を盛り込んだ基本的なチェックリストを作成した（「表2 災害情報伝達に関する基本的なチェックリスト」参照）。各市町村において、本チェックリストにより情報伝達に関して不足している部分を明らかにして、次年度以降の対策に活かされることが望まれる。

図4 災害情報伝達の改善イメージ

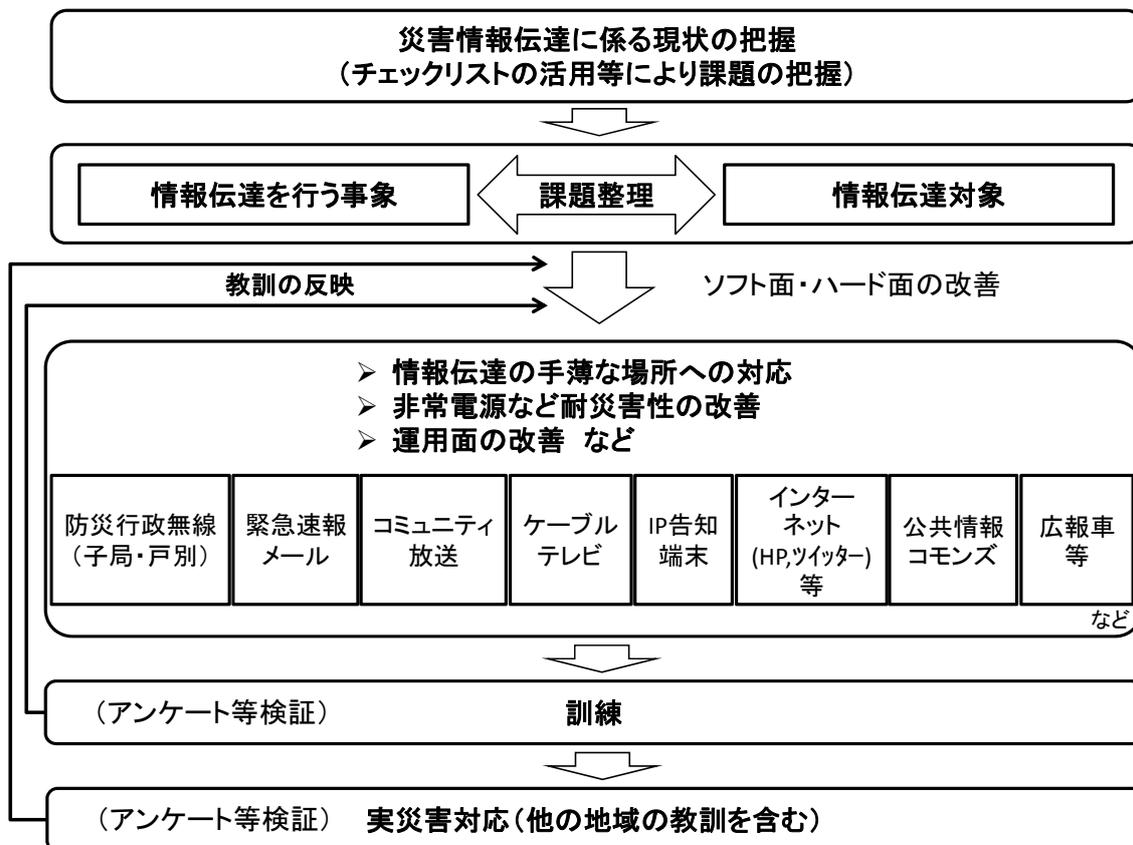


表2 災害情報伝達に関する基本的なチェックリスト

項目	確認内容
情報伝達手段の全体像	具体的な情報伝達業務の全体像(情報の入手から伝達まで)を把握していますか？
情報伝達手段の考え方	<p>どのような情報伝達手段を保有していますか？</p> <p>情報伝達手段について、以下の整理をしていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の段階(災害前、発災直後、応急対応期(救助・救援)、復旧・復興期(被災者支援)) ○ 管轄内の特徴(繁華街・住宅地など)への配慮 ○ 災害種別毎(台風、地震等) ○ 高齢者、災害時要援護者への配慮
耐災害性	<p>情報伝達手段の耐災害性を考慮していますか？(耐震性、浸水措置等)</p> <p>停電対策については、考慮していますか？(非常電源の容量、非常電源に接続されている機器の確認等)</p>

情報伝達の円滑化	情報伝達手段の操作手順等について効率化、省力化等がなされていますか？
	発災時の情報収集、伝達の業務量を想定して、円滑に情報伝達が行えることを確認していますか？
	Jアラートによる情報伝達手段の自動起動を行っていますか？
不測の事態への対応	情報伝達システムに不具合が生じた場合の代替的な手段の検討がなされていますか？
情報伝達手段の住民への周知	情報伝達手段を事前に住民にわかりやすいかたちで周知していますか？
訓練及び試験	実際に情報伝達手段を用いた実践的な訓練や試験を実施していますか？
点検	定期的な機器の点検やメンテナンスの体制がとられていますか？
	実際に起動させ、機能の確認を行っていますか？
総合評価	情報伝達手段をどのように評価しますか？
	課題がある場合、情報伝達手段に関する具体的な改善点はありますか？

※ 本チェックリストは必要最低限なもののみを記載しており、実務担当者向けのものとしては、さらに詳細なものが必要であると考えられる。詳細なチェックリストについては、消防庁防災情報室が行っている「住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験」を踏まえ、別途示される予定である。

Ⅲ 地方公共団体職員の防災に関する研修等（災害情報伝達等に係るものを中心として）

1 地方公共団体職員の防災に関する研修等の現状

地方公共団体における住民に対する災害情報伝達を的確に実施するためには、情報伝達手段の整備とともに、災害対応を行う地方公共団体の職員の資質及びスキルの確保が求められる。このため、自ら研鑽を積むことはもとより、職員に対して適切な研修や訓練が実施されることが重要である。

本検討会では、47都道府県及び119の市町村（※1）、並びに6の全国規模の研修機関（※2）の協力を得て、地方公共団体の職員が、災害対応（特に

災害情報の伝達及び避難勧告等の発令の判断)に必要となる専門的な知識・技能を習得する機会に関する現状を調査した結果や検討会における委員の意見等を踏まえ、次のように現状を整理した(調査結果の詳細については、「別紙10 地方公共団体の防災に関する職員研修に係る調査結果」参照)。

※1 過去の被災経験や今後想定される災害、地域バランス等を考慮して、神奈川県、新潟県、静岡県、兵庫県及び高知県の5つの県を抽出し、当該県内の市町村に対して調査を実施した。

※2 自治大学校、消防大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、人と防災未来センター、消防科学総合センターの6機関に対して調査を実施した。

(1) 市町村職員に対する防災に関する研修等

市町村においては、7割強に当たる89団体で職員向けの防災に関する研修等を実施(又は他機関の研修を利用)している。

異動等により新たに防災担当に着任した職員に対して研修を実施(または派遣)している団体は、市町村では5割強(63団体)で、都道府県の約8割(38団体)に比較して低い状況にある。規模別では、小規模な市町村ほど実施の割合が低い傾向にある。

① 実施主体

市町村職員に対する防災に関する研修等については、市町村が自ら行う他、都道府県、全国規模の研修機関等が実施主体となっている。

② 市町村が実施する研修等

市町村が自らの職員を対象に実施する防災に関する研修等は、約半数の市町村(60団体)で実施されている。このうち、防災担当職員のみを対象とした研修等は、政令市等の規模の大きな団体においては独自に実施されているものの、小規模な市町村ほど、防災担当職員のみを対象とした独自の研修を実施している例は少ない傾向にある。

防災担当職員以外の職員に対しては、新規採用職員研修等の階層別研修や(30団体)、災害対策本部運営訓練等の図上・実技訓練や対応要員の説明会(26団体)の機会を活用して実施される例が多い。

③ 都道府県が実施する研修等

都道府県においては、43団体で市町村職員を対象に防災に関する研修等を実施している。このうち、防災担当職員のみを対象にした研修等は31の都道府県で実施されており、このうち12の都道府県で新任の防災担当者を対象にした研修等が実施されている。

また、市町村長・幹部職員向けの防災に関する研修等も14都道府県で実施されている。

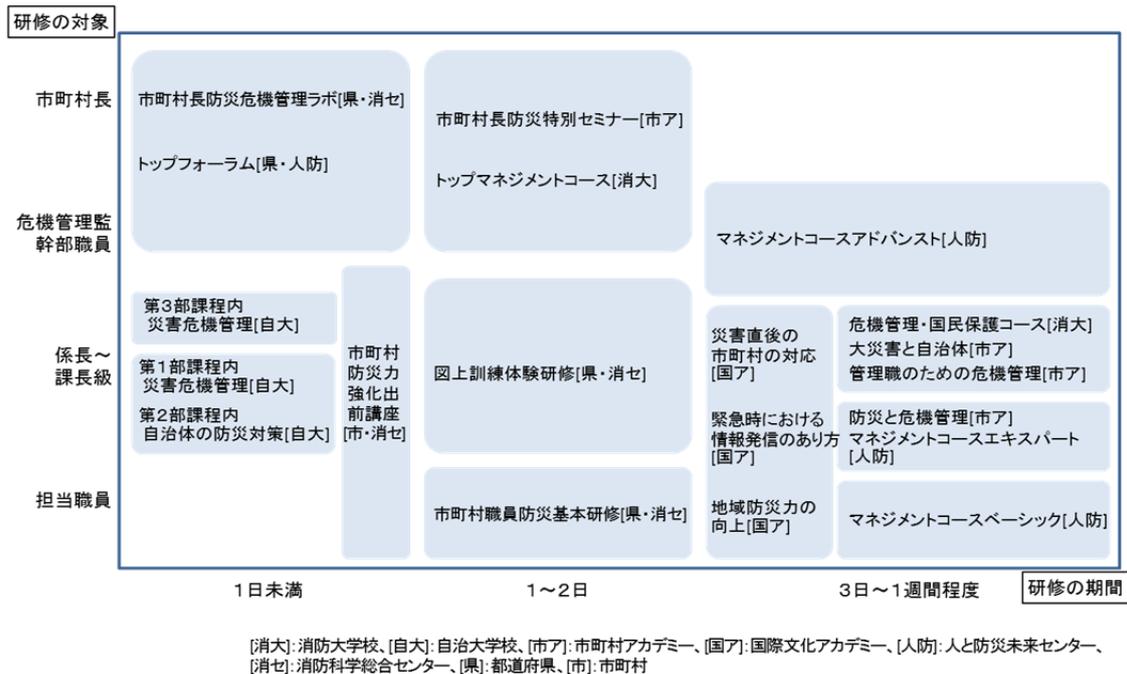
④ 全国規模の研修機関が実施する防災に関する研修等

地方公共団体職員に対する研修の実施を目的とする全国規模な研修機関においては、対象者や期間に応じ、様々なコースが用意されている。

市町村長や危機管理監等の幹部職員を対象とした防災に関する研修等については、開催時間は概ね1日又は半日となっており、内容は講演と演習の2部形式で実施されている例が多い。

防災担当者向けの研修等については、図上訓練や情報発信等の特化した内容を集中的に学ぶ研修等や、基礎的な内容を学ぶ研修等が実施されている。このほか、対象とする職員の役職や経験に応じたコースを設けて、防災に関する研修を実施している機関もある。また、研修期間が長いほど、専門性の高い、または、内容を網羅した研修となっている傾向がある（図5「主な全国規模の研修機関における地方公共団体の職員向けの防災研修の概観」参照）。

図5 主な全国規模の研修機関における地方公共団体の職員向けの防災研修の概観



(2) 都道府県職員に対する防災に関する研修等

各都道府県においては、職員向けに防災に関する研修等を実施しており、このうち37団体で防災担当職員のみを対象にした研修等を実施している。

防災担当以外の職員に対しても、新規採用職員研修等の階層別研修、講演会・セミナー、図上訓練等様々な研修等が実施されており、新規採用職員や係長級研修など、担当に関わらず受講する一般研修において、防災に関する内容が25団体で取り扱われている。

(3) 国の機関による平常時における支援等

国土交通省においては、各地方整備局により、出水期前を中心に洪水予報連絡会、水防連絡会、ダム放流説明会等の説明会の開催や市町村長を対象としたセミナーが実施されている。

気象庁においては、地方气象台により、講習会や勉強会の開催、会議・研修の場を活用した説明の実施、防災関係機関向けハンドブックの発行等が行われている。

(4) 防災に関する研修・人材育成に係る課題

防災に関する研修の実施、人材育成について、アンケート調査や検討会の委員からは、以下のような課題が挙げられた。

① 研修の実施、受講について

- ・忙しいため、または限られた防災職員の中から研修に参加させることが難しい（都道府県62%、市町村68%）
- ・財政上、宿泊や交通費等を含む研修参加に要する予算的な余裕がない（自由回答）。
- ・規模の小さな地方公共団体が研修を継続していくには、職員の負担が大きい（自由回答）。

② カリキュラムの内容について

- ・防災に関する専門項目を体系的に習得するカリキュラムが少ない（またはない）（都道府県66%、市町村50%）
- ・各階層の役割や責務に応じた研修カリキュラムが少ない（またはない）（都道府県53%、市町村48%）
- ・知識習得の講義形式と演習形式、どちらもバランスよく盛り込まれている必要がある。（委員意見）
- ・外部講師に依頼する座学・講演形式の研修については、その内容が講師の裁量に任される傾向が強い。（委員意見）
- ・防災担当職員以外の職員が受ける防災に関する基本的な研修や防災担当部署以外の部署に割り当てられている防災業務に関する研修が必要（自由回答）。

③ その他

- ・職員の異動によるスキルの確保と維持が難しい（都道府県60%、市町村60%）
- ・機器の操作等、防災担当職員以外に取り扱える職員が圧倒的に少ない（操作を習得する機会がない）。（自由回答）
- ・災害時には、職員同士の人的ネットワーク、顔の見える関係の構築が重要である。（委員意見）

- ・災害情報の伝達について、専門的な内容の講義をできる講師が少ない（委員意見）

2 地方公共団体職員の防災に関する研修等の基本的な方向性

地方公共団体職員に対する研修は、政策形成能力の向上や職務遂行能力の向上等、平常時の通常業務へ活かすことを目的に実施するものがほとんどである。これに対し、防災に関する研修は、発災時の災害対応を円滑に行うために実施することを目的にしているという特性を有している。この点で、防災に関する研修について検討するに当たっては、一般的な研修とは目的・内容を異にすることを踏まえる必要がある。

また、以下では、主に災害情報に直接接して災害対応（特に災害情報の伝達及び避難勧告等の発令の判断）を行う担当部局の職員について「防災担当職員」と表しているが、災害対応時にはすべての職員が災害に関する業務に従事することとなるものであり、普段からすべての職員が防災担当であるという意識付けを図っておくことが重要である。

(1) 防災担当職員に対する研修等

避難勧告等を含めた災害情報の伝達を的確に行うためには、機器の操作の習熟訓練等の演習・訓練に加え、最新の防災情報の活用・解釈や災害対応時の安全管理等に関する内容に習熟することが必要である。

また、他の団体における災害対応の経験を学ぶことや、連携して災害対応にあたる市町村、都道府県及び国の機関の職員間のネットワークの構築を平常時から図っておくことが必要である。

(2) 防災担当職員以外の職員に対する研修等

大規模災害時においては、防災担当部局以外の職員も災害対応に当たることや、業務も災害に関係するものを取り扱うことから、防災担当職員に限らず全職員に平時から当事者意識を持たせるための研修・訓練が必要である。

3 地方公共団体職員の防災に関する研修等のあり方

(1) 防災担当職員の研修機会の拡充

防災担当職員が、その役割や責務に応じて受講可能な集合研修等を選択できる機会が拡充されることが望まれる。集合研修等に職員を派遣できない市町村に対しては、都道府県や国による専門職員や有識者の派遣、ブロック毎の研修会や説明会の実施等様々な手段を通じて、研修機会を提供することが望まれる。

また、被災地の地方公共団体への支援活動を通じて、災害対応の経験を自らの団体に持ち帰ることも有効な方法の一つであると考えられる。

事例：ブロックごとの研修会（岡山県）・・・別紙1 1 P. 1

被災地の地方公共団体への支援活動（熊本県の事例）・・・別紙1 1 P. 2

（2）防災担当職員の研修等の実施に当たっての留意事項

- ① 研修等の実施に当たっては、講義と演習形式のバランスに留意するほか、特に以下の内容を取り入れることが求められる。

ア 最新の知見

津波警報や土砂災害に関する情報等、災害に関する情報については、東日本大震災等最近の災害対応の教訓や技術の進歩等を踏まえ、逐次改善が図られていることから、最新の知見や制度を習得する研修が必要である。

事例：最新の知見・制度の習得（宮城県、兵庫県、福岡県市町村職員研修所）別紙1 1 P. 3～5

イ 災害対応の体験

我が国では毎年のように災害が発生しているが、一つの地方公共団体が甚大な災害に遭遇する頻度は低く、災害に対応した経験を持たない地方公共団体も多い。このため、被災した地方公共団体が得た経験を、それ以外の地域の地方公共団体でも広く共有することが重要である。

事例：災害対応の経験の共有（滋賀県、市町村アカデミー、消防大学校）別紙1 1 P. 6～8

ウ 災害時の安全管理

災害対応を円滑に継続するためには、防災事務従事者の安全確保を図ることが必要であり、事前の教育訓練において、災害と安全管理に関する知識を習得することが重要である。

事例：災害時の安全管理（消防庁 災害対応指導者育成支援事業）別紙1 1 P. 9～11

- ② 防災に関する研修等のうち、座学・講演形式で実施されるものについては、その内容が講師の裁量に任される傾向が強いが、基本的な事項については、研修内容の標準化を進めることが望まれる。

事例：研修内容の標準化（消防庁 災害対応指導者育成支援事業）別紙1 1 P. 9～11

- ③ 研修実施後は、研修内容の評価や報告会による情報共有にとどまらず、図上演習や災害対応の経験で見出した課題や、講義で得た最新の知見などを踏まえ、既存の計画やマニュアルの見直しにつなげるなど、研修等の成果を組織的に定着させ、実際の業務に反映させることが重要である。

(3) 防災担当職員同士のつながりの構築・維持

防災担当職員向けの研修効果の一つとして、防災担当職員同士の横のつながりの構築があげられる。複数日間に渡る集合研修により、他団体の防災担当職員とともに学び、交流することで、それぞれの取り組み状況や知見の共有はもとより、災害発生時に連携が可能な「顔の見える関係」の構築・維持を図ることが望まれる。中でも、危機管理監や課長級の職員については、組織間相互での重要な情報のやりとりや、それに基づく調整を行うコンタクトパーソンとなることが期待される。

加えて、地方公共団体の職員の異動は、2～3年で行われることが多いことに鑑み、ネットワークの継続的な維持のため、定期的な研修等やフォローアップの場の提供が望まれる。

事例：宿泊集合研修（愛媛県、千葉県自治研修センター、自治大学校）別紙1 1P. 12～14
フォローアップの場の提供（人と防災未来センター、市町村アカデミー）別紙1 1
P. 15, 16

(4) 防災担当職員以外の職員への研修等の充実

大規模災害時においては、地方公共団体をあげて災害対応に当たることとなるため、全職員が受講する一般研修等において災害対応訓練を取り扱う等、防災担当職員以外の職員が自ら対応する意識を保持することが重要である。

また、例えば選挙における繰延投票や税の減免など防災担当部局以外の部局においても、自らの本来業務において、災害発生に伴い対応が必要となる業務が発生する可能性がある。このため、実際に発生した災害の事例に基づき、災害発生時にはどのような業務が想定されるかについて、事前にイメージを描けるようにし、予防段階から備えておくことが望まれる。

また、職員が災害発生時に災害対応に専念できるよう、自らそして家族が災害で甚大な被害を受けないようにするため、自宅の耐震化や家具固定などの災害予防に関する意識啓発を行うことも重要である。

事例：一般職員研修（熊本県）・・・別紙1 1P. 17
新規採用職員研修（山口県、高知県須崎市）・・・別紙1 1P. 18, 19

東日本大震災におけるJ-ALERTの活用状況

別紙1

東日本大震災での活用状況①(起動状況)

● 全国

3月11日時点での全国の運用団体		773団体(1,691市町村のうち約46%)	
うち受信機のみ運用団体		391団体(1,691市町村のうち約23%)	
うち受信機・自動起動機運用団体		382団体(1,691市町村のうち約22%)	
うち緊急地震速報の対象団体	63団体	うち津波予報の対象団体	145団体
うち自動起動した団体	35団体	うち自動起動した団体	99団体
うち震度の設定、猶予時間判定により自動起動しなかった団体	27団体	うち津波注意報は自動起動しない団体	36団体
うち事故により自動起動しなかった団体	1団体	うち事故により期待された起動をしなかった団体	8団体
		うち自動起動したか不明な団体	2団体

● 岩手県、宮城県

3月11日時点での岩手県、宮城県の運用団体		33団体(69市町村のうち約48%)	
うち受信機のみ運用団体		27団体(69市町村のうち約39%)	
うち受信機・自動起動機運用団体		6団体(69市町村のうち約9%)	
うち緊急地震速報の対象団体	6団体	うち津波予報の対象団体	5団体
うち自動起動した団体 2団体(岩手県久慈市、宮城県美里町)		うち自動起動した団体 2団体(岩手県洋野町、宮城県東松島市)	
うち震度の設定、猶予時間判定により自動起動しなかった団体	4団体	うち事故により自動起動しなかった団体	2団体
		うち自動起動したか不明な団体	1団体

※ 福島県内の59市町村を除く全国1,691市町村を調査対象としたアンケート調査。津波予報は、3/11 14:49(第1報)～3/12 03:20(第8報)までを対象

自動起動しなかった原因: ①衛星が受信できなかった ②停電によりUPSでシャットダウンした

成功事例

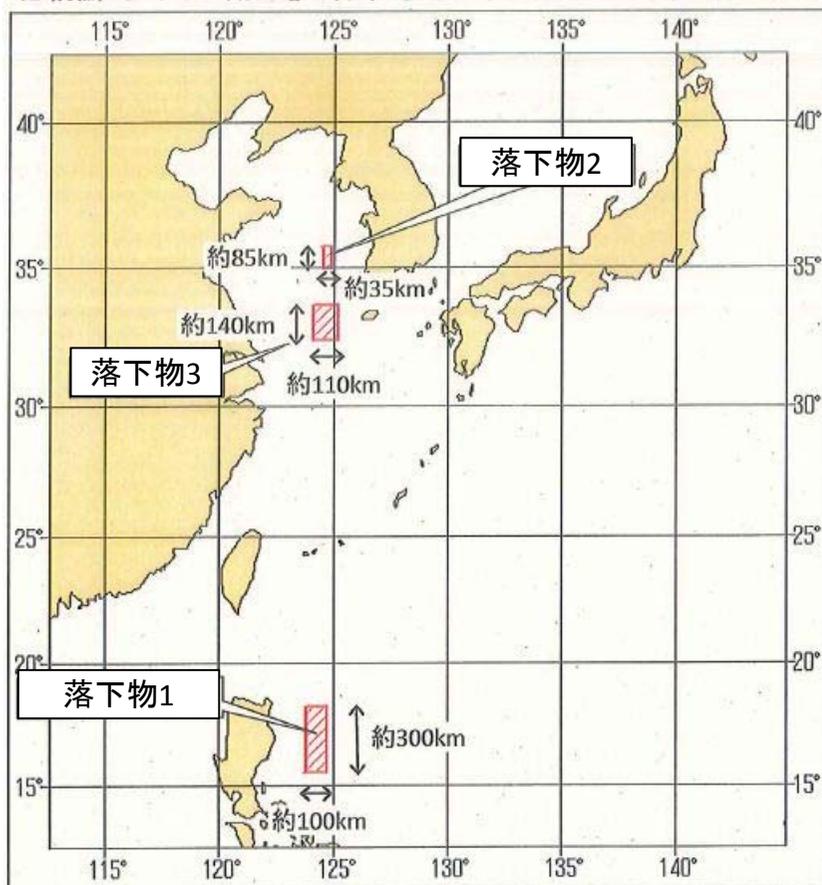
- 14:46の本震の4分後の14:50に大津波警報が発表されたが、本震の直後で混乱している状況の中、Jアラートにより自動的に防災行政無線を起動させて、大津波警報の第1報を放送できたことは住民が避難する上で非常に有効であった。(岩手県洋野町、宮城県東松島市)
- 本震後、大津波警報が防災行政無線及び庁内放送を用いて、Jアラートにより自動的に伝達され、災害対策本部では職員がスムーズに避難誘導へ移ることができ、住民の命が救われた事例があった。(福島県浪江町)
- 第1報がJアラートにより自動的に放送され、通常と異なる音声(男性の合成音声)であったため、異常な事態であることがすぐにわかったという住民の声があった。(福島県新地町)
- 津波警報、大津波警報と同時に避難を呼びかける音声(Jアラートにより自動で流れ、屋外スピーカーとJアラートのシステムの連動は住民の避難にとって非常に有効であった。(茨城県ひたちなか市)
- 情報を他のシステムより早く受信でき、庁内放送、メールシステムの初動に役立った。(秋田県大仙市)
- テレビが地震で破損していたため、大津波警報を最初に取得したのはJアラートであり、非常時の情報源として役立った。(宮城県東松島市)

教訓事例

- 地震後の停電の際、非常電源が適切に確保できなかった事例 4事例
- 地域設定が広範囲に設定されていた等の理由により、ピンポイントに作動しなかった事例 4事例
- 機器の不具合により、正常に作動しなかった事例 1事例

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案(平成24年12月)①

北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイル発射に関する区域図



1 「人工衛星」と称するミサイル発射の概要

Em-Netによる情報(平成24年12月12日10時26分)によると、平成24年12月12日(水)北朝鮮西岸から南に向かって1発の人工衛星と称するミサイルが9時49分頃、発射されたことを確認した。ミサイルは分離し、1つが朝鮮半島西方の洋上(予告落下区域内)へ、もう1つが朝鮮半島南西の洋上(予告落下区域内)へ、もう1つが、フィリピン東方の洋上(予告落下区域内)へ落下したものと推定される。

破壊措置の実施はなし。

- ① 発射時刻 9時49分頃
- ② 発射場所 北朝鮮西岸
- ③ 発射方向 南
- ④ 発射数 1発
- ⑤ 通過時刻 10時01分頃 沖縄地方の上空を通過したと推定
- ⑥ 破壊措置 なし
- ⑦ 落下物1 10時05分頃 フィリピンの東約300kmの太平洋(落下区域内)と推定
- ⑧ 落下物2 9時58分頃 朝鮮半島の西約200kmの黄海(落下区域内)と推定
- ⑨ 落下物3 9時59分頃 朝鮮半島の南西約300kmの東シナ海(落下区域内)と推定

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案(平成24年12月)②

2 消防庁の対応

- 12月 1日 国民保護運用室長を長とする消防庁情報連絡室を設置
- 12月 5日 沖縄県及び東京都において、地方公共団体に対する説明会を開催。Jアラートの第3回再訓練を繰り上げ実施
- 12月 9日 国民保護・防災部長を長とする消防庁情報連絡室へ改組
- 12月12日
- 9時55分 発射情報をJアラートで送信(対象地域:沖縄県)
 - 9時56分 発射情報(エムネット情報)を一斉FAXで各都道府県に送付
 - 10時02分 通過情報をJアラートで送信(対象地域:沖縄県)
 - 10時05分 総理指示を一斉FAXで各都道府県に送付
 - 10時05分現在 沖縄県(市町村・消防本部)から落下物情報及び被害情報がないことを確認
 - 10時16分 通過情報(エムネット情報)を一斉FAXで各都道府県に送付
 - 10時55分現在 沖縄県(市町村・消防本部)から落下物情報及び被害情報がないことを確認
 - 11時45分 総理指示を一斉FAXで各都道府県に送付
 - 11時58分 内閣官房長官声明を一斉FAXで各都道府県に送付
 - 14時40分現在 沖縄県(市町村・消防本部)から落下物情報及び被害情報がないことを確認

3 落下物情報等の有無

沖縄県の18消防本部及び消防本部のない12市町村からの報告によると、14時40分現在、落下物情報及び被害情報ともになし。

4 住民に対する情報伝達の状況

Jアラートによる住民への情報伝達システムについては、全体として概ね順調に機能したところである。

ただし、Jアラートの自動起動を予定していた団体のうち、1団体においては、発射情報について、自動起動の設定誤りにより防災行政無線の放送はなされなかったものの、手動によりコミュニティ放送が実施された。その後直ちに設定を適正化し、通過情報については自動起動により防災行政無線の放送及びコミュニティ放送が行われた。

また、手動対応の小規模団体の一部において、ミサイル発射情報等について、確認等に時間を要した等の理由で防災行政無線の放送等がなされなかった事例があった。

それ以外の団体(先島諸島の全市町村(石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町及び与那国町)を含む)においては、予定通り住民への情報伝達が行われた。

また、Jアラートの自動起動を予定していた27市町村のうち、26市町村では、Jアラートの自動起動により、発射情報、上空通過情報ともに防災行政無線等から放送がなされた。

地方公共団体における主な情報伝達手段の現状

(1) 情報伝達手段の現状（緊急速報メール以外）

調査時点	平成24年3月31日時点						平成23年11月1日時点										
	都道府県名	総市町村数	市町村 防災行政無線 (同報系)		市町村 防災行政無線 (移動系)		総市町村数	コミュニティ FM		CATV		IP告知等		登録制メール		消防団等による広報	
			市町村 数	整備率 (%)	市町村 数	整備率 (%)		市町村 数	整備率 (%)	市町村 数	整備率 (%)	市町村 数	整備率 (%)	市町村 数	整備率 (%)	市町村 数	整備率 (%)
1	北海道	179	90	50.3%	136	76.0%	179	23	12.8%	2	1.1%	35	19.6%	27	15.1%	149	83.2%
2	青森県	40	39	97.5%	36	90.0%	40	4	10.0%	5	12.5%	3	7.5%	13	32.5%	40	100.0%
3	岩手県	33	26	78.8%	30	90.9%	33	5	15.2%	7	21.2%	10	30.3%	10	30.3%	31	93.9%
4	宮城県	35	21	60.0%	34	97.1%	35	11	31.4%	3	8.6%	6	17.1%	14	40.0%	32	91.4%
5	秋田県	25	16	64.0%	21	84.0%	25	3	12.0%	1	4.0%	4	16.0%	10	40.0%	20	80.0%
6	山形県	35	11	31.4%	27	77.1%	35	2	5.7%	2	5.7%	8	22.9%	2	5.7%	34	97.1%
7	福島県	59	40	67.8%	38	64.4%	59	5	8.5%	2	3.4%	4	6.8%	2	3.4%	24	40.7%
8	茨城県	44	37	84.1%	35	79.5%	44	4	9.1%	3	6.8%	2	4.5%	20	45.5%	41	93.2%
9	栃木県	26	12	46.2%	22	84.6%	26	0	0.0%	8	30.8%	5	19.2%	11	42.3%	26	100.0%
10	群馬県	35	26	74.3%	27	77.1%	35	9	25.7%	8	22.9%	3	8.6%	20	57.1%	33	94.3%
11	埼玉県	63	61	96.8%	59	93.7%	63	7	11.1%	10	15.9%	6	9.5%	33	52.4%	55	87.3%
12	千葉県	54	54	100.0%	48	88.9%	54	6	11.1%	12	22.2%	1	1.9%	34	63.0%	50	92.6%
13	東京都	62	61	98.4%	57	91.9%	62	16	25.8%	27	43.5%	5	8.1%	48	77.4%	47	75.8%
14	神奈川県	33	32	97.0%	25	75.8%	33	15	45.5%	7	21.2%	2	6.1%	29	87.9%	28	84.8%
15	新潟県	30	21	70.0%	28	93.3%	30	12	40.0%	9	30.0%	5	16.7%	19	63.3%	30	100.0%
16	富山県	15	14	93.3%	14	93.3%	15	8	53.3%	14	93.3%	3	20.0%	10	66.7%	15	100.0%
17	石川県	19	13	68.4%	10	52.6%	19	6	31.6%	15	78.9%	2	10.5%	11	57.9%	17	89.5%
18	福井県	17	15	88.2%	16	94.1%	17	4	23.5%	16	94.1%	3	17.6%	8	47.1%	12	70.6%
19	山梨県	27	26	96.3%	26	96.3%	27	3	11.1%	8	29.6%	3	11.1%	8	29.6%	25	92.6%
20	長野県	77	65	84.4%	68	88.3%	77	10	13.0%	53	68.8%	24	31.2%	28	36.4%	73	94.8%
21	岐阜県	42	41	97.6%	42	100.0%	42	4	9.5%	20	47.6%	1	2.4%	24	57.1%	36	85.7%
22	静岡県	35	35	100.0%	34	97.1%	35	11	31.4%	7	20.0%	9	25.7%	20	57.1%	34	97.1%
23	愛知県	54	35	64.8%	52	96.3%	54	12	22.2%	32	59.3%	5	9.3%	38	70.4%	51	94.4%
24	三重県	29	27	93.1%	29	100.0%	29	3	10.3%	23	79.3%	3	10.3%	17	58.6%	29	100.0%
25	滋賀県	19	14	73.7%	16	84.2%	19	4	21.1%	4	21.1%	2	10.5%	11	57.9%	18	94.7%
26	京都府	26	13	50.0%	19	73.1%	26	6	23.1%	8	30.8%	4	15.4%	13	50.0%	25	96.2%
27	大阪府	43	37	86.0%	32	74.4%	43	10	23.3%	10	23.3%	3	7.0%	42	97.7%	39	90.7%
28	兵庫県	41	23	56.1%	24	58.5%	41	12	29.3%	27	65.9%	11	26.8%	36	87.8%	37	90.2%
29	奈良県	39	23	59.0%	29	74.4%	39	5	12.8%	13	33.3%	2	5.1%	10	25.6%	33	84.6%
30	和歌山県	30	30	100.0%	28	93.3%	30	2	6.7%	4	13.3%	4	13.3%	12	40.0%	29	96.7%
31	鳥取県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	2	10.5%	12	63.2%	1	5.3%	7	36.8%	16	84.2%
32	島根県	19	16	84.2%	14	73.7%	19	1	5.3%	14	73.7%	5	26.3%	6	31.6%	16	84.2%
33	岡山県	27	17	63.0%	24	88.9%	27	5	18.5%	20	74.1%	8	29.6%	11	40.7%	23	85.2%
34	広島県	23	21	91.3%	19	82.6%	23	4	17.4%	8	34.8%	1	4.3%	10	43.5%	23	100.0%
35	山口県	19	15	78.9%	15	78.9%	19	10	52.6%	9	47.4%	2	10.5%	16	84.2%	18	94.7%
36	徳島県	24	19	79.2%	18	75.0%	24	1	4.2%	15	62.5%	6	25.0%	4	16.7%	23	95.8%
37	香川県	17	10	58.8%	14	82.4%	17	2	11.8%	7	41.2%	6	35.3%	14	82.4%	14	82.4%
38	愛媛県	20	18	90.0%	20	100.0%	20	1	5.0%	9	45.0%	4	20.0%	8	40.0%	20	100.0%
39	高知県	34	24	70.6%	26	76.5%	34	2	5.9%	8	23.5%	9	26.5%	6	17.6%	29	85.3%
40	福岡県	60	40	66.7%	41	68.3%	60	4	6.7%	5	8.3%	5	8.3%	27	45.0%	57	95.0%
41	佐賀県	20	17	85.0%	13	65.0%	20	1	5.0%	10	50.0%	1	5.0%	11	55.0%	19	95.0%
42	長崎県	21	16	76.2%	20	95.2%	21	4	19.0%	6	28.6%	4	19.0%	5	23.8%	19	90.5%
43	熊本県	45	37	82.2%	34	75.6%	45	3	6.7%	7	15.6%	7	15.6%	25	55.6%	42	93.3%
44	大分県	18	13	72.2%	12	66.7%	18	2	11.1%	11	61.1%	0	0.0%	8	44.4%	18	100.0%
45	宮崎県	26	24	92.3%	25	96.2%	26	3	11.5%	8	30.8%	6	23.1%	13	50.0%	25	96.2%
46	鹿児島県	43	40	93.0%	36	83.7%	43	8	18.6%	3	7.0%	4	9.3%	11	25.6%	39	90.7%
47	沖縄県	41	30	73.2%	15	36.6%	41	8	19.5%	0	0.0%	2	4.9%	7	17.1%	33	80.5%
	総計	1,742	1,334	76.6%	1,427	81.9%	1,742	283	16.2%	511	29.3%	249	14.3%	768	44.1%	1,546	88.7%

備考 市町村防災行政無線以外については、平成23年11月1日現在の数値。

※市町村数：各情報伝達手段を整備している市町村数

整備率：各情報伝達手段を整備している市町村数／総市町村数×100(%)

(2) 緊急速報メールの導入状況

都道府 県名	総市町 村数	ドコモ		au		softbank	
		市町 村数	整備率 (%)	市町 村数	整備率 (%)	市町 村数	整備率 (%)
1 北海道	179	97	54.2%	40	22.3%	38	21.2%
2 青森県	40	40	100.0%	17	42.5%	6	15.0%
3 岩手県	33	33	100.0%	6	18.2%	6	18.2%
4 宮城県	35	7	20.0%	3	8.6%	2	5.7%
5 秋田県	25	15	60.0%	10	40.0%	9	36.0%
6 山形県	35	30	85.7%	21	60.0%	21	60.0%
7 福島県	59	23	39.0%	3	5.1%	3	5.1%
8 茨城県	44	28	63.6%	11	25.0%	12	27.3%
9 栃木県	26	11	42.3%	4	15.4%	6	23.1%
10 群馬県	35	11	31.4%	7	20.0%	7	20.0%
11 埼玉県	63	32	50.8%	25	39.7%	24	38.1%
12 千葉県	54	30	55.6%	22	40.7%	21	38.9%
13 東京都	62	32	51.6%	18	29.0%	17	27.4%
14 神奈川県	33	18	54.5%	14	42.4%	12	36.4%
15 新潟県	30	23	76.7%	15	50.0%	15	50.0%
16 富山県	15	13	86.7%	8	53.3%	7	46.7%
17 石川県	19	10	52.6%	8	42.1%	6	31.6%
18 福井県	17	17	100.0%	11	64.7%	8	47.1%
19 山梨県	27	3	11.1%	1	3.7%	2	7.4%
20 長野県	77	14	18.2%	11	14.3%	10	13.0%
21 岐阜県	42	13	31.0%	6	14.3%	4	9.5%
22 静岡県	35	11	31.4%	3	8.6%	3	8.6%
23 愛知県	54	42	77.8%	34	63.0%	31	57.4%
24 三重県	29	25	86.2%	14	48.3%	12	41.4%
25 滋賀県	19	11	57.9%	2	10.5%	3	15.8%
26 京都府	26	26	100.0%	24	92.3%	22	84.6%
27 大阪府	43	23	53.5%	18	41.9%	17	39.5%
28 兵庫県	41	40	97.6%	24	58.5%	22	53.7%
29 奈良県	39	15	38.5%	10	25.6%	9	23.1%
30 和歌山県	30	9	30.0%	5	16.7%	3	10.0%
31 鳥取県	19	17	89.5%	7	36.8%	7	36.8%
32 島根県	19	10	52.6%	5	26.3%	6	31.6%
33 岡山県	27	21	77.8%	14	51.9%	13	48.1%
34 広島県	23	19	82.6%	13	56.5%	11	47.8%
35 山口県	19	19	100.0%	11	57.9%	12	63.2%
36 徳島県	24	18	75.0%	3	12.5%	4	16.7%
37 香川県	17	17	100.0%	12	70.6%	9	52.9%
38 愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
39 高知県	34	28	82.4%	8	23.5%	7	20.6%
40 福岡県	60	32	53.3%	22	36.7%	20	33.3%
41 佐賀県	20	20	100.0%	10	50.0%	8	40.0%
42 長崎県	21	6	28.6%	4	19.0%	6	28.6%
43 熊本県	45	45	100.0%	27	60.0%	26	57.8%
44 大分県	18	14	77.8%	5	27.8%	4	22.2%
45 宮崎県	26	17	65.4%	7	26.9%	6	23.1%
46 鹿児島県	43	26	60.5%	15	34.9%	14	32.6%
47 沖縄県	41	16	39.0%	8	19.5%	4	9.8%
総計	1,742	1,047	59.0%	586	33.0%	535	30.0%

※データは、各社のホームページより消防庁まとめ（ドコモ：平成24年6月1日、au：平成24年6月4日、Softbank：平成24年5月28日）

なお、地方公共団体の都合により掲載していない場合があるとのこと。

※緊急速報メール3社導入市町村（全国） 27.6%

Jアラートの運用状況調査結果

■ Jアラートの運用状況調査概要

本調査は、消防庁において、Jアラートの活用の実態を把握するため、Jアラートの整備・運用状況及びJアラートにより送信される情報について、各市町村がどのような手段を用いて住民に対して伝達することを予定しているかを調査したものの。

1 調査時点

平成 24 年 6 月 1 日現在

2 調査内容

以下の各情報伝達手段について、Jアラートで受信した情報を「自動」又は「手動」で起動するかどうかを調査。

- 市町村防災行政無線（同報系）
- 無線（屋外スピーカー）（注1）
- 有線（屋外スピーカー）（注2）
- コミュニティ FM
- CATV 放送
- 音声告知端末
- 登録制メール
- 緊急速報メール
- 広報車等（「手動」のみ）

- ・自 動：J-ALERT により情報が受信機まで到達したのち、各地方公共団体又は放送局等の職員が一切の操作をすることなく、当該情報伝達手段が起動し、住民まで情報が伝達されるもの
- ・手 動：J-ALERT により情報が受信機まで到達したのち、各地方公共団体又は放送局等の職員が何らかの操作をすることにより、当該情報伝達手段を起動し、住民まで情報が伝達されるもの

（注1）無線（屋外スピーカー）：MCA無線など、市町村防災行政無線（同報系）以外の無線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達するもの

（注2）有線（屋外スピーカー）：有線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達するもの

■受信機の運用及びJアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有に関する
市町村の状況(都道府県別)

	総市町村数	受信機運用市町村		自動起動が可能な市町村	
		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
01北海道	179	179	100.0%	83	46.4%
02青森県	40	40	100.0%	32	80.0%
03岩手県	33	31	93.9%	21	63.6%
04宮城県	35	35	100.0%	19	54.3%
05秋田県	25	25	100.0%	15	60.0%
06山形県	35	35	100.0%	12	34.3%
07福島県	59	50	84.8%	31	52.5%
08茨城県	44	42	95.5%	25	56.8%
09栃木県	26	26	100.0%	9	34.6%
10群馬県	35	35	100.0%	19	54.3%
11埼玉県	63	62	98.4%	50	79.4%
12千葉県	54	54	100.0%	48	88.9%
13東京都	62	56	90.3%	52	83.9%
14神奈川県	33	33	100.0%	33	100.0%
15新潟県	30	30	100.0%	21	70.0%
16富山県	15	15	100.0%	12	80.0%
17石川県	19	19	100.0%	12	63.2%
18福井県	17	17	100.0%	14	82.4%
19山梨県	27	27	100.0%	26	96.3%
20長野県	77	76	98.7%	59	76.6%
21岐阜県	42	42	100.0%	40	95.2%
22静岡県	35	35	100.0%	32	91.4%
23愛知県	54	54	100.0%	36	66.7%
24三重県	29	29	100.0%	26	89.7%
25滋賀県	19	19	100.0%	16	84.2%
26京都府	26	26	100.0%	16	61.5%
27大阪府	43	43	100.0%	26	60.5%
28兵庫県	41	41	100.0%	28	68.3%
29奈良県	39	39	100.0%	21	53.8%
30和歌山県	30	29	96.7%	22	73.3%
31鳥取県	19	19	100.0%	18	94.7%
32島根県	19	19	100.0%	17	89.5%
33岡山県	27	27	100.0%	9	33.3%
34広島県	23	23	100.0%	18	78.3%
35山口県	19	19	100.0%	11	57.9%
36徳島県	24	24	100.0%	18	75.0%
37香川県	17	17	100.0%	12	70.6%
38愛媛県	20	20	100.0%	16	80.0%
39高知県	34	34	100.0%	32	94.1%
40福岡県	60	60	100.0%	43	71.7%
41佐賀県	20	19	95.0%	17	85.0%
42長崎県	21	21	100.0%	15	71.4%
43熊本県	45	45	100.0%	33	73.3%
44大分県	18	18	100.0%	13	72.2%
45宮崎県	26	26	100.0%	25	96.2%
46鹿児島県	43	43	100.0%	37	86.0%
47沖縄県	41	41	100.0%	27	65.9%
総計	1,742	1,719	98.7%	1,217	69.9%

消防庁調べ(平成24年6月1日現在)

■Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況(都道府県別・手段別)

	防災行政無線	無線 (屋外スピーカー)	有線 (屋外スピーカー)	コミュニティFM	CATV 放送	音声告知端末	登録制メール	緊急速報メール
01北海道	62	2	10	3		21	2	
02青森県	29	2	1			4	1	
03岩手県	17	1	1	1		5		1
04宮城県	16		2	1		3	1	
05秋田県	9		2			5	5	
06山形県	7		5		1	3		
07福島県	29		3			3		
08茨城県	25			1			1	
09栃木県	5		2		1	2	1	
10群馬県	18					3	1	
11埼玉県	47		2		1	2	2	
12千葉県	48					1	4	
13東京都	51	5	1	1		3	3	
14神奈川県	31		1	1		4	3	2
15新潟県	15	1		5	1	5	1	
16富山県	11		1			2		
17石川県	9		2			4	3	
18福井県	12	1	2	2	1	6	1	
19山梨県	24		2			3		
20長野県	49		7	1	3	24	7	2
21岐阜県	37		1	1	1	4	2	
22静岡県	32		2			2	3	
23愛知県	30	6		3		6	4	
24三重県	23	1		2	1	5	6	1
25滋賀県	11	1		1		6	3	
26京都府	10	2		1	1	6	2	
27大阪府	22	4		1				
28兵庫県	19		4	3	1	8		1
29奈良県	18	1				2		
30和歌山県	22		2	1		2	1	
31鳥取県	18					3		
32島根県	12		2			7		
33岡山県	6	1	2	1		3		
34広島県	13	3	1		1	4	4	
35山口県	8	1		1		2	4	
36徳島県	12		4		1	7	1	
37香川県	8	1	1	1	2	7	1	
38愛媛県	13		3	1		8	1	
39高知県	20	4	10		1	14	3	
40福岡県	31	11				3	2	2
41佐賀県	14	3			2	2	1	
42長崎県	11	2	3			4		
43熊本県	27		4	1	1	10	1	
44大分県	9	2	3		1	5	1	
45宮崎県	21	4				4	1	
46鹿児島県	35	5	3	2		4	1	
47沖縄県	26		3	2			2	
総計	1,022	64	92	38	21	231	80	9
割合	58.7%	3.7%	5.3%	2.2%	1.2%	13.3%	4.6%	0.5%

※無線(屋外スピーカー):MCA無線など、市町村防災行政無線(同報系)以外の無線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達するもの

※有線(屋外スピーカー):有線設備を使用し、屋外に設置されたスピーカーを通じて住民に情報伝達するもの

※割合:各情報伝達手段を保有している市町村数/総市町村数(全国)×100%

■ Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況（手段数別）

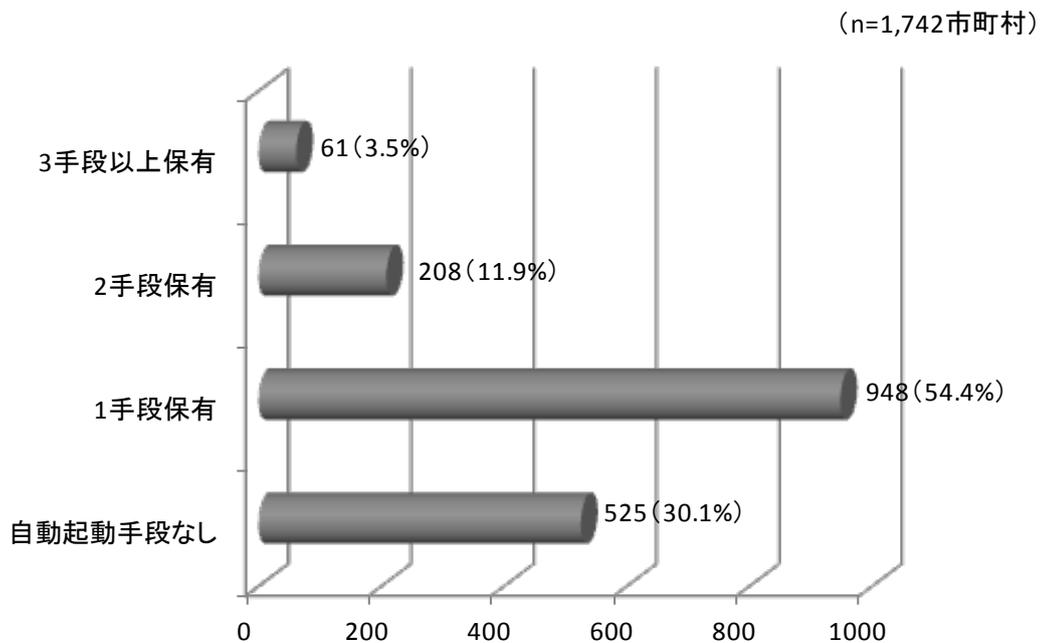
回答選択肢の8つの情報伝達手段に関して、自動起動が可能な情報伝達手段を1つも備えていない市町村は、全体の30.1%にあたる525市町村であった。

一方、自動起動が可能な情報伝達手段を1つ以上備えている市町村は、全体の69.9%にあたる1,217市町村であった。

また、自動起動が可能な情報伝達手段を複数備えている市町村は、全体の15.4%にあたる269市町村であった。

なお、自動起動が可能な情報伝達手段が1つと回答した948市町村のうち、それが市町村防災行政無線（同報系）であるのは819市町村（86.4%）であった。

図 1 自動起動が可能な手段の保有数と市町村数



地方公共団体における主な情報伝達手段の特徴

(1) 市町村防災行政無線（同報系）

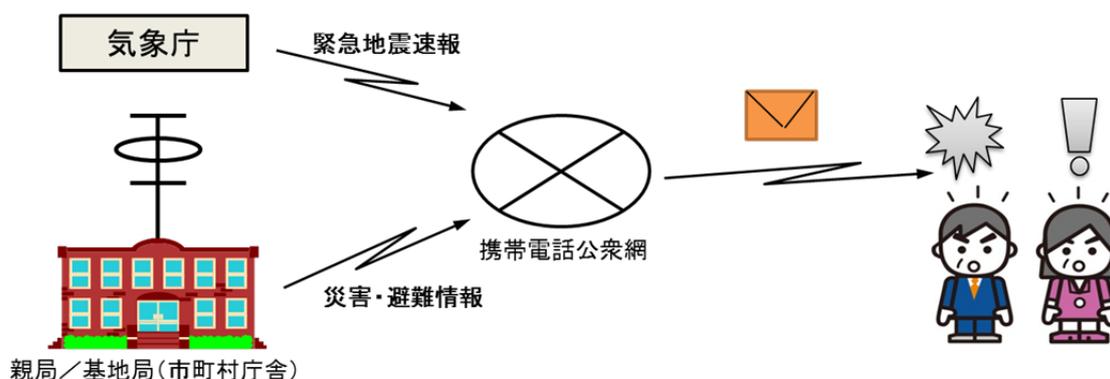


市町村防災行政無線（同報系）は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網で、屋外拡声子局（屋外のスピーカ）や戸別受信機を活用し、地域住民に情報を確実かつ迅速に一斉伝達している。自営の無線網となるため、輻輳の危険性が低く、災害時に有効な伝達手段である。東日本大震災においても、津波警報や避難の情報の主要な伝達手段となった。

平成24年3月31日現在で、市町村防災行政無線（同報系）を整備している市町村の割合は、76.6%であり、最も普及した情報伝達手段の一つとなっている。当該無線についてもデジタル化が進められており、双方向通信等、従来のアナログ方式に比べて、高度な利用が可能となっている。

なお、音声（スピーカ）による情報伝達が中心となるので、風向きや天候、場所（屋内・屋外の別やスピーカからの距離等）により、聞こえ方が異なるため、漏れなく地域住民へ聞こえるようにすることは事実上困難である。戸別受信機の全戸整備により、屋内への情報伝達の確実性を向上することは可能であるが、整備する世帯数等により整備費用が多額となる場合がある。

(2) 緊急速報メール



緊急速報メールは、屋内外を問わず、対象エリアにいる様々な人に災害関連情報の伝達が可能である。対象エリアにいる人は、申込は不要で、月額使用料、通信料など負担することなく情報を受信できる。また、市町村においても、導入費及び運用経費は無料である。

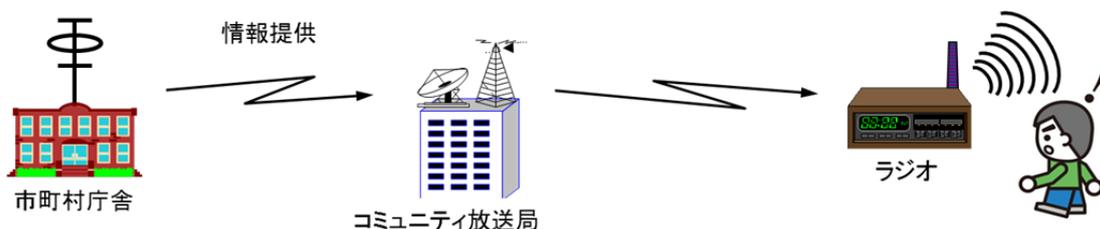
緊急速報メールは、既に導入済であったNTTドコモのほか、KDDI及びソフトバンクモバイルにおいても平成24年1月末から導入された。NTTドコモでは、平成24年6月1日現在契約の市町村数は1,047、KDDIでは、平成24年6月4日現在の契約市町村数は586、ソフトバンクモバイルでは平成24年5月28日現在の契約市町村数は535となっており、急速に普及しつつある。

また、気象庁と連携して、緊急地震速報以外にも、津波警報についてもNTTドコモが平成24年2月24日から、KDDIは同年3月30日から、それぞれ導入しており、ソフトバンクモバイルは平成24年中に導入予定である。

一般のメールと異なり回線混雑の影響を受けにくく、住民以外の一時滞在者や通過交通にも送信が可能である。受信すると専用のアラーム音が鳴り、携帯電話の画面に情報が表示される。

ただし、情報配信は緊急速報メールに対応した端末に限られるほか、対応機種でも受信設定が必要なものもある。なお、通信インフラ（電話回線や中継局）の被災により使用できないことも考えられ、耐災害性は通信会社の対応によることとなる。

(3) コミュニティ放送



コミュニティ放送は、生活情報、行政情報、災害情報、福祉医療情報等の地域に密着した情報を日常的に提供するFM放送で、超短波放送（FM）用周波数（VHF 76.0～90.0MHz）を使用している（最大出力は20W）。放送局数は平成23年12月1日現在全国で249局となっている。超短波放送用周波数で空白領域がある場合、コミュニティ放送局の申請が可能となるが、首都圏、関西圏では新規の免許取得が難しい状況になっている。

コミュニティ放送局と市町村が協定を結ぶことにより、市町村からの災害関連情報を配信することが可能である。一部の放送局では、緊急時に、地方公共団体から発信する緊急情報について、コミュニティ放送に割込ができるように、緊急割込装置を設置している。

東日本大震災においては、避難所への情報提供等で一定の効果を発揮した。放送であるため、通信のように輻輳する心配がなく、インターネット網を用いた放送が可能である。

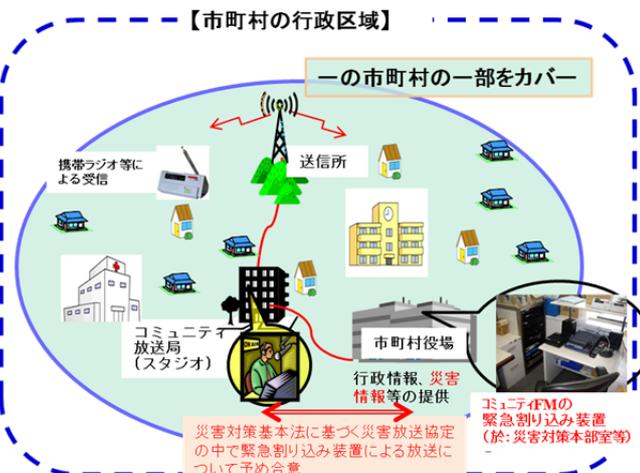
なお、受信するにはFMラジオ等が必要である。また、緊急速報メールをトリガーとして活用し、コミュニティ放送へ誘導すれば一時滞在者や通過交通にも、効果的に情報伝達が可能である。

市町村と締結している災害放送協定の有無
(平成23年12月1日現在)

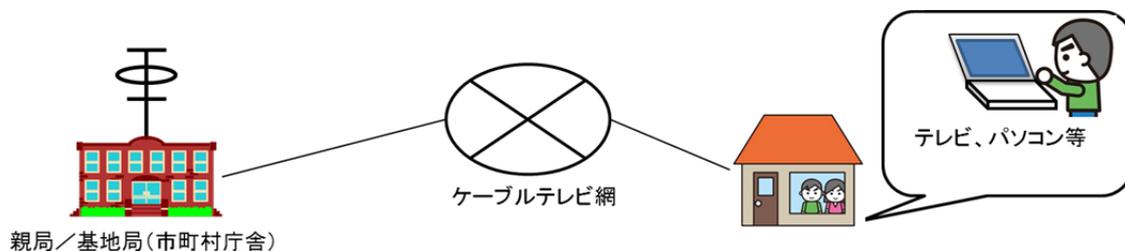
協定あり	協定なし	その他 (未確認等)	計
184	53	12	249
73.9%	21.3%	4.8%	100.0%

緊急割込装置の有無
(平成23年12月1日現在)

設置あり	設置なし	その他 (未確認等)	計
134	103	12	249
53.8%	41.4%	4.8%	100.0%



(4) ケーブルテレビ



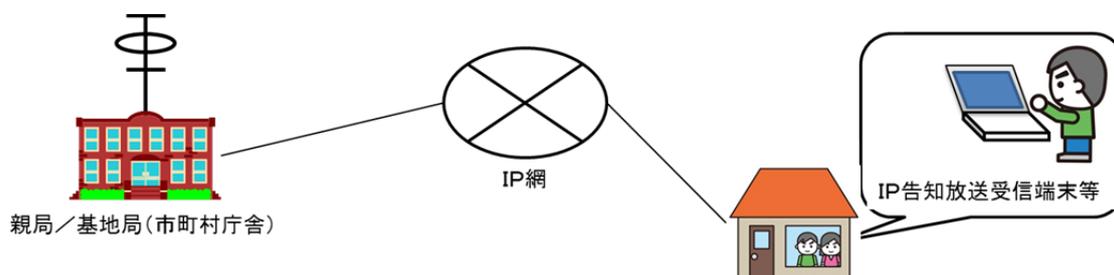
ケーブルテレビは、地上系テレビジョン放送の難視聴解消のための再送信を中心とした補完的メディアとして誕生したものであるが、そのネットワークを用いて災害関連情報を伝達することも可能である。

平成23年3月末現在、ケーブルテレビの事業者数は521であり、内訳は株式会社等(321)、地方公共団体(161)、公益法人(7)、その他(32)となっている。うち、ケーブルテレビインターネット接続サービスを行う事業者数は379となっている。ケーブルテレビの加入世帯数は約3,396万世帯となっている。

地域における災害関連情報の伝達範囲は加入世帯数に依存するため、加入世帯数の多い市町村では、災害関連情報の同報的な伝達手段として、効果的な活用が可能である。

無線のネットワークよりも容量が大きいものを容易に送ることが可能であるとともに、双方向通信が可能であるが、有線ネットワークのため、地震等で断線の可能性があるとともに、ネットワーク網を維持するために電気が必要で、停電に弱いという課題がある。

(5) IP告知放送



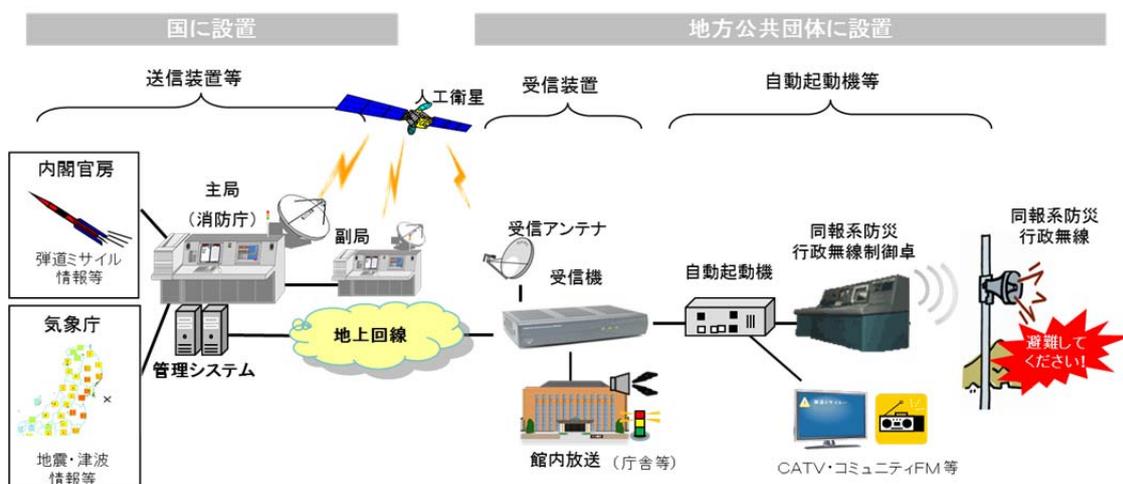
IP網により情報伝達をする手法であり、通常はブロードバンド回線を利用する。有線放送に類似した放送であるが、中には、放送に該当しないサービスもある。基本的にケーブルテレビと類似している。

無線のネットワークよりも容量が大きいものを容易に送ることが可能であるとともに、双方向通信が可能である。専用の受信端末に、音声のみではなく文字情報伝送・蓄積形放送等の機能を有するものがある。また、屋外スピーカ等を組み合わせた屋外の同報システムとしての活用事例もある。

災害関連情報の伝達範囲は、受信端末の整備に依存している。

有線ネットワークのため、地震等で断線の可能性があるとともに、ネットワークを維持するために電気が必要で、停電に弱いという課題がある。

(6) 全国瞬時警報システム（Jアラート）



Jアラートは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房又は気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段を自動起動することにより、国から住民まで災害関連情報を瞬時に伝達するシステムである。

Jアラートは、市町村まで1～2秒で情報を伝達でき、市町村防災行政無線（同報系）を自動起動する場合は、住民へも十数秒～数十秒で伝達可能であり、消防防災無線ファクシミリ等の他の国から地方公共団体等への情報伝達手段と比べ、瞬時伝達性に優れている。また、衛星回線により情報を送信する（地上回線はバックアップ）ため、断線のリスクが少ないという特徴も有している。

(7) 公共情報コモンズ

地方公共団体、交通関連事業者等の災害関連情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信関連事業者等その情報を住民に伝える「情報伝達者」とをつなげる情報基盤である。これにより、情報発信者が発信した情報を、情報伝達者に一斉に配信できるため、住民は様々なメディア（現時点ではテレビ、ラジオに対応。将来的には、インターネット、緊急速報メール等にも対応する予定。）を通じて情報を入手することが可能となる。

災害時における情報伝達方法（長野県飯田市（住民への周知））

別紙 6

災害時における情報伝達方法

□・・・放送をアナウンサーが
覚知して放送

●・・・放送されるがその時点で情報の即時性がない（音・文）
●・・・音は音声による告知、文は文字による告知
※夜間等に大規模災害が発生した場合には、飯田エフエム放送(76.3MHz)を利用して、飯田市が緊急放送を行います。

情報媒体	種別	情報の種類								
		火災	ゆれる前			震度速報 (震度5弱以上)	土砂災害 警戒情報	避難情報	行方不明者	事件等の 情報
			東海地震 予知情報	緊急 地震速報 (震度5弱 以上)	緊急 地震速報 (震度4 以下)					
1 防災行政無線 【同報系屋外子局】	無線告知	○	○	○		○	○	○	○	○
2 防災行政無線フリーダイヤル 【0120-915-460】	NTT電話	○	○	●		○	○	○	○	○
3 火災告知・テレホン案内 【22-5500】	NTT電話	○								
4 いいだ安全・安心メール 【火災】	電子メール	○								
5 いいだ安全・安心メール 【気象・災害・警報ほか】	電子メール	○	○			○	○	○	○	○
6 NTTdocomo「エリアメール」 au、ソフトバンク「緊急速報メール」 【対応機種】	携帯電話・スマートフォン		○	○			○	○		
7 飯田市webサイト 【ホームページ】	インターネット		○				○	○		○
8 飯田エフエム放送 【76.3MHz】	FMラジオ	□	○	○		□	□	□	□	□
9 飯田ケーブルテレビ 【12ch・結いチャンネル】	ケーブルテレビ	○ (音・文)	○ (音・文)	○ (音)	○ (音)	○ (音・文)	○ (音・文)	○ (音・文)	○ (音・文)	○ (音・文)
10 飯田ケーブルテレビ 【音声告知端末】	ケーブルテレビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○

いいだ安全・安心メールを配信しています

市では、火災発生や事件・事故などの情報をメールで配信しています。このサービスを利用するためには、次のとおり利用者登録が必要です。ぜひ登録をしてください。

登録方法

- 携帯電話またはパソコンから、次のアドレスにメールを送信してください。（題名や本文を入力する必要はありません）
- 返信メールに記載された登録用ホームページのアドレス（URL）をクリックしてください。
- ガイダンスに従って利用者登録をしてください。（登録完了）

登録上の注意

- すべての情報が必要な場合は、それぞれ登録をしてください。
- 携帯電話の設定でインターネットからのメールを受信拒否している場合は、city.iida.nagano.jpを受信したいメールアドレスの項目に登録してください。
- URL付きメールの受信を許可してください。

火災情報	iida.kj@mpme.jp
事件・事故情報、不審者情報、 気象・災害警報、 行方不明者情報、その他の情報	iida.jh@mpme.jp

市が発表する避難情報

避難情報	発表される状態	皆さんの行動
避難指示 危険です、今すぐ避難を	◆前兆現象の発生、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、または人的被害の発生した状況です	◆危険です。速やかに避難所に避難してください ◆崖の周辺などを避け、あわてず落ち着いて行動してください
避難勧告 避難を開始してください	◆人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態 ◆避難行動を開始しなければならない段階	◆避難の心得を確認し、家族、近所で助け合いながら避難所に避難を開始します
避難準備情報 避難準備、自主避難の目安に	◆人的被害の発生する可能性が高まった状態 ◆災害時に支援を必要とされる方など、避難に時間を必要とする方が行動を開始しなければならない段階	◆いつでも避難できるように準備を整え、災害情報に注意してください ◆高齢者や子どもは避難所に避難させてください

これまでに行ってきたJアラートに関わる試験・訓練

1 機器の導通試験

(1) 内容

内閣官房から訓練情報を配信し、全運用団体において受信機までの機器の導通を確認する。

(2) 実績

平成24年2月から毎月実施

2 Jアラートを活用した緊急地震速報訓練

(1) 内容

気象庁から緊急地震速報の訓練情報を配信し、希望する地方公共団体において同報系防災行政無線を自動起動する等により放送試験を実施する。

(2) 実績

- ・平成20年12月から毎年6月及び12月に実施
- ・平成23年12月の訓練では、51団体が放送試験を実施

3 沖縄県におけるJ-ALERTに係る放送試験等

(第1回目:平成24年4月5日、第2回目:4月10日)

(1) 全国の地方公共団体での導通試験

第1回目の試験において23団体、第2回目の試験において7団体が、受信できないという不具合があった。



不具合については12日までに改善

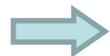
(2) 沖縄県の41団体のうち、自動起動を予定する26団体(※)

① 第1回目の放送試験

7団体で設定誤り、機器の故障等の理由により放送がなされない等のトラブル。

② 第2回目の放送試験

那覇市と宮古島市の一部スピーカー(那覇市44台のうち1台、宮古島市151台のうち3台)で、バッテリー、ケーブル等の不具合により音声流れないトラブル(その他については自動放送なされた)



不具合については12日までに改善

※沖縄県内の防災行政無線等自動起動実施団体

那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、粟国村、渡名喜村、南大東村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町

(3) 沖縄県県内の自動起動を予定しない15団体

2回の導通試験において受信できていることを確認。



自動起動による放送以外の代替手段(手動による防災行政無線、コミュニティFM、有線放送、エリアメール、緊急速報メール等の起動)により確実に情報伝達できる体制をとるよう要請。

Jアラートの全国一斉自動放送等訓練の実施結果及び再訓練の実施

1 訓練の概要

(1) 訓練内容

平成24年9月12日(水)にJアラートを通じて、内閣官房から試験放送の情報を配信し、各地方公共団体のJアラートの運用状況に合わせて、実際に市町村防災行政無線(同報系)等の起動や手順等の確認を実施。

(2) 訓練対象

Jアラート受信機を運用する全ての都道府県及び市町村(1,725市町村)

(3) 訓練の実施結果

- ・正常であることが確認された市町村 1,441市町村
- ・不具合が確認された市町村 284市町村



2 再訓練の実施

9月12日の訓練において不具合が見られた市町村については、不具合の原因を十分解明し、改善を図ったうえで、Jアラートを用いた再訓練を実施。

各地方公共団体における不具合の改善状況、住民への広報に必要な期間等の諸事情を踏まえつつ、準備が整った団体から、10月31日、11月21日及び12月5日の3回に分けて順次実施。

竜巻等突風に対し、考える当面の対応例について

●本対応例は、市町村において、市町村単位の情報付加の情報提供を行う場合の対応の参考となるよう、現在の竜巻注意情報の予測精度のもとで、竜巻注意情報に加えて、竜巻発生確度ナウキャスト、気象の変化の確認等を活用した対応例を示したものである。参考とするにあたっては、現在の防災体制や情報収集・伝達体制等を十分考慮し、可能なものから実施することが望ましい。また、本対応例は、現在竜巻等突風への対応方針を持ち合わせない市町村に対する参考であり、既に竜巻等突風に対する対応方針がある市町村についてはその運用を妨げるものではない。

(A)。「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

【当該市町村】

●竜巻に関する情報・状況の確認

気象の変化、及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報について注意する。

竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、積乱雲が発生し、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。上記の対応は、竜巻等突風災害のみならず、他の気象災害に対しても有効である。

(B)．竜巻注意情報発表時における対応

【当該都道府県内の各市町村】

竜巻注意情報が都道府県等に発表された場合

●竜巻に関する情報・状況の確認

①気象の変化に注意する。

空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等積乱雲が近づく兆しの有無

②竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

各市町村が発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの範囲に入っているか

●情報伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設及び集客施設等の管理者等へ、既存の連絡網や同報メール、同報ファックス等を用いて伝達。

(C)．当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ発生確度2の範囲に入った時における対応

【当該市町村】

気象の変化が見られた かつ 当該市町村が発生確度2の範囲に入った 場合

●情報伝達

住民に対し、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて伝達。

(伝達内容)

- ①竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表されている旨や当該市町村における気象状況)
- ②住民の対処行動

(D)．当該市町村内において竜巻が発生した時における対応

【当該市町村】

竜巻の発生を当該市町村が確認した場合

●情報伝達

住民に対し、竜巻の発生した旨及び対処行動について、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて伝達。

【竜巻注意情報を登録型
防災メール等で住民に
伝達している都道府県】

【報道機関
民間気象事業者等】

竜巻注意情報が都道府県等
に発表された場合

●情報伝達

(伝達内容)

- ①当該都道府県等に竜巻注意情報が発表された旨
- ②住民の対処行動

おおむね都道府県の全域を対象とした竜巻注意情報の伝達

【住民】

情報を受け取った場合

●対処行動を実施

- ①周辺の気象の変化に注意する。
- ②積乱雲の近づく兆しを察知したら、対処行動(雨戸や窓、カーテンなどを閉める等)を取る。
- ③竜巻の近づく兆しを察知したら、対処行動(窓の無い部屋等へ移動等)を取る。

竜巻が発生している旨を伝達。

市町村単位の情報付加し、竜巻注意情報を伝達

◎目撃情報の収集・活用に関する検討

竜巻やひょうなどシビアウェザー現象の目撃情報をリアルタイムで収集し、気象情報に活用するための技術や制度について検討



発見者

災害が発生するおそれがあるシビアウェザー現象の発見者

迅速な情報収集手段とは？

通報内容の品質をどう確保する？

適切な通報者とは？



公的機関等の職員

諸外国等の例は？



欧米の通報制度



SNSは活用可能？



- 我が国の実情を踏まえた最適な目撃情報通報制度の構築
 - 目撃情報の気象情報発表等への適切な活用
- 竜巻の予測精度向上により被害を軽減

地方公共団体の防災に関する職員研修に係る調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、都道府県や市町村等の防災担当職員が、災害対応（特に避難勧告等の発令の判断及び災害情報の伝達）に必要となる専門的な知識・技能を習得する職員研修に関する機会の現状を把握・分析し、災害情報伝達体制強化のための研修のあり方を検討することを目的に実施した。

(2) 調査の対象とする研修

今年度もしくは過去2～3年に実施された、災害や防災に関する知識・技能を修得するための研修・訓練のうち、災害予防、災害応急対策に当たって欠くことのできない、災害情報の伝達及び避難勧告等の発令の判断に必要となる災害の基礎知識に関する内容を含む研修・訓練を対象とした（以下、本調査の対象とした研修・訓練を「防災に関する研修等」ということとする）。

(3) 調査内容と回答率

本調査の内容と回答率は、以下のとおりである。

図表1-1 調査概要

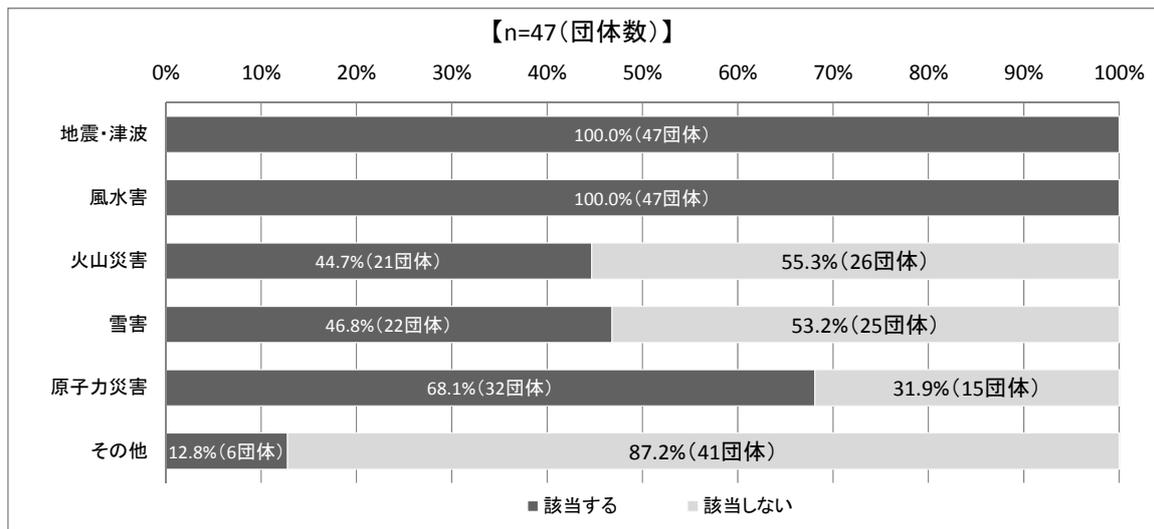
調査内容	【調査①】都道府県調査	【調査②】市町村調査	【調査③】①②以外の研修主体の調査
調査期間	平成24年8月27日(月)～平成24年9月14日(金)		平成24年9月10日(月)～平成24年9月14日(金)
対象	○都道府県	○都道府県内の各市町村 <立地、災害経験より自治体を選定> ①高知県(地震・津波) 34自治体 ②静岡県(火山・土砂災害) 35自治体 ③兵庫県(地震) 41自治体 ④新潟県(水害・地震・雪害) 30自治体 ⑤神奈川県(近年比較的大きな災害の少ない県) 33自治体 計173自治体	○自治大学校 ○消防大学校 ○市町村アカデミー ○国際文化アカデミー ○人と未来防災センター ○消防科学総合センター
調査方法	○メールによる配布・回収 ○調査票はエクセルシート	○調査①に同じ	○調査①に同じ
調査項目	1. 防災の取り組みについて 2. 都道府県が主催する研修 3. 市町村振興協会等による研修 4. 消防学校による研修 5. 集合研修以外の防災関連研修 6. 職員研修・人材育成の課題 7. その他意見等	1. 防災の取り組みについて 2. 独自に実施している集合研修 3. 利用している研修サービス 4. 集合研修以外の防災関連の研修 5. 職員研修・人材育成の課題 6. その他意見等	1. 防災関連の集合研修の実施状況 2. 集合研修以外の防災関連の研修 3. その他意見等
回答数 (回答率)	47/47(100.0%)	119/173(68.8%)	6(100.0%)

2. 都道府県における防災に関する研修等(調査①)

(1) 想定する自然災害

都道府県に、想定する自然災害について聞いたところ、すべての団体が「地震・津波」、「風水害」を想定しており、「火山災害」、「雪害」は約半数、「原子力災害」は約7割の団体で想定されている。

図表2-1 想定する自然災害

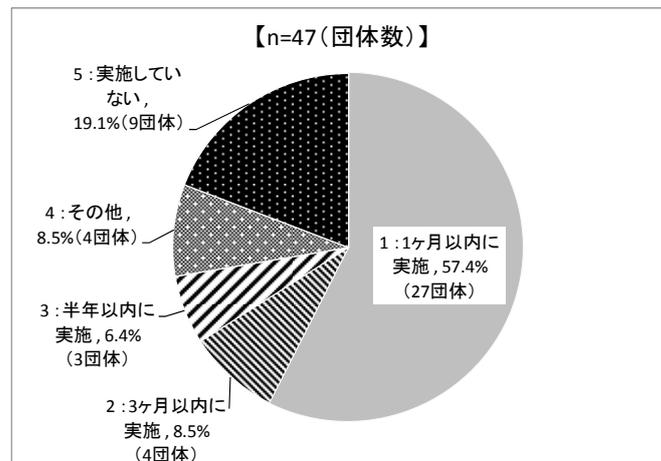


(2) 異動等により職員が新たに防災担当に着任した際の取組み

① 着任前後の研修の実施(または派遣)状況

異動等により職員が新たに防災担当に着任した際に、防災に関する研修を実施、または研修への派遣を行っているか、及び行っている場合の時期について聞いたところ、約8割が実施しており、約6割が1ヶ月以内に実施している。

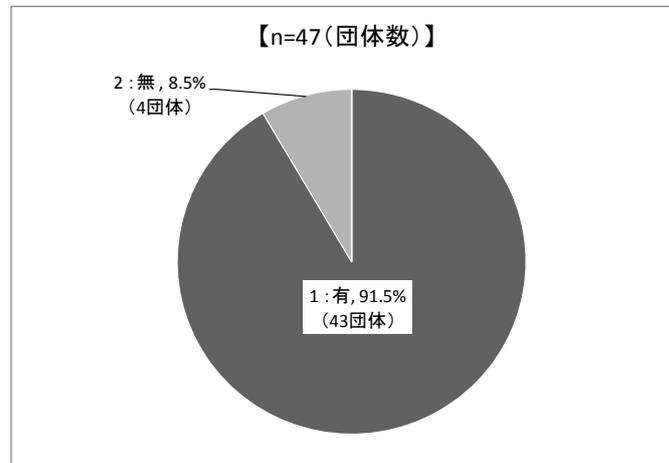
図表2-2 職員が新たに防災担当に着任した際の研修の実施(または派遣)状況



②参照可能なマニュアルの準備状況

防災担当者が新たに着任した際、参照可能な災害の基礎知識や災害対応に関する基本的なマニュアルの有無については、9割強が「有」となっている。

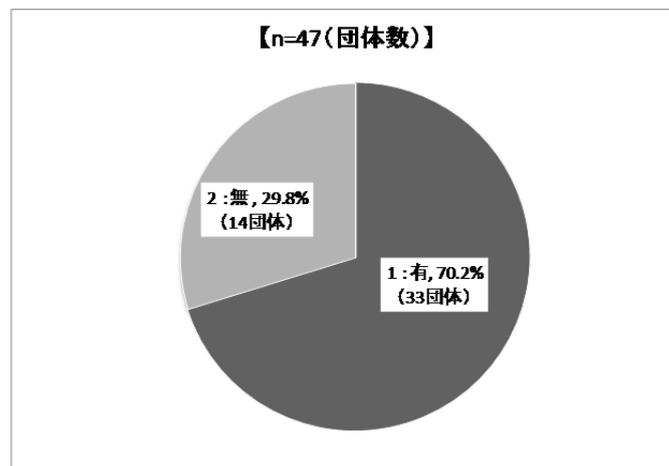
図表2-3 参照可能なマニュアルの有無



(3)都道府県独自の職員研修所の有無

都道府県で独自に職員研修所を所有している団体は約7割で、都道府県職員向けの階層別研修や能力開発研修が実施されている。また、都道府県内の市町村職員向けの研修を併せて実施している研修所もある。

図表2-4 職員研修所の有無



(4) 都道府県が実施する防災に関する集合研修について

各都道府県が実施する、都道府県職員や市町村職員を対象に防災に関する研修等について聞いたところ、すべての団体から実施している研修等について回答があった。なお、法令や中央防災会議決定等に基づく総合防災訓練や国民保護訓練等、全都道府県において統一的に実施されているものについては、調査対象から除いている。

ア 都道府県が実施する、都道府県の防災担当職員向けの研修について

37の都道府県で、都道府県の防災担当職員のみを対象にした研修等が実施されている(88研修)。

研修形態は、「座学(37.5%)」が最も多く、次に「座学と図上演習又は実技訓練の組み合わせ(28.4%)」が実施されている。

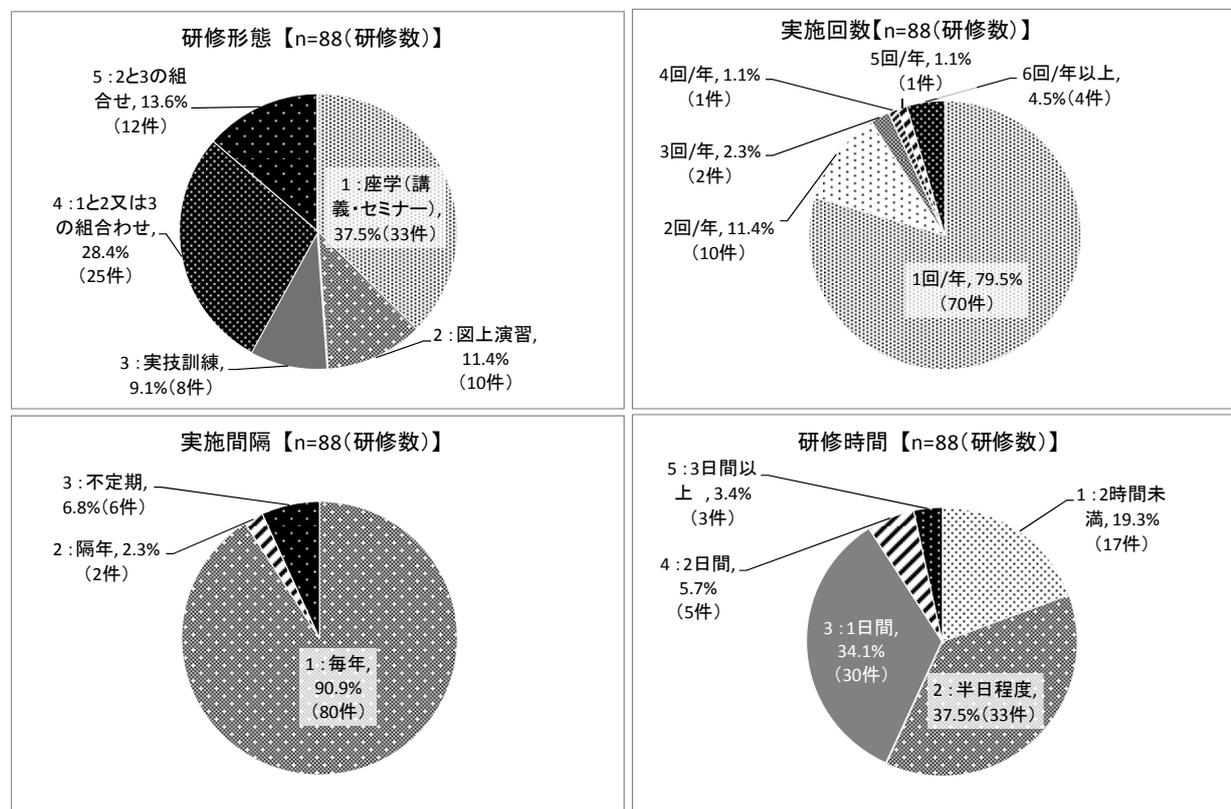
実施回数は年1回が約8割と最も多く、複数回実施されている研修等は少ない。また、毎年実施されている研修等は、全体の約9割となっている。

研修時間は、「半日程度(37.5%)」「1日間(34.1%)」が多く、「2時間未満」は19.3%、「2日間」は5.7%、3日間以上は3.4%となっている。

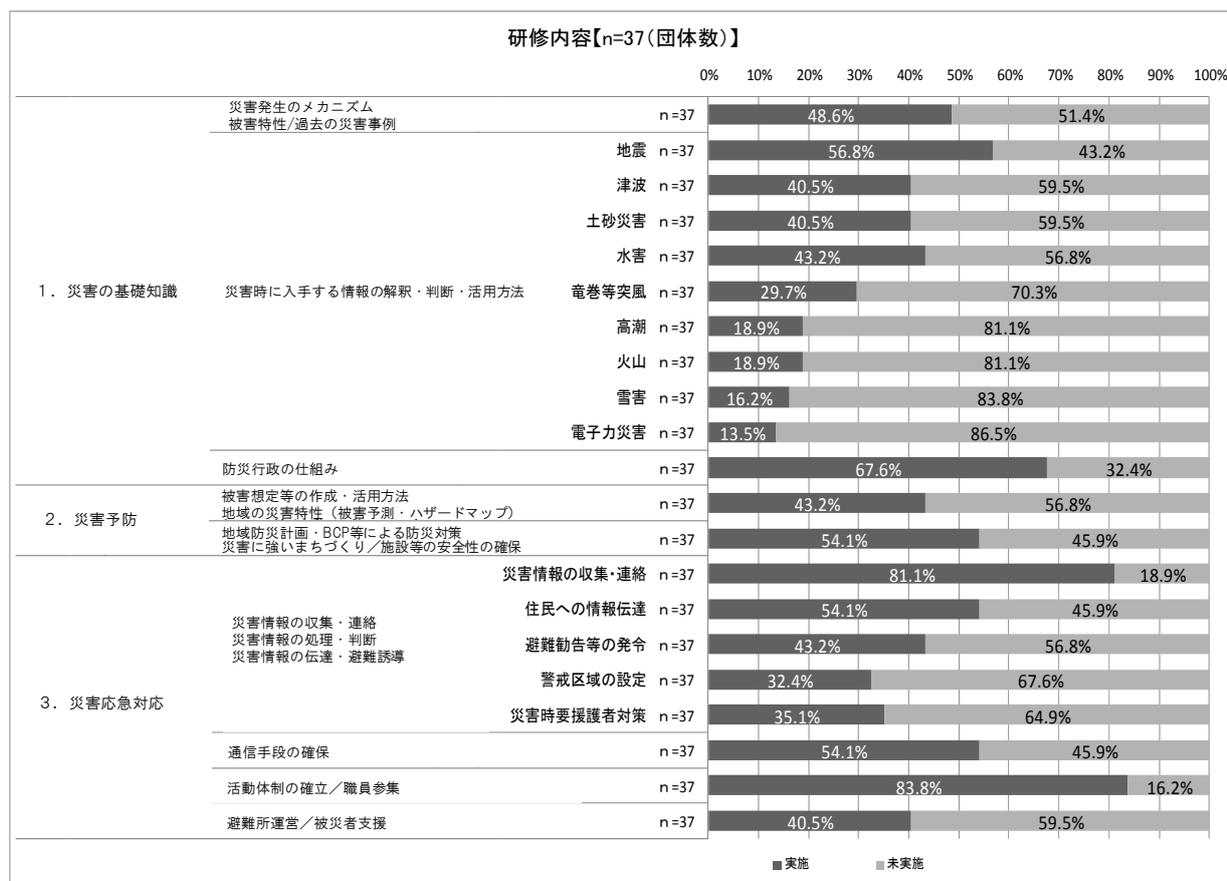
実施されている内容としては、活動体制の確立・職員参集(31団体)、災害情報の収集・連絡(30団体)が約8割と多い。

各都道府県において実施されている研修等については、別紙「都道府県等が実施する研修例①都道府県で実施されている都道府県職員(防災担当職員)向けの防災に関する研修等」(P.29)を参照のこと。

図表2-5 都道府県が実施する、都道府県の防災担当職員向けの研修等(研修単位)



図表2-6 都道府県が実施する、都道府県の防災担当職員向けの研修等の内容(団体単位)



イ 都道府県が実施する、都道府県の防災担当以外の職員も対象とした研修等について

防災担当以外の職員も対象として、講演会・セミナー、図上訓練、初動訓練等様々な研修等が実施されている (58 研修)。

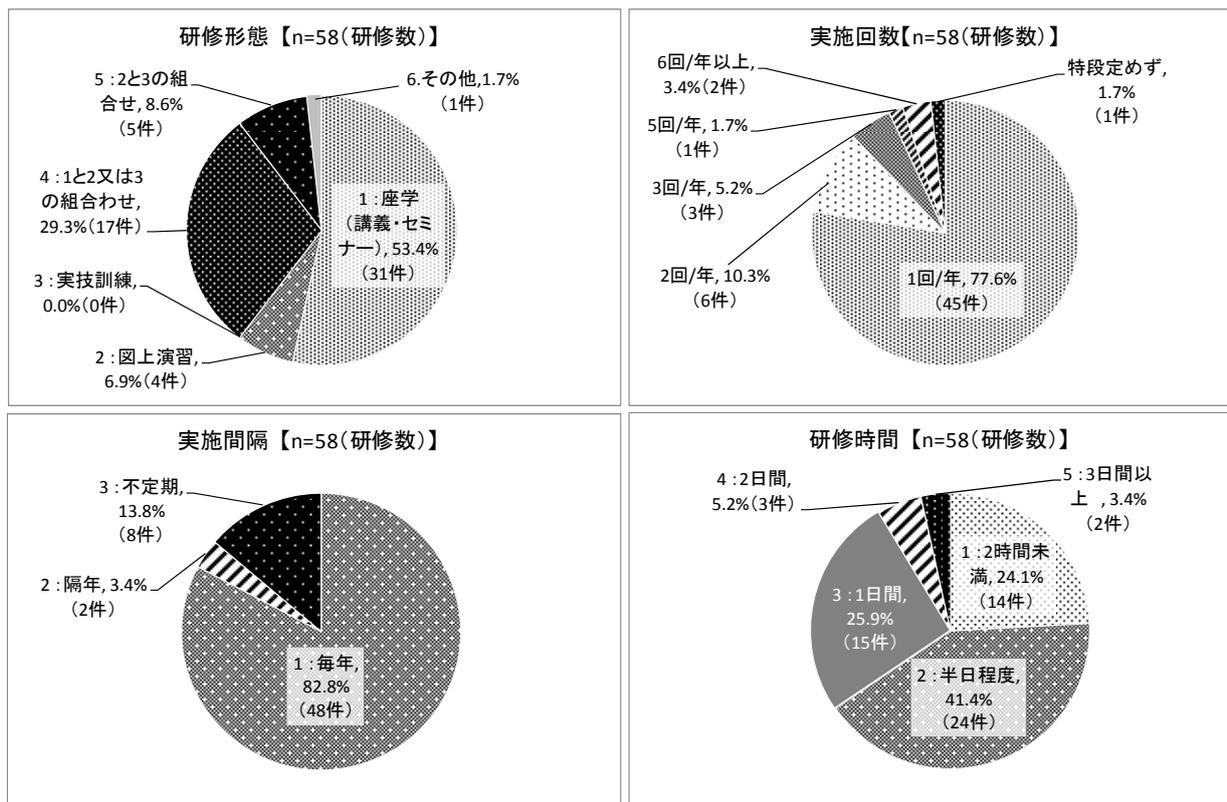
研修形態は、「座学 (53.4%)」が最も多く、次に「座学と図上演習又は実技訓練の組み合わせ (29.3%)」が実施されている。

実施回数は年1回が約8割と最も多く、複数回実施されている研修等は少ない。また、毎年実施されている研修等が最も多く、全体の約8割となっている。

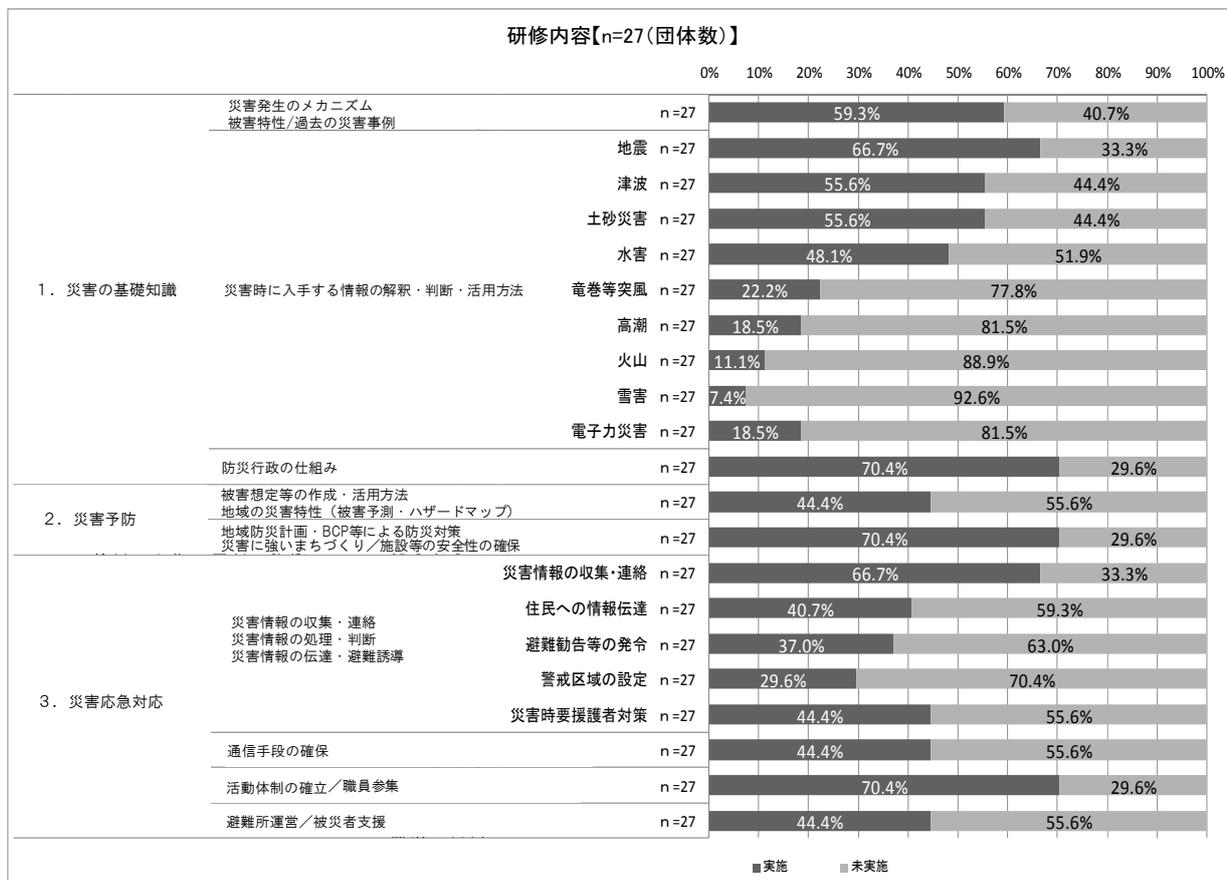
研修時間は、「半日程度 (41.4%)」「1日間 (25.9%)」「2時間未満 (24.1%)」の順に多い。

各都道府県において実施されている研修等の内容については、別紙「都道府県等が実施する研修例②都道府県で実施されている都道府県の防災担当以外の職員も対象とした研修等」(P. 31)を参照のこと。

図表2-7 都道府県が実施する、都道府県の防災担当以外の職員も対象とした研修等(研修単位)



図表2-8 都道府県が実施する、都道府県の防災担当以外の職員も対象とした研修等の内容(団体単位)



ウ 都道府県が実施する、都道府県職員向けの階層別研修等について

25 の都道府県で、新規採用職員や係長級研修など、担当に関わらず受講する一般研修等において、防災に関する内容が取り扱われている。

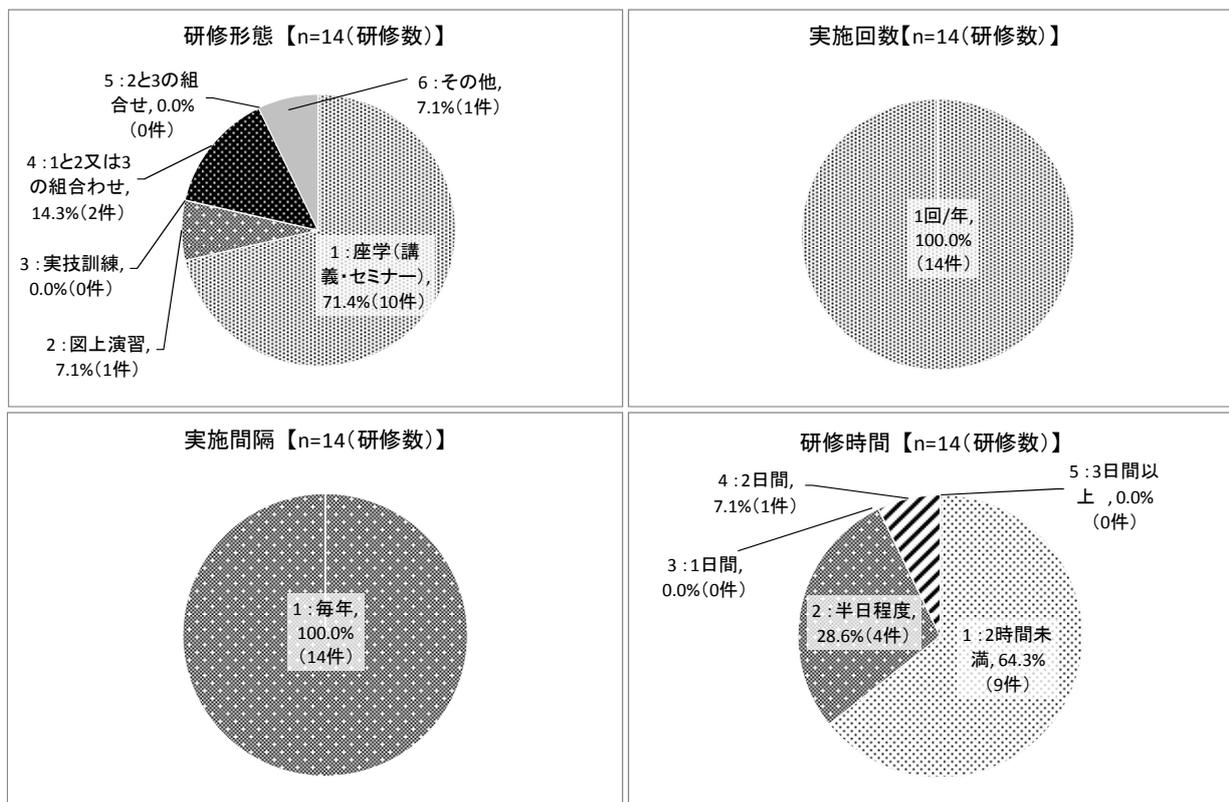
一般研修等の中では、新規採用職員を対象とした研修等（13 団体）、主任、主査、係長、課長級等の階層に応じた研修等（10 団体）で、防災に関する内容が取り扱われている。

新規採用職員を対象にした研修等は 13 団体で実施されており（14 研修）、13 団体ともに毎年実施されている。

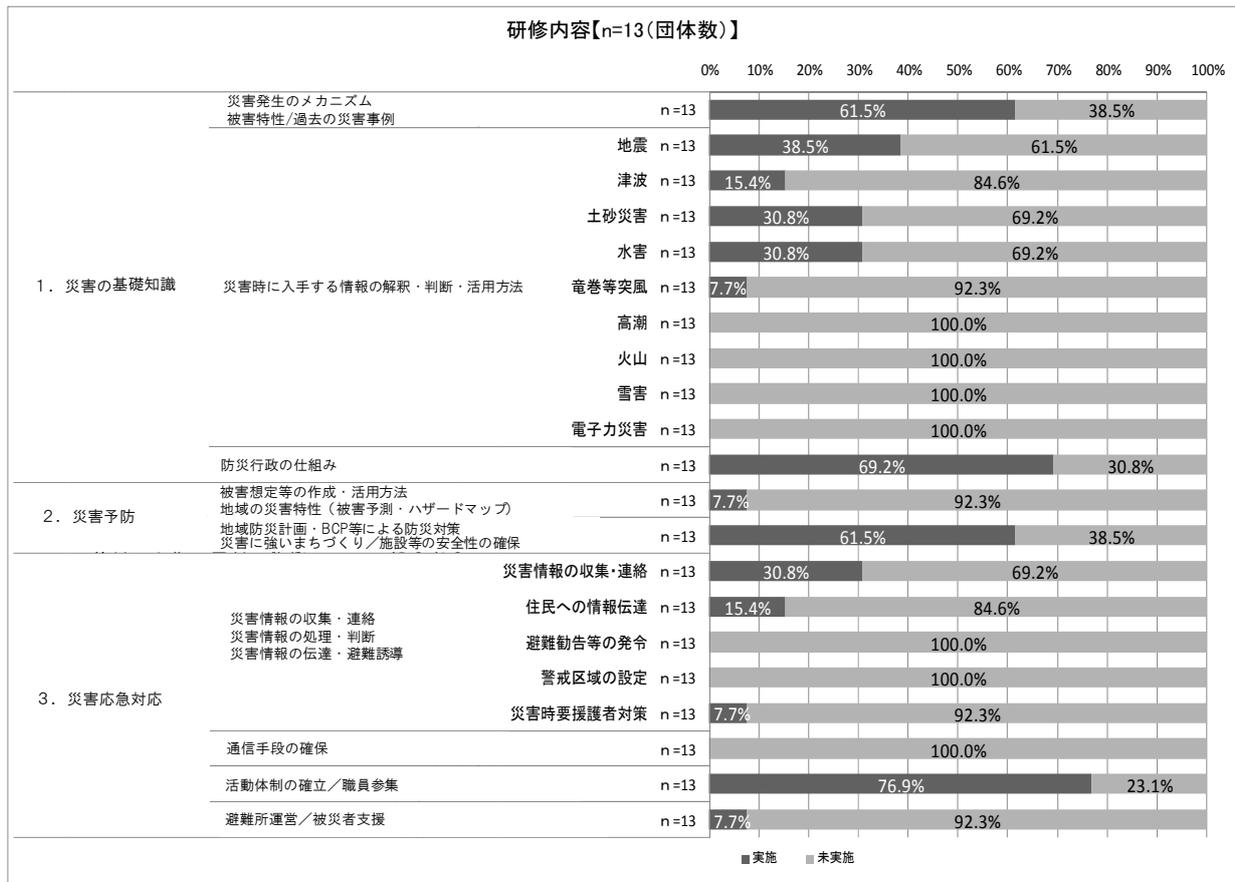
実施されている内容としては、活動体制の確立や職員参集についてが約 8 割、防災行政の仕組みが約 7 割と多い。

各都道府県において実施されている研修等の内容については、別紙「都道府県等が実施する研修例③都道府県で実施されている都道府県職員向けの防災に関する内容を含む階層別研修等」（P.33）を参照のこと。

図表2-9 都道府県が実施する都道府県職員向けの研修等（新規採用職員研修）（研修単位）



図表2-10 都道府県が実施する、都道府県職員向け研修等の内容(新規採用職員研修)(団体単位)



エ 都道府県が実施する、市町村の防災担当職員向けの研修等について

都道府県においては、43 団体で市町村職員を対象に防災に関する研修等を実施しており、防災担当職員のみを対象にした研修等は 31 団体で実施されている (56 研修)。

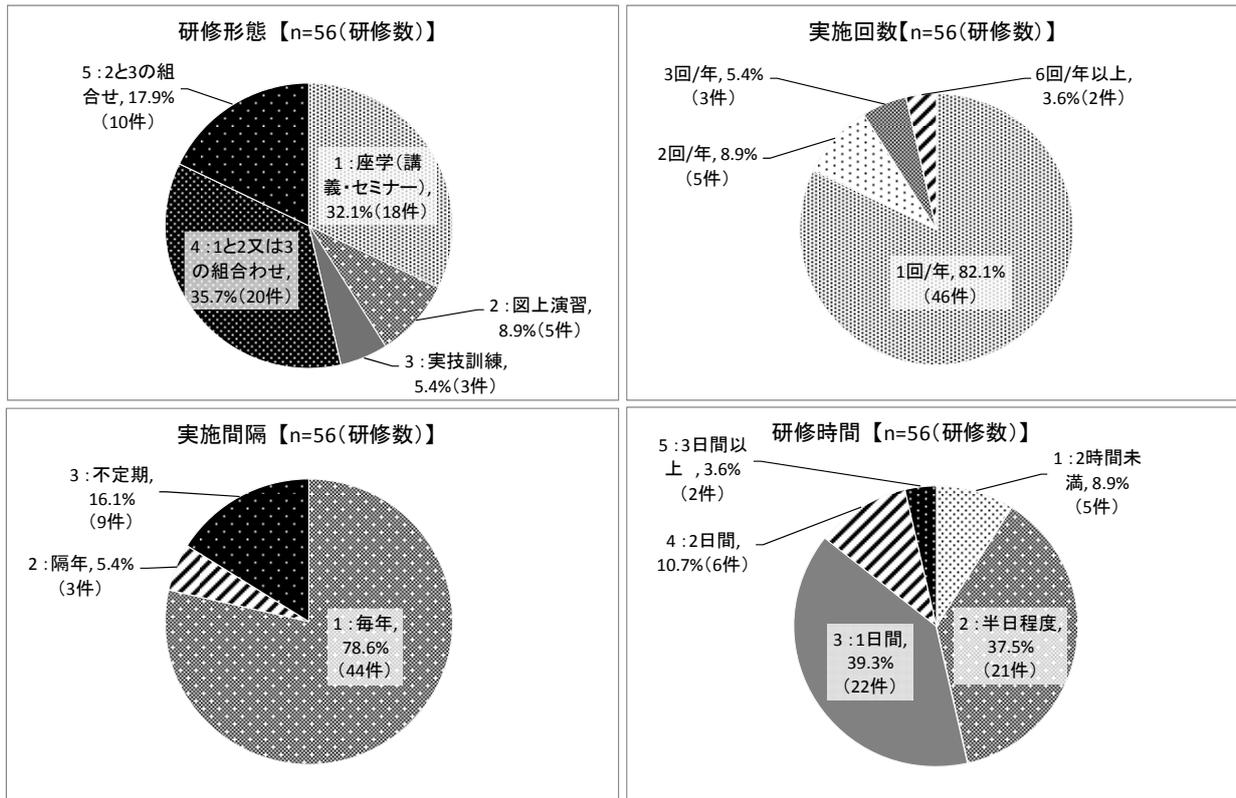
研修形態は、「座学と図上演習又は実技訓練の組み合わせ (35.7%)」、「座学 (32.1%)」が多く実施されている。

実施回数は年 1 回が約 8 割と最も多く、複数回実施されている研修等は少ない。また、毎年実施されている研修等が最も多く、全体の約 8 割となっている。研修時間は、「1 日間 (39.3%)」「半日程度 (37.5%)」が多い。

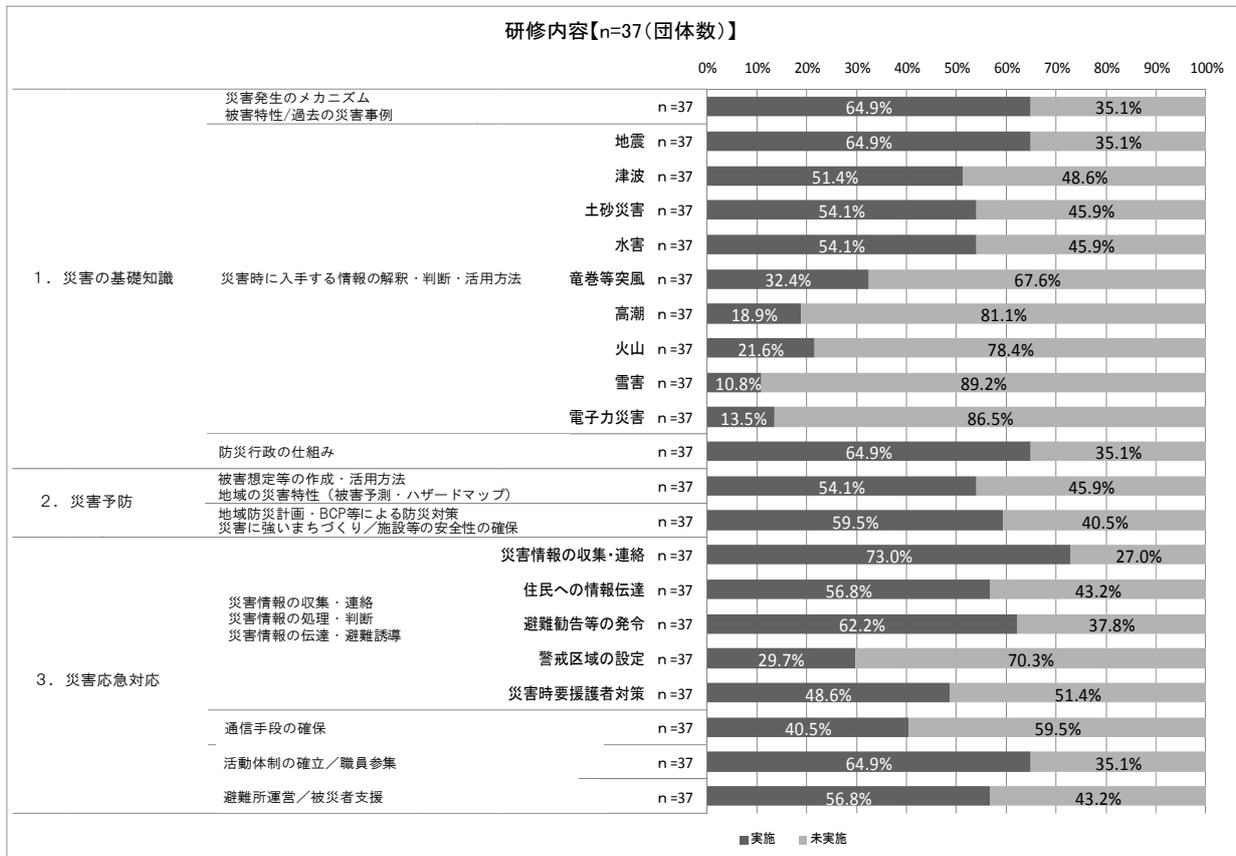
これらの研修等のうち、新任の防災担当者向け研修等に該当するものは 16 研修(12 団体)あった。

各都道府県において実施されている研修等の内容については、別紙「都道府県等が実施する研修例④都道府県等で実施されている市町村職員(防災担当職員)等への防災に関する研修等」(P.34)を参照のこと。

図表2-11 都道府県が実施する市町村の防災担当職員向けの研修(研修単位)



図表2-12 都道府県が実施する市町村の防災担当職員向けの研修内容(団体単位)



また、市町村長・幹部職員向けの防災に関する研修等も 14 団体で実施されている。

[研修等の例]

- ・災害対策専門研修トップフォーラム（都道府県・人と防災未来センター）
- ・市町村長防災危機管理ラボ（都道府県・消防科学総合センター）
- ・防災トップセミナー（岩手県、山形県）

オ 都道府県が実施する、市町村の防災担当以外の職員も対象とした防災に関する研修等について

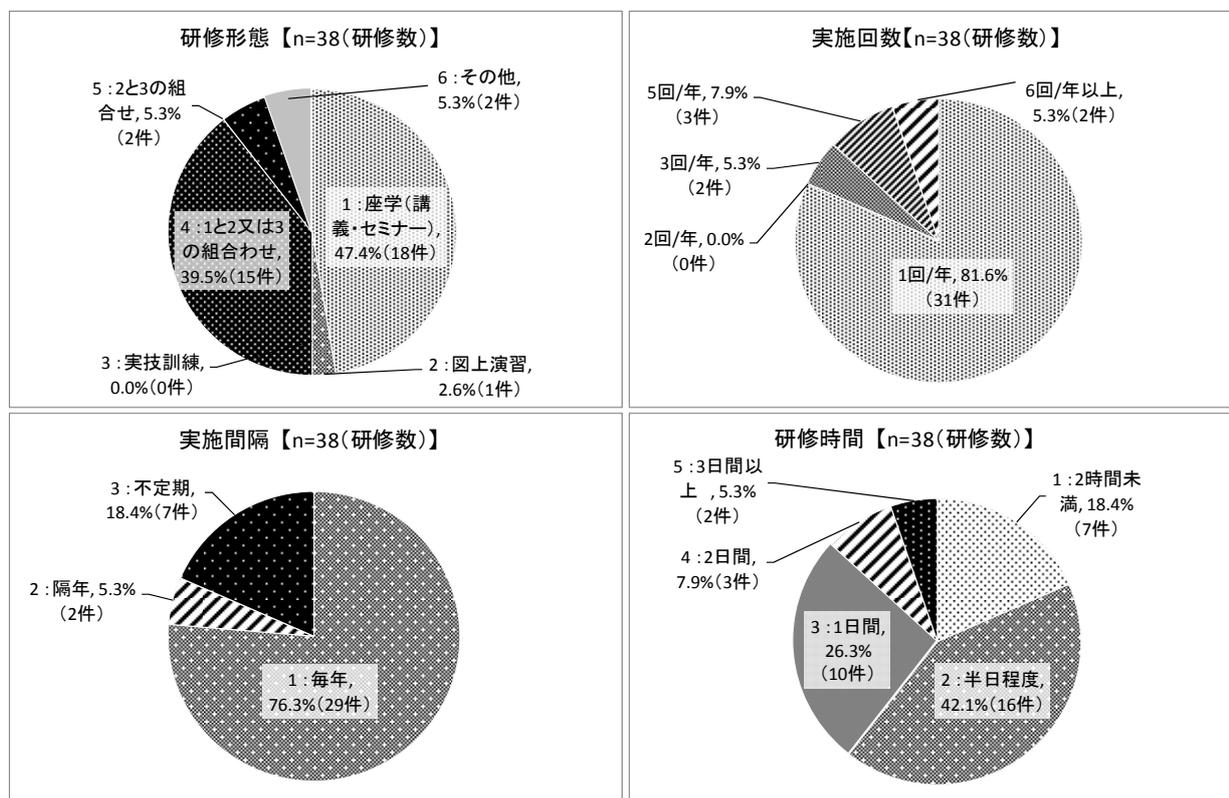
都道府県においては、市町村の防災担当以外の職員も対象とした防災に関する研修等が、19 団体でセミナーや防災講演会、訓練等の機会を用いて実施されている（38 研修）。

研修形態は、「座学（47.4%）」、「座学と図上演習又は実技訓練の組み合わせ（39.5%）」が多く実施されている。

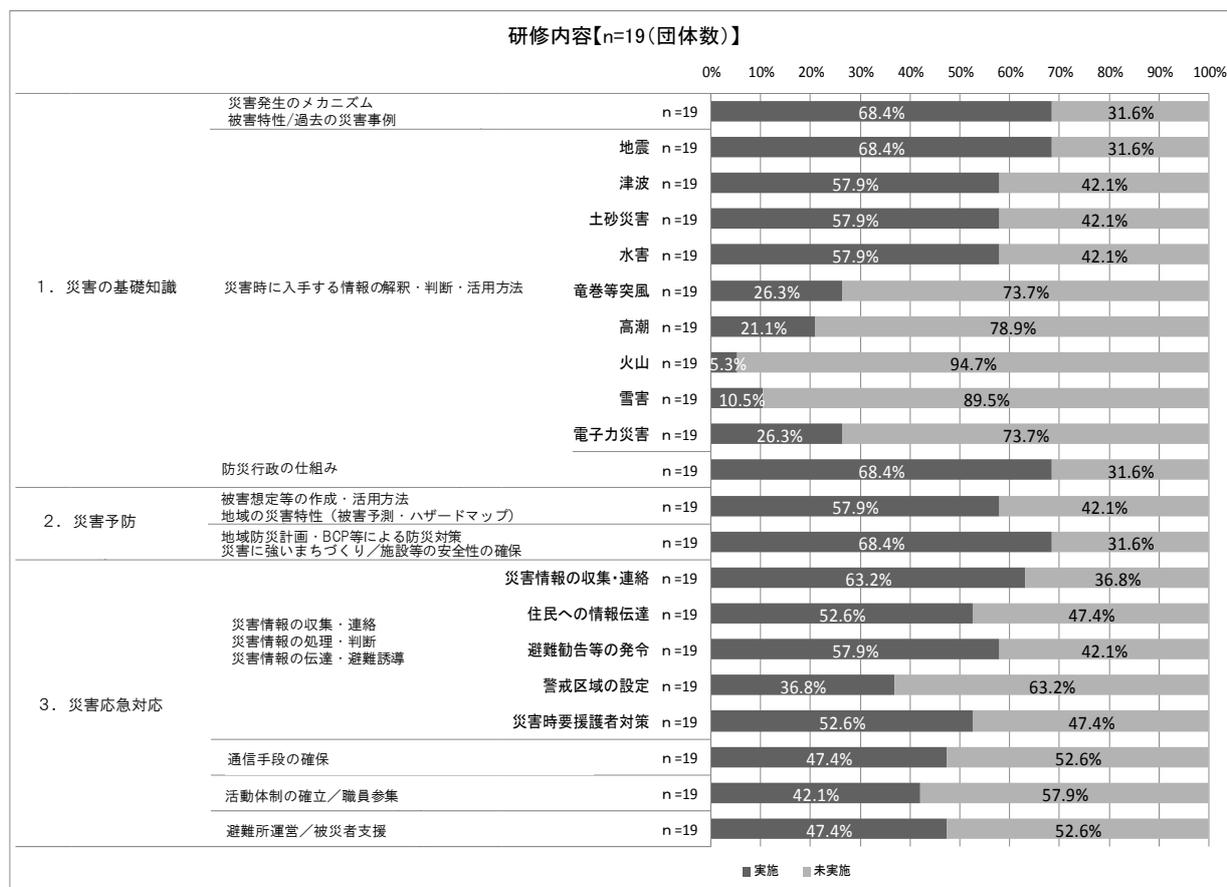
実施回数は年 1 回が約 8 割と最も多く、複数回実施されている研修等は少ない。また、毎年実施されている研修等が最も多く、全体の約 8 割となっている。研修時間は、「半日程度（42.1%）」「1 日間（26.3%）」の順に多くなっている。

各都道府県において実施されている研修等の内容については、別紙「都道府県等が実施する研修例⑤都道府県等で実施されている防災担当以外も含む市町村職員への防災に関する研修等」（P.36）を参照のこと。

図表2-13 都道府県が実施する、市町村の防災担当以外の職員も対象とした防災に関する研修等(研修単位)



図表2-14 都道府県が実施する、市町村の防災担当以外の職員も対象とした防災に関する研修等の内容(団体単位)



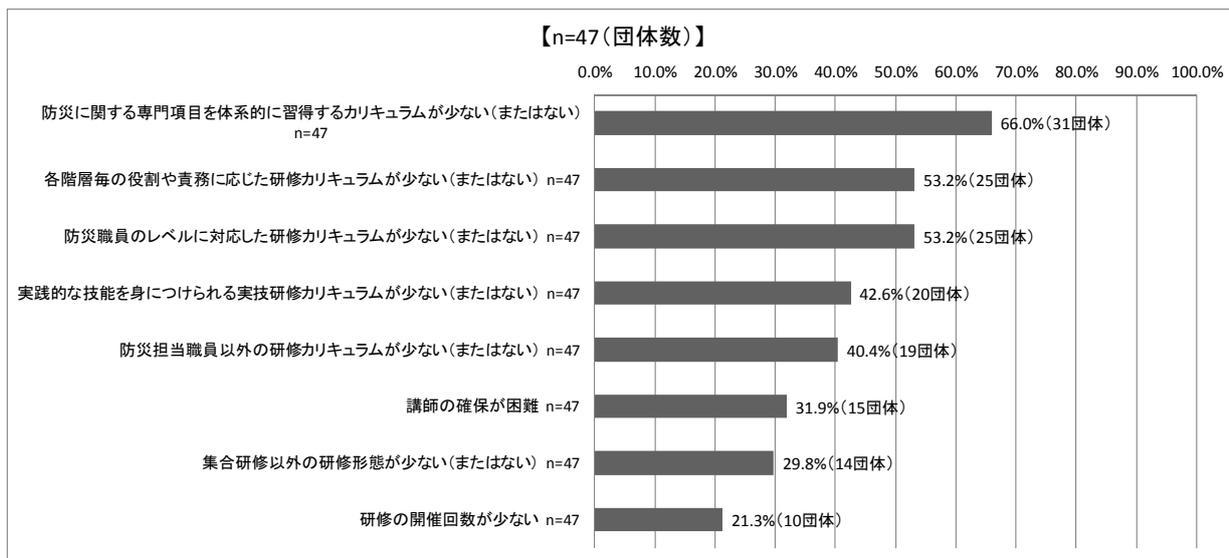
カ 都道府県が実施する集合研修以外(e ラーニング・ビデオ・冊子・通信教育等)の防災に関する研修等について

集合研修以外の形態で実施されている防災に関する研修等については、2 団体から、大学と連携して実施している講座、各部署におけるビデオ研修を実施しているとの回答があった。

(5) 都道府県における防災に関する研修等にかかる課題について

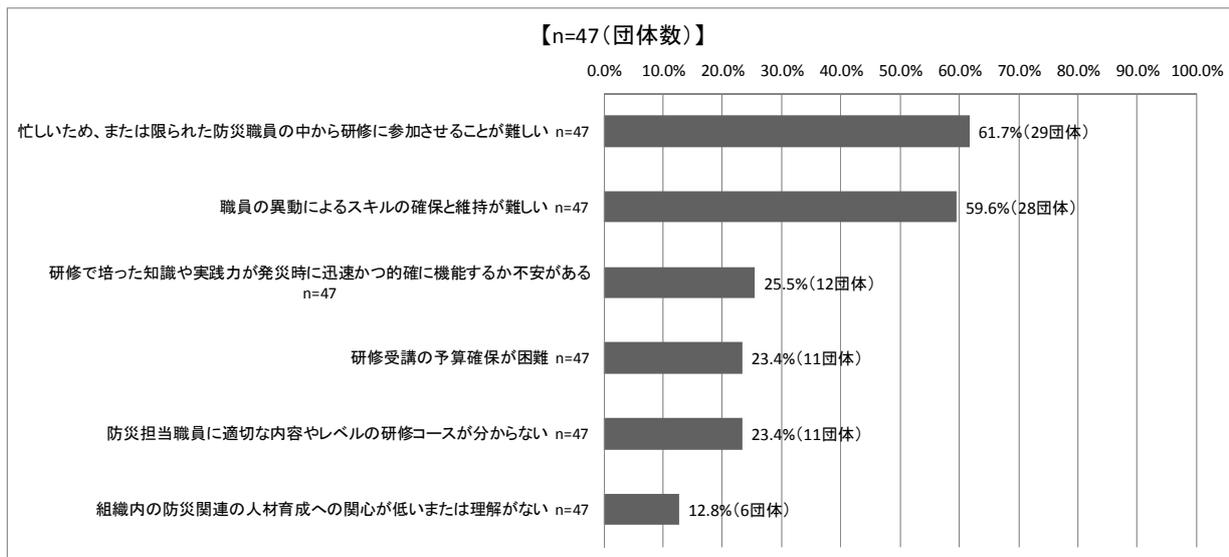
研修等を実施するに当たっての課題を聞いたところ、「防災に関する専門項目を体系的に習得するカリキュラムが少ない（またはない）」が約 7 割、「各階層の役割や責務に応じた研修カリキュラムが少ない（またはない）」「防災担当職員のレベルに対応した研修カリキュラムが少ない（またはない）」が約 5 割となっている。

図表2-15 研修の課題



人材育成に関する課題を聞いたところ、「忙しいため、または限られた防災職員の中から研修に参加させることが難しい」、「職員の異動によるスキルの確保と維持が難しい」が約 6 割となっている。

図表2-16 人材育成の課題



また、自由回答では次のような意見が寄せられた。

○研修体系・カリキュラムについて

- ・ 不定期の開催がほとんどであり、定期的な研修会が開催できていない。
- ・ 防災に関する体系的な研修が県庁内で実施できていない。

防災担当職員以外の職員向け研修

- ・ 本年度から一般職員を対象とした防災研修を実施することとしているが、研修実施初年度であり、体系的な研修プログラムを組む段階までに至っていないことから、今後、研修を継続的かつ体系的に実施できる体制をどう構築していくかが課題となっている。
- ・ 防災担当以外の職員に対して、災害対応能力向上のための研修を現時点では実施していない。
- ・ 防災担当課以外の職員の意識啓発が課題。

防災担当職員向け研修

- ・ 研修のほとんどは、外部団体との共催であり、県独自で防災担当職員のレベルに応じたカリキュラムの整備が出来ていない。

○講師の確保について

予算

- ・ 外部講師を確保するにも、予算の確保が困難。
- ・ 外部講師をお願いするにも、予算がないため、無償でお願いできる人に限られている。

講師となる職員のスキル・時間

- ・ 体系的に研修を行うためのマンパワーが不足している。
- ・ 職員が主体となって研修を開催するにも、スキルの習得時間の確保が困難。
- ・ 各担当分野の職員が研修講師となるが、研修講師自身が新任防災担当職員であることも多い。

○研修への参加について

- ・ 長時間の研修では業務に支障をきたすとの受講者からの意見もあり、研修に割く時間や開催回数が限られている。
- ・ 災害の発生等による緊急的な対応等により、日々予定が変わっていくため、日程の確保が困難。
- ・ 外部機関での研修については、出来る限り参加しているものの、業務との関係上、少人数の参加となってしまう組織としての防災力の向上が図りにくい。
- ・ 市町職員の減少により、研修を開催した場合でも、受講者の参加があまり望めない。

○スキルの確保と維持について

- ・ 担当職員は2年から4年で異動するので、スキルの確保と維持が難しい。
- ・ 一般行政職員の場合、通例3～5年で人事異動してしまい、組織全体として防災力が向上する体制にはなりにくい。長期的な観点で防災部局での勤務を位置付け、当該職員が防災に関して十分な資質の向上を得られるようにさせるとともに、異動後には組織全体としての防災力が強化されるよう職員のローテーションを工夫する必要がある。

○その他

- ・ 防災に対する高い専門性も求められるようになってきていることから、国（例えば、消防大学校等）等が、全国の地方自治体の防災担当職員を対象とした専門研修（プログラム）を構築する等の改善が必要と考える。

(6)市町村振興協会等における防災に関する研修等について

各都道府県の市町村振興協会や市長会・町村会、総合事務組合、広域連合等においても、市町村職員向けの研修等が実施されている。

防災に関する研修等としては、7団体から、新規採用職員研修や幹部セミナーで取り扱われている例や、防災担当職員向けに2～3日間の基礎的な知識及び図上演習を組み合わせた研修等を実施しているとの回答があった。

(7)消防学校における防災に関する研修等について

各都道府県の消防学校においては、「消防学校の教育訓練の基準」を基に、消防関係者（消防職員、消防団員、その他消防事務に携わる職員）に対し教育訓練を行っている。

消防職員を対象とした研修等では、消防職員に対する初任教育、幹部科研修、専科教育警防科、特殊災害科等において、消防団員を対象とした研修等では、基礎教育や幹部教育等において、災害時の対応並びに災害に関する基礎知識が取り扱われている。

この他、独自に消防関係職員以外の職員にも研修等を実施している消防学校もあり、市町村の一般職員向けの防災教育、市町村防災担当職員向けの特別教育、新規採用の都道府県職員向けの入校体験等の研修が実施されている。

3. 市町村における防災に関する研修等(調査②)

市町村に対し、独自に実施している防災に関する研修等及び利用している研修等について聞いたところ、89 団体から実施又は利用している研修等について回答があった。

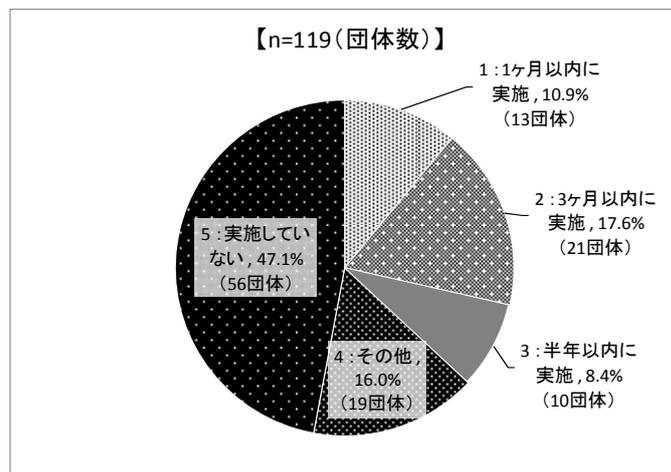
なお、市町村が利用している研修等のうち、都道府県及び市町村振興協会等で実施する研修については、「2. 都道府県における防災に関する研修等(調査①)」、全国規模の研修機関が実施するものについては、「4. 全国規模の研修機関における防災に関する研修等(調査③)」も参照されたい。

(1) 異動等により職員が新たに防災担当に着任した際の取組み

① 着任前後の研修の実施状況

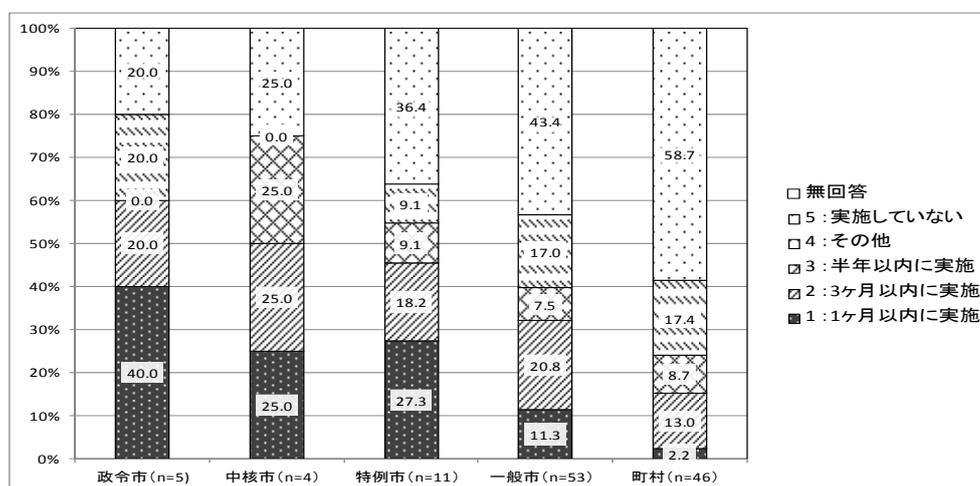
異動等により職員が新たに防災担当に着任した際に、防災に関する研修を実施、または研修への派遣を行っているか、及び行っている場合の時期について聞いたところ、約5割が実施しており、約1割が1ヶ月以内に実施している。

図表3-1 職員が新たに防災担当に着任した際の研修の実施(または派遣)状況



実施状況を市町村の団体別(政令市、中核市、特例市、一般市、町村)にみると、小規模な団体ほど、実施していない団体の割合が大きい。

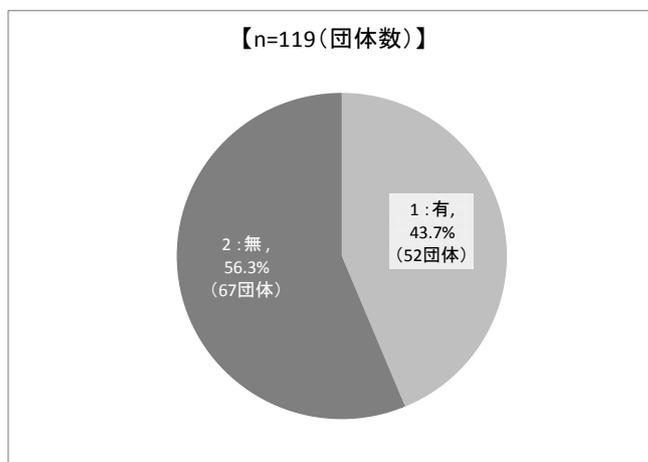
図表3-2 職員が新たに防災担当に着任した際の研修の実施(または派遣)状況(団体規模別)



②防災担当者向けのマニュアルの準備状況

防災担当者が新たに着任した際、災害の基礎知識や災害対応に関する基本的なマニュアルの有無については、約4割の団体で「有」となっている。

図表3-3 マニュアルの有無



(3)市町村が独自に実施している防災に関する研修等について

市町村が自らの職員を対象に実施する防災に関する研修等は、約半数の市町村（60 団体）で実施されている。

ア 防災担当職員のみを対象とした研修等

防災担当職員のみを対象とした研修等は、政令市（4 団体）、特例市（2 団体）、一般市（1 団体）で実施しているとの回答があり、規模の大きな団体においては独自に実施されているものの、小規模な市町村ほど、防災担当職員のみを対象とした独自の研修等を実施している例は少ない傾向にある。

実施されている内容としては、災害の基礎知識や、災害情報の収集・連絡、通信手段、活動体制を内容とした新任防災担当者研修（5 団体）、情報システム等の操作研修（1 団体）、担当者向けセミナー（1 団体）が挙げられた。

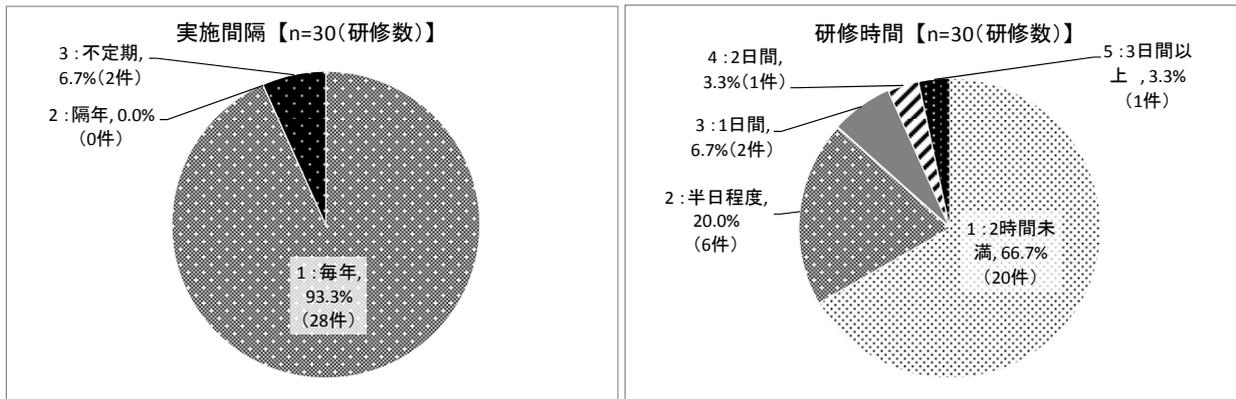
イ 防災担当職員以外を含む職員を対象とした研修等

防災担当職員以外を含む職員に対する研修等としては、新規採用職員研修等の階層別研修や（30 団体）、災害対策本部運営訓練等の図上・実技訓練や対応要員の説明会（26 団体）、防災講話・防災研修会等の座学（19 団体）が実施されている。

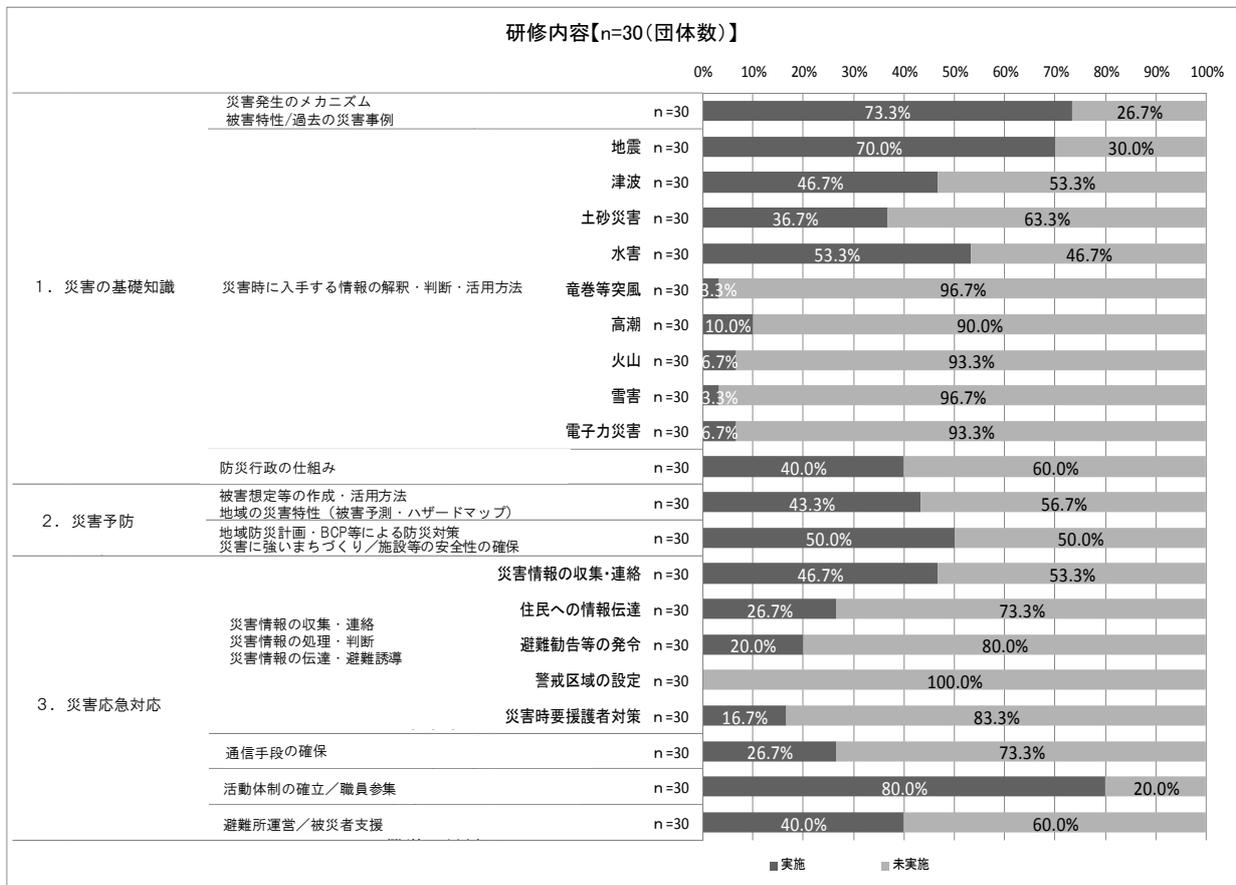
(i)階層別研修

新規採用職員を対象にした研修等は 30 団体で実施されており、このうち 28 団体で毎年実施されている。実施されている内容としては、災害発生のメカニズムや被害特性、災害時に入手する情報の解釈・判断・活用方法が約7割、活動体制の確立や職員参集が約8割と多い。

図表3-4 新規採用職員研修(研修単位)



図表3-5 新規採用職員研修の研修内容(団体単位)



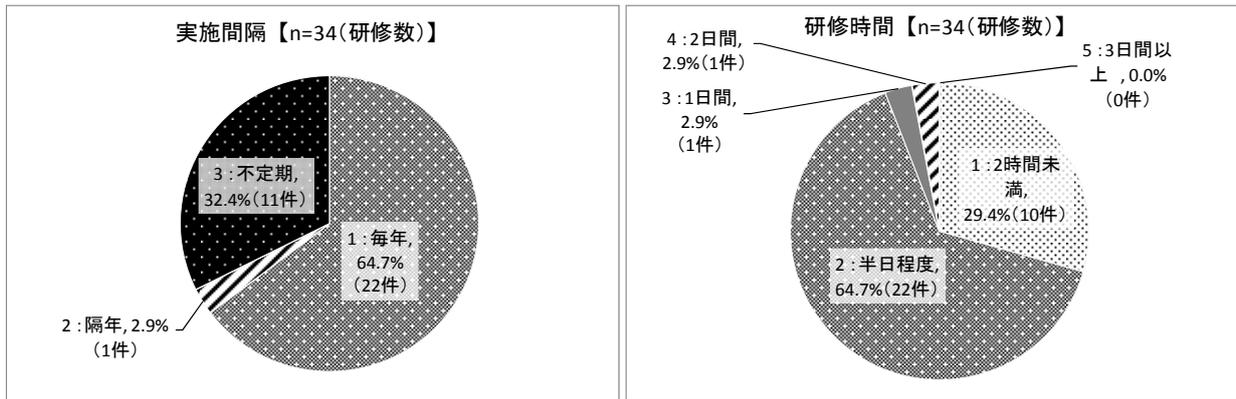
この他、階層別研修として、係長級職員向けには5団体(うち新任係長級研修3団体)、課長級職員向けには8団体(うち新任管理職研修1団体)において実施されている。

(ii)階層別研修以外の研修等

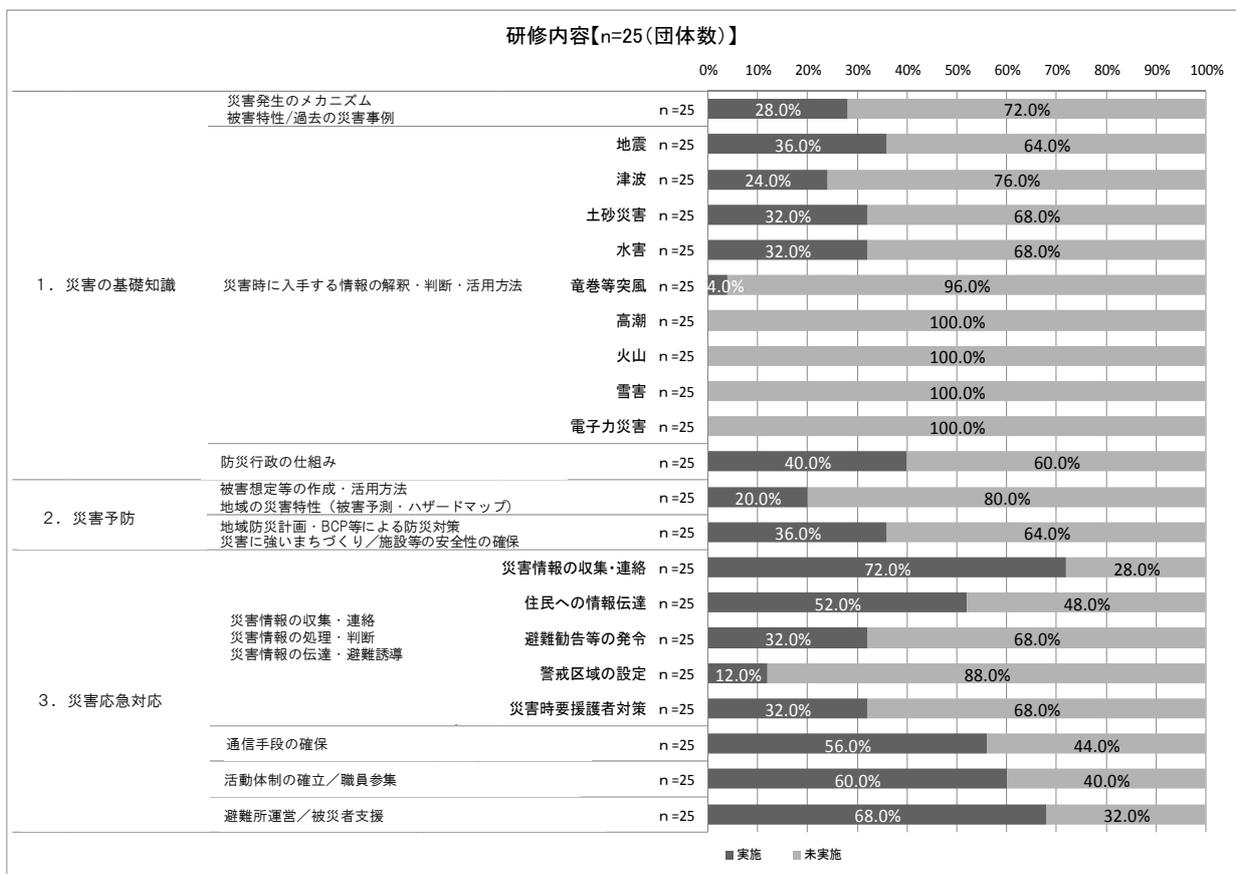
図上演習や実技訓練、本部要員等の災害時対応要員に対する説明会が25団体で実施されており、このうち18団体において毎年実施されている。研修時間は半日程度であるもの6割強と多い。

実施されている内容としては、災害情報の収集・連絡(約7割)、避難所運営・被災者支援(約7割)、活動体制の確立・職員参集(約6割)に関するものが多い。

図表3-6 階層別研修以外の研修等(図上演習・対応要員の説明会)(研修単位)



図表3-7 階層別研修以外の研修等の内容(図上演習・対応要員の説明会)(団体単位)

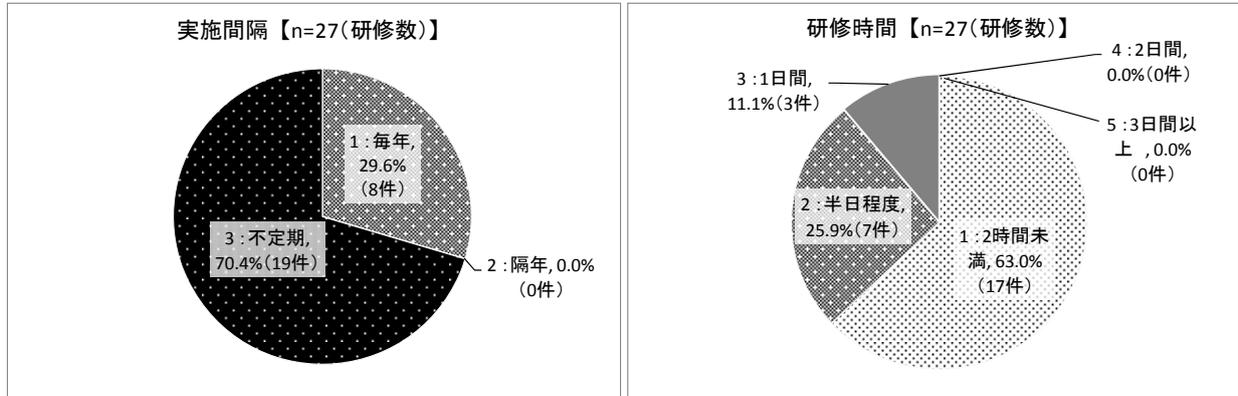


[研修等の例]

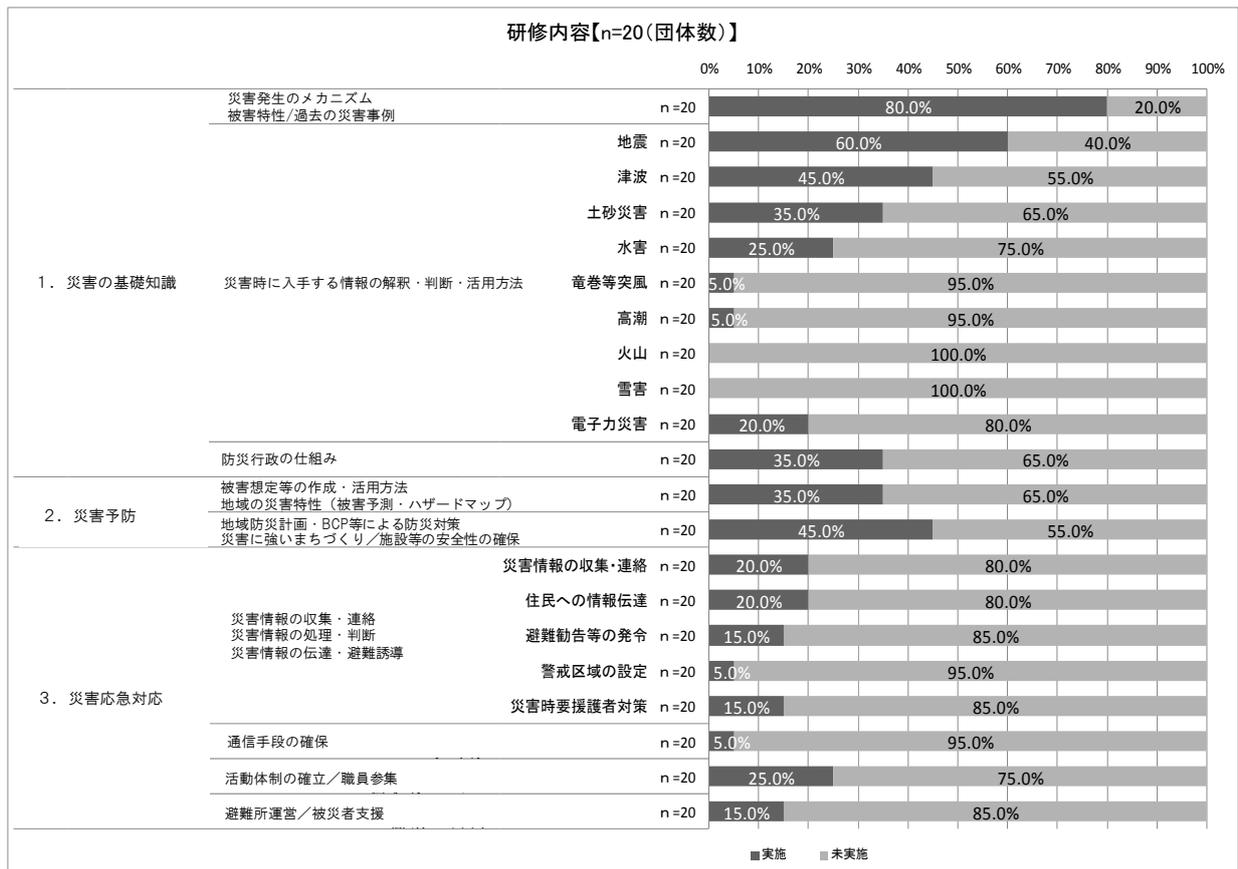
- ・ 災害対策本部設置運営訓練
- ・ 初動対応支援職員研修会
- ・ 拠点配備職員研修会
- ・ 職員参集訓練
- ・ 職員災害時初動対応図上訓練
- ・ 情報受伝達訓練
- ・ デジタル地域防災無線操作研修会
- ・ 避難所開設担当者研修
- ・ 住家被害認定調査実地研修会
- ・ 資機材設置訓練

また、防災講話、防災研修会等の座学研修については、20 団体で実施されており（27 研修）、8 団体で毎年実施されている。研修時間は2時間未満であるものが多い（15 団体）。

図表3-8 階層別研修以外の研修等(座学研修)(研修単位)



図表3-9 階層別研修以外の研修等(座学研修)(団体単位)

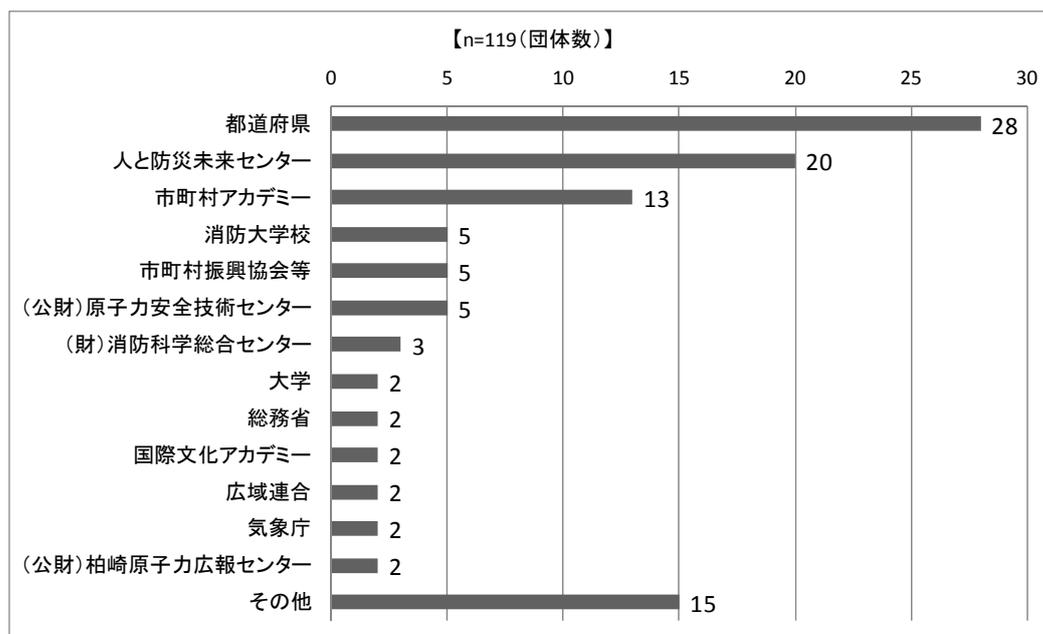


(4)市町村が利用している防災に関する研修等について

防災に関する研修等のサービスで利用しているものを聞いたところ、65 団体から利用している研修等について回答があった。

利用している研修等の実施主体としては都道府県、人と防災未来センター、市町村アカデミーが多く挙げられた。

図表3-10 市町村が利用している防災に関する研修等



都道府県及び市町村振興協会等で実施されている研修等については、「2. 都道府県における防災に関する研修等（調査①）」において、人と防災未来センター、消防大学校等の全国規模の研修機関で実施されている防災に関する研修等については、「4. 全国規模の研修機関における防災に関する研修等（調査③）」に詳細を述べる。

その他、原子力安全技術センターにおいて実施されている「原子力防災研修」を利用した団体が5団体、京都大学における「地域防災計画実務者セミナー」、総務省近畿総合通信局の「南海トラフの巨大地震に備えた防災・減災情報通信セミナー」、関西広域連合による「家屋被害認定業務研修会」、高知地方気象台による「防災気象講習会」、柏崎原子力広報センターによる「新潟県原子力防災リーダー研修」を回答した団体がそれぞれ2団体あった。

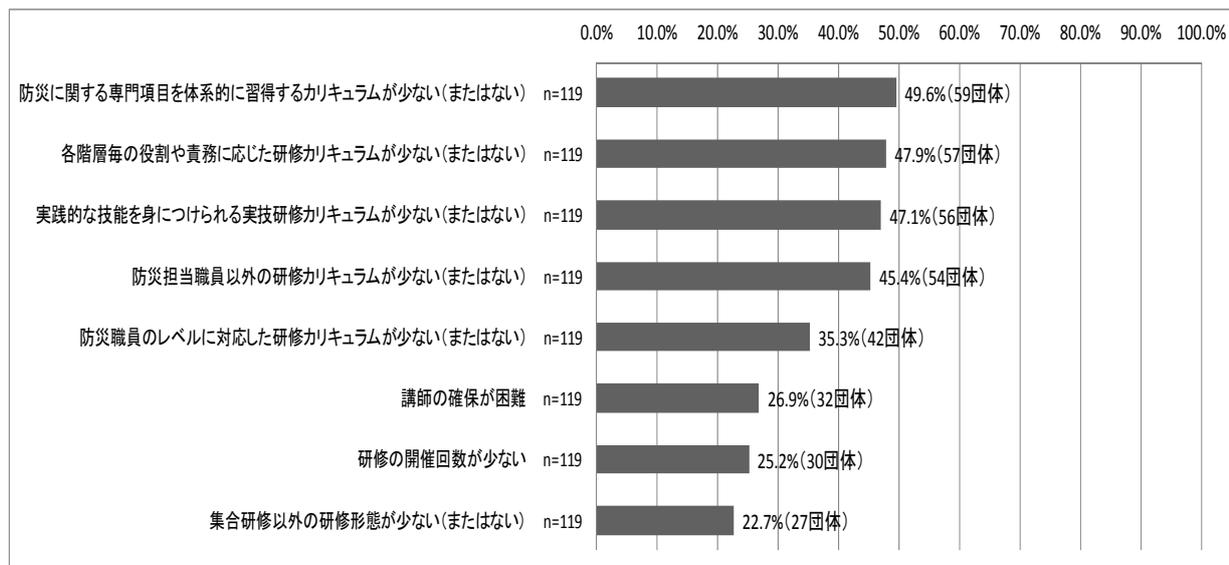
(5)市町村が実施または利用している集合研修以外(e ラーニング・ビデオ・冊子・通信教育等)の防災に関する研修等について

集合研修以外の形態で実施されている防災に関する研修等については、2 団体から e ラーニングによる研修を、1 団体から冊子を利用した研修を実施しているとの回答があった。

(6) 防災に関する研修や人材育成に関する課題

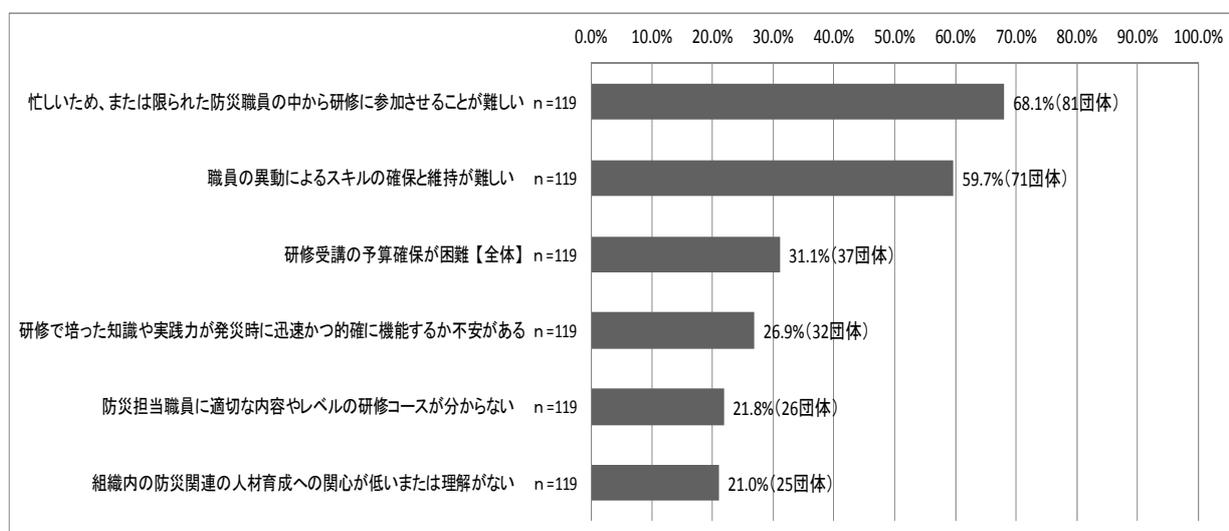
研修を実施するに当たっての課題を聞いたところ、「各階層の役割や責務に応じた研修カリキュラムが少ない(またはない)」、「防災に関する専門項目を体系的に習得するカリキュラムが少ない(またはない)」、「実践的な技能を身につけられる実技研修カリキュラムが少ない(またはない)」、「防災担当職員以外の研修カリキュラムが少ない(またはない)」が約5割となっている。

図表3-11 防災に関する研修の課題



人材育成に関する課題を聞いたところ、「忙しいため、または限られた防災職員の中から研修に参加させることが難しい」が約7割、「職員の異動によるスキルの確保と維持が難しい」が約6割となっている。

図表3-12 人材育成の課題



また、自由回答では次のような意見が寄せられた。

○研修体系・カリキュラムの課題

- ・研修等を実施するとしても体系的に学習するカリキュラムがなく、企画するにも苦慮している状況である。[町村]
- ・独自のカリキュラムがないため、外部研修に頼らざるをえない。[一般市]。
- ・自然災害に関する職員研修を全く実施していない。[町村]
- ・職員の研修となると法令など日常業務に関係することが中心になっており、人事担当部署が職員の研修の企画、実施をおこなっている。現在は、職員研修の必須として防災に関する研修が位置付けられていないため、研修は実施していない。[町村]

防災担当職員以外の職員向けの研修

- ・いざという時は全職員が災害対応せざるをえないため、全職員を対象とした研修が必要であると考ええる。[政令市]
- ・近年は災害が多発する傾向にあり、大規模災害発生時には職員全体で対応していく必要がある。新人研修や係長研修など、防災担当者以外の職員が受ける基本的な研修のカリキュラムの一つに防災を加えることで職員の理解も深まるのではないかと。[一般市]
- ・現状では防災担当職員以外の職員が非常時の職員参集訓練や発災時にどのような役割を担うのかを周知しきれていない。そのため今後は発災時に自分の所属課がどのような役割を担うのかという説明会、緊急連絡・職員参集訓練等の防災担当職員以外の職員の防災に対する研修・訓練を増やしていくことが今後起こりうるであろう災害に対して必要であると考ええる。[一般市]
- ・防災担当者に関する研修は多くあるが、他の部署で割り当てられている防災業務に関する研修を実施できていない。それぞれの部署が災害時の役割を認識できるような実践的な研修を実施する必要がある。[一般市]
- ・機器の操作等、防災担当以外に取り扱える職員が圧倒的に少ない（操作を習得する機会がない）。[一般市]
- ・防災担当部局以外の職員に対する防災講座や、庁内の研修が皆無に等しい。この結果、地域防災計画上の決められた役割等が理解できておらず、災害時に主体的行動が行えていない。[一般市]

防災担当職員向け研修

- ・人材育成の必要性は一般論では共通認識としてあるものの、体系だった研修の機会も乏しく、機会があったとしても通常業務の円滑な遂行の観点から積極的に派遣できないのが実情。従って、防災担当職員の個人的な自己研修により資質の向上を期待することになる。[町村]
- ・防災担当職員を育成するにおいて、多くの場合は当該職員の個人的学習により資質向上を期待しているのが現状である。[町村]
- ・新任防災担当職員向けのマニュアルや研修が少なく、いきなりの実践となるのが課題である。[一般市]
- ・規模が小さく職員数が少ないので、防災以外にも複数の担当を持っており、専門的な知識を持った職員を育てる時間的余裕が少なく、集合研修を短時間で受講するか、歴々の前任者に少しずつ教えてもらっているのが現状。[町村]
- ・防災担当者等の研修については特に実施しておらず、人事異動等があった際は、旧担当者から新担当者へ事務引継として実施されている。防災に関する知識、防災設備使用法、防災施設管理法、資機材取扱法、災害時の対応についてなどは一般的な事務引継と別に位置づけ、研修実施等について検討すべき課題であると考えている。[町村]
- ・限られた職員数で日々の業務を行っていくため、専門性を高めるよりも、広く浅く知識を吸収していく傾向があるため、ある特定の分野に精通するということが困難な状況[町村]

危機管理監・課長級向け研修

- ・職員向けの防災研修会は実施していないが、対策本部員となる職員（課長級）の資質向上を目的とした研修会を実施し、有事の際、指揮命令がしっかりとれるような体制を組織するための研修会を今後検討していきたい。[町村]
- ・担当職員の研修は他団体が実施しているものも含め、そこそこ充実しているが、危機管理監など、トップクラスの方が受講するコースがあまりにも少ない。[一般市]

○研修の実施体制

予算

- ・財政状況が厳しく、職員研修費も削減される中では、単独での研修開催は困難である。そのため、講師を他の行政職員（専門員）にお願いし、職員研修を開催しているが、研修回数も限られてしまうため、全職員が受講できない。[一般市]
- ・可能な限り全職員に対して体系だった研修の機会を持つべく努力しているが、毎年開催するほどの活動資源があるわけでもなく、単発に終わっているのが現状である。[町村]

職員の負担

- ・小さな規模の自治体が研修会を継続していくには職員の負担が大きい。[一般市]
- ・防災担当課に正規職員が3名のみであることや通常の防災関連業務等により、なかなか市独自の研修を実施するところまでには至っていないのが実情。[一般市]
- ・職員1人ひとりが抱えている業務量が多く、講習会を開催しても日程等の調整が難しく、受講者が少ないと思われる。[町村]

ノウハウ

- ・防災担当職員を対象に研修を行うノウハウがない。[一般市]
- ・災害対応部署ごとに特化した訓練、研修を実施し、防災体制時の意識の向上が必要であると考えますが、それらに応じた研修・訓練実施のノウハウやカリキュラムがない。[一般市]
- ・市独自で職員に対して防災に関する研修および講習等を実施していないため、今後は防災意識の向上およびスキルアップのために実施を検討したい。可能であれば参照となるテキストや事例集、講師の斡旋などの協力を得られるのであれば、円滑な事業導入が図れると思われる。[一般市]
- ・図上演習等の研修を職員に対して行う際の、資料や研修マニュアルのようなものがあると助かる。[町村]

○研修への参加

予算

- ・小さな町で財政上、研修参加費（宿泊・交通費等含む）などの予算的な余裕がない。[町村]
- ・研修個所についても遠方な場合が多く、予算面においても参加がしづらい状況にある。[町村]

人員不足

- ・当町は小さな自治体であり、防災担当は2名のみで、他の業務との兼務となるため、研修まで対応できない。[町村]
- ・防災関連の研修において習得することは多いが、防災関係は注目されているといえ、人員不足等の為、研修においてはほとんどできない状況である。[町村]
- ・防災担当職員が1名ということもあり、通常業務を処理することに追われ、各種研修会にあまり参加できない状況にあるが、担当職員のスキルアップも求められていることから、今後、必要な研修会には参加できるような体制を検討していく。[町村]
- ・組織上、防災専任の職員数が3名のため、恒常業務と研修参加との調整が難しい。[町村]
- ・防災と防犯を同一の課で所管しているため、防災担当職員の数が不足している。そのため、日常の業務を処理することで手一杯となり、研修等に参加する時間をとることが難しい。[一般市]
- ・研修の選択肢が増えたとしても、限られた人員数で業務を行っているため、これ以上の派遣は困難であると考えている。[特例市]
- ・震災以降、多忙を極めており、研修に参加する日程を確保することが困難な状況にある。[町村]
- ・防災担当者が1週間といった長期の研修に参加すると通常業務が滞るという弊害が発生している。[町村]

研修機会

- ・市町での講習会の実施は難しいのが現状。これまでどおり、国や県が主催する講習会や研修会に参加させていただければ有難い。[町村]
- ・市町村だけで実施するのは困難なので県単位などで実施していただければ助かる。[一般市]
- ・各種研修が首都圏を中心に開催されているが、同様の研修が県内で開催されればと思う。[一般市]
- ・防災に関する基礎知識等を手軽に習得できる研修が県内で年数回程度開催されるとありがたい。[一般市]

4. 全国規模の研修機関における防災に関する研修等(調査③)

地方公共団体職員向けの防災に関する研修等を実施している全国規模の研修機関として、自治体大学校、消防大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、人と防災未来センター、消防科学総合センターで実施されている防災に関する研修等の概要を示す。

(1)自治体大学校

自治体大学校においては、地方公共団体の幹部となる職員の政策形成能力や行政管理能力を総合的に養成するために、幅広い分野にわたって高度な研修や専門的な研修を実施している。

防災に関する研修としては、地方公共団体の管理職研修、課長補佐・係長研修に相当する全日程3週間～5ヶ月の長期入校研修の中で災害・危機管理に係る講義を実施している。

図表4-1 平成24年度の例

「災害危機管理」 第1部課程 118期 2時限 想定を超える災害にどう備えるか／釜石市の防災教育の事例紹介／ 「人が死なない防災」を目指して
「東日本大震災を踏まえた危機管理体制の強化」 第1部課程 118期、第2部課程 164期 2時限 東日本大震災の特徴／東日本大震災の教訓を踏まえた自治体の災害対応／ 首都直下、南海トラフ地震の被害想定、地域防災計画策定
「自治体の防災対策」 第2部課程 164期 1時限 地域総合防災力の重要性／消防団の充実強化、自主防災組織等の活動
「災害危機管理」 第3部課程 102期(市町村管理職) 2時限 災害時の情報収集、処理、伝達／過去の事例紹介と留意点

(2)消防大学校

消防大学校は、国、都道府県の消防事務に従事する職員及び市町村の消防職員、消防団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校又は消防教育訓練機関に対し技術的支援を行っている。

ア 危機管理・防災教育科（実務講習） トップマネジメントコース

期間：1日間

対象：知事及び副知事、市町村長及び副市町村長、危機管理監、消防長等

概要：地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させることを目的に、危機管理、状況予測型図上訓練の実施・評価・検証を行う。

イ 危機管理・防災教育科（実務講習） 危機管理・国民保護コース

期間：5日間

対象：課長補佐～課長級

概要：地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的に、危機管理・防災、国民保護に関する行政動向、多様な図上訓練、実務研究を実施。

ウ 危機管理・防災教育科（実務講習） 自主防災組織育成コース

期間：5日間

対象：担当職員

概要：自主防災組織の育成業務を担当する地方公共団体の職員（消防吏員を含む。）に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的に、自主防災活動の推進、話し方技法、多様な図上訓練、事例研究を行う。

(3)市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

市町村アカデミーでは、市町村職員に対し、専門実務研修課程、政策課題研修課程など専門的な知識の習得や実践的な業務遂行能力、政策課題への対応能力を養成する宿泊集合研修を行うとともに、市町村長、市町村議会議員、行政委員等を対象に特別セミナーを実施している。

また、受講者間の全国的なネットワーク構築の研究の一環として、修了者向けコミュニケーションサイトの運営等を実施している。

ア 防災と危機管理～減災と災害対応力の向上～

期間：9日間

対象：担当職員～課長補佐級

概要：地震や風水害等に備えた地域防災力の強化、災害発生時の効果的な情報伝達、住民・NPO・事業者と行政の協働、災害図上訓練等に関する講義、演習等により、自治体における災害対応力、危機対応力を養成。

イ 大災害と自治体～東日本大震災からの教訓と実践～

期間：5日間

対象：係長～課長級

概要：①防災に関する基礎知識等の習得に加え、地域住民との連携した防災啓発、防災マップと災害図上訓練などを実践的に学ぶとともに、地域医療とボランティア活動の実際とその課題点について、被災地の現場からの生の声を聞く。

②防災に関する基礎知識等の習得に加え、地域防災計画の見直し、復興計画とまちづくりについて学ぶとともに、避難所運営の実際と課題や応援自治体の活動について被災地の現場からの話を聞く。また、地域住民と連携した防災啓発について学び、実際にグループ演習として地域向けの防災啓発プログラムを作成するとともに、防災マップと災害図上訓練（DIG）などの実践的な学習プログラムも実施する。

ウ 市町村長防災特別セミナー

期間：2日間

対象：市町村長

概要：東日本大震災からの様々な教訓を今後活かしていくため、防災・医療の専門家による講演、自治体の首長による講演、参加した市町村長の意見交換を実施。

エ 管理職のための危機管理～多様な危機への対処術～

期間：3日間

対象：係長級～課長級

概要：緊急時におけるマネジメントや具体的な広報・マスコミ対策、さらに不祥事・行政対象暴力・災害等の多様な危機管理への対処術を講義・演習を通して学び、管理職に求められる危機管理能力の増進を図る。

(4)全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)

国際文化アカデミーでは、市町村職員はもとより、市町村長、市町村議会議員、国際交流協会の職員、地域課題の解決のために組織されたNPOの職員など、「公」を担う様々な人材を対象に、国際文化系研修、政策実務系研修、特別セミナー等の研修を実施している。

ア 政策実務系研修 地域防災力の向上

期間：3日間

対象：40名

概要：地域が一体となり、地域防災力を高め、災害時に最新の災害情報を共有して的確な対応や避難行動がとれるよう、実効性のある仕組みづくりについて考える。

イ 政策実務系研修 災害直後の市町村の対応

期間：3日間

対象：40名

概要：地域の住民の命と生活を守るために、災害直後の市町村の対応として、どのようなことを日頃から想定し、準備しておけばよいのか、多角的な視点から初動対応のマネジメントについて考える。

ウ 政策実務系研修 緊急時における情報発信のあり方

期間：3日間

対象：40名

概要：危機管理について理解を深め、突発的な大事故や不測の事態発生時において、被害の拡大を防ぐために、住民に対し、どのようにすれば、迅速で正確な情報発信を効果的に行えるのか、危機管理や情報提供の体制整備、マスコミとの連携方法、ICTの活用等について、課題を整理した上で、具体的な方策を考える。

(5)人と防災未来センター

人と防災未来センターは、災害対策専門職員の育成、阪神・淡路大震災に関する展示、震災や防災に関する資料収集・保存、災害対応の現地支援、実践的な防災研究と若手防災専門家の育成、阪神・淡路大震災や防災に関する関係者の交流・ネットワークの形成などを実施している。

ア 災害対策専門研修「トップフォーラム」

期間：半日（午後）もしくは1日間

対象：知事、市町村長、市町村防災担当幹部、都道府県幹部職員等

概要：今後発生する災害に対し、自治体のトップに求められるリーダーシップや目標管理型の災害対応の必要性などについて講義及び演習を通じて、各都道府県との共催による自治体の危機管理について実践する。

イ 災害対応専門研修「マネジメントコース・ベーシック」

期間：4日間

対象：地方自治体の防災・危機管理担当部局の職員のうち経験年数の浅い者

概要：災害のメカニズムや阪神・淡路大震災の経験を踏まえた各部門の災害対策のあり方など基礎的な事項について体系的に学習する。

ウ 災害対応専門研修「マネジメントコース・エキスパート」

期間：4日間

対象：地方自治体の防災・危機管理担当部局の職員（ベーシック修了者または同等の知識を有する者）

概要：災害対応の具体的事例や演習などを通して、大規模災害発生時に各種の対応が同時並行的に展開する状況を横断的・総合的にとらえ、これに対処する能力の向上をめざす。

エ 災害対応専門研修「マネジメントコース・アドバンスト／特設「防災監・危機管理監コース」

期間：2日間

対象：地方自治体の防災・危機管理担当部局の職員のうち、災害対策本部の中核的な役割を果たそうとする者、防災監・危機管理監、防災部局の長等

概要：大規模災害発生時に政策的な判断を迫られる事項等について演習・講義等で学び、地方自治体のトップを補佐する者としての能力の向上をめざす。

オ 図上訓練を用いた災害対策本部運営・広報コース

期間：2日間

対象：地方自治体の防災担当者（防災・広報部局）

概要：仮想地域における直下型地震のシナリオを用いて、地方自治体の広報を含めた災害対策本部運営のあり方と、マスコミを活用した能動的な広報活動について習得する。

(6) (財) 消防科学総合センター

消防科学総合センターでは、地方公共団体の消防防災部門が直面している課題についての調査研究や情報提供、防災啓発活動のほか、市町村の首長、防災担当職員、その他防災関係者の危機管理能力の向上を目的とした市町村防災研修事業を実施している。

ア 市町村長防災危機管理ラボ

期間：1～4時間程度

対象：市町村長（都道府県単位）

概要：市町村長が災害発生時にリーダーとしてより適切な災害対応を行うために必要な知識、心構えを学ぶ。都道府県と共催で行う。

イ 市町村職員防災基本研修（防災担当幹部職員コース、新任防災担当職員コース）

期間：半日～1日

対象：市町村の防災担当職員（都道府県単位）

概要：市町村の防災担当職員が、災害対応の基礎知識や被災市町村職員の体験談、防災

気象情報の利活用等について学ぶ。都道府県と共催で行う。

ウ 図上訓練体験研修

期間：～2日間

対象：市町村防災担当職員（都道府県単位）

概要：図上訓練の実施経験のない市町村を想定し、市町村の担当者に対して地元に戻って自らの力で図上訓練を企画・実施できるよう模擬体験を交えて手法を提供。

エ 市町村防災力強化出前講座

期間：3時間～5時間程度

対象：市町村職員（市町村単位）

概要：市町村において、「災害対策本部設置・運営演習」、「災害時広報誌作成演習」、「停電時の通信機能確認演習」等9つのメニューから1つを選択し、演習形式により実施する。市町村と共催で行う。

(7)その他

自由回答においては、防災に関する研修等の課題として、「市町村の現場からは研修や訓練の必要性をよく伺っている。特に、要員や予算の面で厳しい制約のある小さな規模の市町村については、きめ細やかな支援・配慮が必要と感じている。」との意見があった。

地方公共団体職員の 防災に関する研修等 の事例

目 次

1. 県内をいくつかのブロックに分割して実施する研修	
岡山県 「地域防災力強化演習」	1
2. 被災地の地公共団体への支援活動	
熊本県 「東日本大震災「チーム熊本」による職員派遣」	2
3. 最新の知見・制度の習得	
宮城県 「市町村職員等防災基本研修」	3
兵庫県 「平成24年度兵庫県市町職員防災基本研修」	4
福岡県市町村職員研修所 「特別研修 防災と危機管理研修～減災と災害対応力の向上～」	5
4. 災害対応の経験の共有	
滋賀県 「市町職員防災基本研修」	6
市町村アカデミー 「大災害と自治体～東日本大震災からの教訓と実践～」	7
消防大学校 「トップマネジメントコース」	8
5. 災害時の安全管理、研修内容の標準化	
消防庁 「災害対応指導者育成支援事業」	9
6. 防災担当職員同士のつながりの構築・維持(宿泊集合研修)	
愛媛県 「危機管理(地震災害対策)講座」	12
千葉県自治研修センター 「災害危機管理研修」	13
自治大学校「一般研修」	14
7. 防災担当職員同士のつながりの構築・維持(フォローアップの場の提供)	
人と防災未来センター 「フォローアップセミナー」	15
市町村アカデミー 「研修修了者向けコミュニケーションサイト」	16
8. 防災担当以外の職員への研修	
熊本県 「特定課題研修 一般職員に係る防災対策基本研修」	17
山口県 「新規採用職員課程(後期)研修」	18
須崎市 「採用1年未満職員防災研修会」	19

岡山県「地域防災力強化演習」

【概要】

現場の最前線で防災・危機管理を担う県庁、県民局、地域事務所、市町村職員の災害即応力の向上、県民局・地域事務所における県内各地域の防災・危機管理体制の強化や初動対応の迅速化を図るための基礎研修及び図上演習を、県庁及び各県民局において実施。

【対象職員】

県・市町村職員

【実施場所】

- (1) 県庁
- (2) 備前県民局
- (3) 備中県民局
- (4) 美作県民局

【演習等の内容】

- (1)基礎研修（座学等）では、以下の事項が参加者に理解できるように実施
 - ・自然災害（風水害や地震等）についての基礎的知識に関する講義
 - ・過去の被災自治体における災害時の対応事例紹介
 - ・ハザードマップ、災害対策基本法や地域防災計画の解説
 - ・災害時における県と市町村の役割、関係法令の確認
- (2)状況予測訓練（イメージトレーニング方式）では、気象情報等の予測、人的被害の予測を実施し、災害発生時における必要な状況予測、状況判断能力の向上を図る。
図上演習（図上訓練）では、参加自治体の地域防災計画及びハザードマップを使用した訓練を実施。
 - ・起こりうる災害の予測と対応の検討（与えられた状況から、被害が発生する可能性の高い地域の想定と対応の検討）
 - ・災害応急対策の実施（与えられた状況に対する災害応急対策（被害状況等の収集及び伝達、対応要領、災害派遣要請、避難指示など）の検討）

熊本県 「東日本大震災「チーム熊本」による職員派遣」

【概要】

東日本大震災に際し、派遣要請のあった宮城県東松島市の市役所業務の行政事務支援にあたり、県と市町村の職員で構成する「チーム熊本」を編成し、平成23年12月まで行政事務支援を目的に523名にも及ぶ職員派遣を実施。

派遣された職員の多くが、実際に被災地の自治体の庁舎内に身を置き、被災者と直接接する窓口業務に従事することを通じて、大規模災害が起きたときの市町村がどのような状態になり、どのような事務が発生するのか、被災者はどのような状態に置かれるのか、どのような支援を必要としているのか等を**実体験として経験することができたことを、貴重な経験であり、戻ってからの自らの防災に活かすことができると評価**している。

【派遣概要】

- | | |
|---------|--|
| 1. 派遣先 | 宮城県東松島市役所本庁舎、鳴瀬総合庁舎、保健センター等
(当初は一部避難所等) |
| 2. 業務内容 | 行政事務一般
・当初は、支援物資仕分け、避難所の設営支援 等
・その後は、罹災証明申請受付、被災者生活再建支援金申請受付、
災害義援金申請受付、民間住宅借上申請受付、住宅応急修理申請受付、
災害ボランティアセンター運営支援、各種申請データ入力、
総合案内窓口、税務課窓口、震災復旧対策室窓口 等 |
| 3. 派遣時期 | 平成23年4月1日～平成23年12月23日
・第1陣から第11陣までは、7日間(実働5日間)交替
・第12陣(5/26)以降は、12日間(実働10日間)交替
・第23陣(9/12)以降は、引継日が閉庁日(土日)に当たるのを避け、
12日間と13日間の2通り。 |
| 4. 派遣体制 | 県・市町村合同チームとして編成(10～20名体制) |

【派遣から得られた県内の成果】

東松島市へ支援を実施したことにより、被災地の復旧・復興を支援することにとどまらず、派遣元の県・市町村も被災地に多くのことを学ばせていただいた。

- ・想定を超えた大規模災害の現場を、360度の視野、匂いなど自らの五感のすべてを通して体験することは、報道を見るだけでは感じられない、災害の本当の恐ろしさ、想定というものの危うさを身に染みて実感することとなった。
- ・派遣開始以来、9ヶ月にわたり、常に被災者に接する窓口に立ち続け、時間の経過とともに変化する被災者の心情やニーズに直接触れ、自治体としてどのような対応が求められるのかということを実体験した。
- ・一定期間被災地の過酷な状況で寝食を共にし、共通の経験をしたことで、県と市町村同士の人的ネットワークが形成された。

また、県では、全市町村を対象に人的支援状況報告会を開催し、現地の最新情報の報告に加えて、実際に派遣された職員からの報告発表も行われたほか、活動報告書を取りまとめ、支援活動を通じて得られた貴重な経験を県内各市町村へ共有する取組を実施している。

宮城県「市町村職員等防災基本研修」

【概要】

県・市町村・消防本部の防災担当職員向けの基本研修で、2日間にわたり実施。講義は、県の防災担当及び仙台管区気象台職員等の外部講師により行われ、県の防災対策の現状や、津波警報・気象情報の改善等の防災気象情報に関する最新の知識を習得するとともに、グループ討論により課題の整理を実施。

【対象職員】

県・市町村・消防本部職員（防災担当職員）

【日程】

2日間

【内容】（平成24年度）

	講義	時間	担当
1 日 目	宮城県の防災対策の現状	50分	宮城県総務部危機対策課
	国民保護	50分	
	東日本大震災検証記録	50分	
	被災市町村の災害対応支援制度	50分	
	公共情報コモンズシステム		
2 日 目	消防防災GISの活用解説	20分	(財)消防科学総合センター
	災害対応の基礎知識 (災害対策本部の設置・運営、避難対策)	120分	減災・復興支援機構
	気象台からの防災気象情報について (気象関連と地震火山関連について)	50分	仙台管区気象台 技術部予報課、地震火山課
	グループ討論(東日本大震災を踏まえて)	130分	(財)消防科学総合センター 減災・復興支援機構

2日目は(財)消防科学総合センターと共催

兵庫県「平成24年度兵庫県市町職員防災基本研修」

【概要】

市町職員のうち、初めて防災業務に携わる者あるいは経験の浅い者向けの基本研修。2日間にわたり、講義及び図上訓練を実施。県の防災担当並びに河川担当、砂防担当職員、神戸海洋気象台職員による講義などを通じて、防災行政の仕組み・災害対応の基礎知識、並びに気象情報、水防活動、土砂災害対策等に関する最新の知識を習得。

【対象職員】

市町職員（初めて防災業務に携わる者あるいは経験の浅い者）

【日程】

2日間

【内容】

	講 義	時間	担 当
1 日 目	防災体制の構築について	60分	兵庫県災害対策課
	災害対応の基礎知識	60分	兵庫県災害対策課
	被災者生活再建支援制度	60分	兵庫県復興支援課
	国民保護と危機管理	60分	兵庫県災害対策課
	<u>気象情報の活用</u> <u>竜巻ナウキャスト、記録的短時間大雨情報等の利用について</u>	60分	神戸海洋気象台
2 日 目	<u>水防活動について</u> <u>都賀川、佐用町の事例等</u>	60分	兵庫県河川整備課
	<u>土砂災害対策について</u> <u>土砂災害のメッシュ情報の利用法等</u>	60分	兵庫県砂防課
	地域防災計画と災害時要援護者対策	60分	兵庫県防災計画課
	グループワーク 災害対策本部運営図上 シミュレーション訓練	120分	

福岡県市町村職員研修所 「特別研修 防災と危機管理研修～減災と災害対応力の向上～」

【概要】

2日間にわたり、講義及び図上演習を実施。県の防災担当部局、河川・砂防担当部局の職員、及び福岡管区気象台職員が講義を実施し、近年の災害事例や発表される情報の仕組みについて最新の知識を習得。

【ねらい】

地震や風水害に備えた地域防災力の強化や災害発生時の効果的な情報伝達など戦略的な災害対応力の向上を図る。

【対象職員】

市町村の防災担当職員

【日程】

2日間

【内容】(平成24年度)

- ・ 福岡県が取り組む防災危機管理、洪水・土砂災害防災等について
- ・ 気象台が出す気象情報、警報等の概要や仕組みについて
- ・ 自治体の危機管理と地域防災力の向上、住民向け防災啓発の技法について
- ・ 災害図上演習 DIG

【講師】(平成24年度)

- ・ 山口大学大学院理工学研究科 准教授 瀧本氏
- ・ 特定非営利活動法人ぼうぼうネット 事務局長 山崎氏
- ・ 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課 国民保護係長
- ・ 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課 防災企画係
- ・ 福岡県県土整備部河川課 参事補佐兼防災事務係長
- ・ 福岡県県土整備部砂防課 砂防係長
- ・ 福岡管区気象台技術部予報課 予報官
- ・ 福岡管区気象台技術部地震火山課 技術専門官

滋賀県「市町職員防災基本研修」

【概要】

防災担当の県・市町職員向けの基本研修。講義及び図上訓練を実施。講義では、被災自治体の幹部職員による体験談、彦根地方気象台職員による講義が行われ、災害対応のノウハウ及び気象情報に関する知識を習得。

【目的】

市町においては、災害対策本部や避難所の円滑な設置・運営はもとより、災害復興に向けた地域が一丸となった取組を行うなど、様々な非日常業務の中で防災担当職員の迅速・的確な対応が求められることから、防災担当職員を対象に、災害対応に資する基本的・実践的な知識を学び、被災市町村幹部職員の体験談を基にノウハウの習得を目的として、研修会を開催する。

【対象職員】

県・市町村職員（防災担当）

【日程】

1日

【内容】

	内 容	時間	講 師
講話	<u>台風12号災害・被災市町村幹部職員の体験談</u>	60分	五條市危機管理課長
	災害対応の基礎知識	80分	人と防災未来センター
	防災気象情報について	60分	彦根地方気象台
演習	災害時図上演習DIG講座等	160分	人と防災未来センター

市町村アカデミー「大災害と自治体～東日本大震災からの教訓と実践～」

【概要】

防災に関する基礎知識等の習得に加え、地域防災計画の見直し、復興計画とまちづくりについて学ぶとともに、避難所運営の実際と課題や応援自治体の活動について被災地の現場からの講話を実施。また、地域住民と連携した防災啓発について学び、実際にグループ演習として地域向けの防災啓発プログラムを作成するとともに、防災マップと災害図上訓練（DIG）などの実践的な学習プログラムも実施。

【対象職員】

市町村職員（係長級～課長級）

【日程】

5日

【内容】

	内 容	時間	講 師
1日目	開講式・オリエンテーション		
2日目	地域と連携した防災啓発の実施(講義)	155分	山口大学大学員准教授 瀧本浩一氏
	課題演習(防災力向上プログラムの作成)	70分	山口大学大学員准教授 瀧本浩一氏
	復興計画とまちづくり	155分	同志社大学大学院総合政策科学 研修科教授 新川達郎氏
3日目	防災マップと災害図上訓練(講義・実習)	180分	(財)消防科学総合センター
	<u>被災地の現場からI～応援自治体の活動と課題～(レクチャー&フォーラム)</u>	110分	<u>岩手県遠野市</u>
	<u>被災地の現場からI～避難所運営の実際と課題～(レクチャー&フォーラム)</u>	110分	<u>岩手県釜石市</u>
4日目	地域防災計画見直しのポイント(講義)	180分	関西学院大学総合政策学部 教授・災害復興制度研修所長 室崎益輝氏
	災害対応力の強化と減災(講義)	155分	関西大学社会安全研究科長、 社会安全学部長・教授 河田恵昭氏
	課題演習(防災力向上プログラムの作成)	70分	
5日目	課題演習(発表)	150分	山口大学大学院准教授 瀧本浩一氏
	修了式		

消防大学校「トップマネジメントコース」

【概要】

地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させることを目的に、危機管理、状況予測型図上訓練の実施・評価・検証を行う。

【対象職員】

<一般行政>	<消防本部>	<消防学校>
1 都道府県知事 2 市町村長 3 都道府県において危機管理担当の副知事、部長、危機管理監等の職にある者 4 市町村において危機管理担当の副市町村長、又は、その直下の管理職の職にある者	市町村の防災業務を担当している消防本部の消防長	防災拠点の役割を有する消防学校（今後の予定を含む。以下同じ。）の学校長

【日程】

1 日間（7時間）

【内容】（平成24年度 第14回トップマネジメントコース）

内 容	時間	講 師
危機管理理論 「自然災害に対する危機管理」	120分	東京経済大学コミュニケーション学部教授 吉井博明氏
図上訓練（状況予測型）	300分	講師： Blog 防災・危機管理トレーニング主宰 日野宗門氏 コメンテーター： 宮城県総務部危機対策課 危機対策企画専門監 静岡県危機管理部 危機調整監 消防庁国民保護・防災部防災課長

消防庁「災害対応指導者育成支援事業」

【概要】

東日本大震災を教訓とした、大規模な地震・津波等の災害時における消防団員の「知識・判断・行動」等の総合的な対応力を身に付けることを目的とし、消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、講義及び机上における図上訓練を実施する（平成24年度）。

【開催場所】

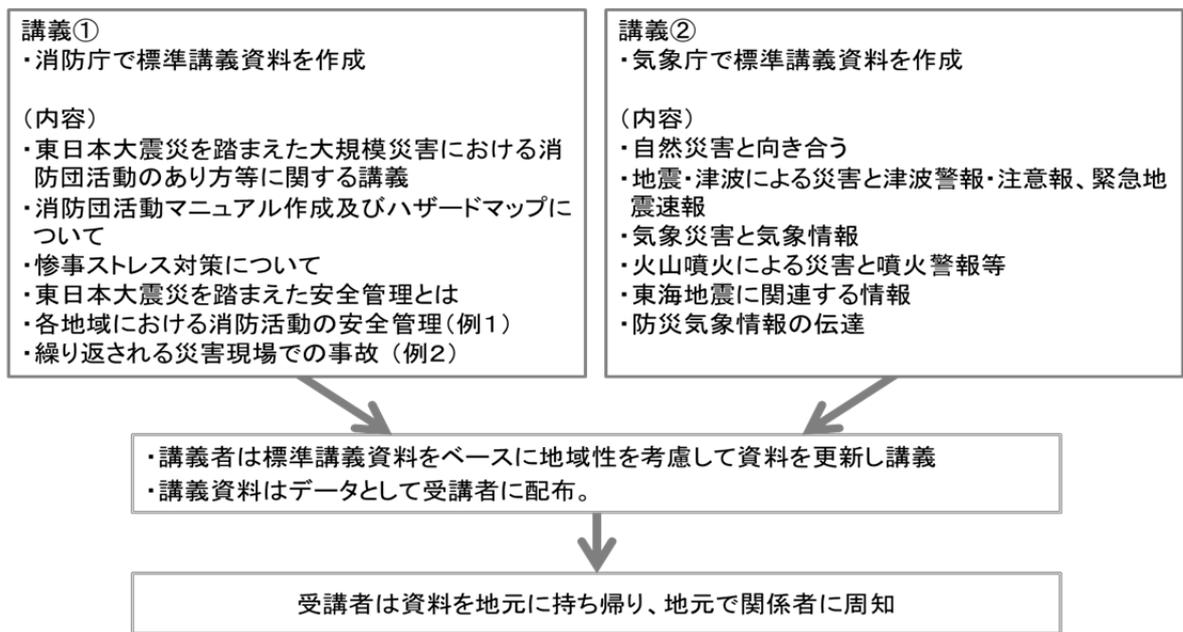
47都道府県（計48箇所）で実施

【対象者】

40歳前後の中堅幹部消防団員 / 市町村消防団担当者

【カリキュラム】

講義	時間	講義者
開会	10:00～10:10	
講義 東日本大震災あり方検討会中間報告説明 安全管理、惨事ストレスに関する講義	10:10～11:10	各都道府県内消防本部職員等又は消防庁職員
講義 防災気象情報の活用方法等について	11:10～11:40	地方気象台等の気象庁職員
図上訓練事前説明	11:50～12:00	
図上訓練	13:00～16:30	
閉会	16:30	



災害対応指導者育成支援事業（新潟県会場）

日時 9月14日（金）10時00分～16時40分

次第

10時00分

0．開会

新潟県防災局消防課消防係長

10時05分

1．挨拶

消防庁国民保護・防災部防災課消防団専門官

10時10分

2．講義 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」の中間報告について

消防庁国民保護・防災部防災課消防団専門官

10時45分

3．講義 大災害時（地震）における消防団活動について

新潟県消防学校教頭

11時05分

休憩

11時20分

3．講義 防災気象情報の活用方法等について

新潟地方気象台防災業務課長

11時50分

図上訓練事前説明

12時00分

休憩

13時00分

4．図上訓練

北海道消防学校 主任講師

東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター(ICUS) 特任研究員

16時30分（予定）

5．閉会

■災害対応指導者育成支援事業 実施スケジュール

	日	月	火	水	木	金	土
9月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14 新潟県	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25 大阪府	26 広島県	27	28	29
10月		10/1	2	3 和歌山県	4	5	6
	7	8	9	10	11 愛知県	12	13
	14	15 長野県	16	17	18	19 高知県	20
	21	22	23 佐賀県	24 福岡県	25	26 鹿児島県	27
	28	29 富山県 山形県	30 石川県	31			
11月					11/1 香川県	2 岡山県	3
	4	5 千葉県	6	7	8	9	10 滋賀県
	11 福島県	12 青森県	13 山口県	14 宮城県	15	16	17 岩手県
	18	19	20 秋田県	21 奈良県	22 兵庫県	23	24
	25	26	27 茨城県	28	29	30 静岡県	
12月	2	3	4	5	6	7 鳥取県	8
	9	10 北海道	11 北海道	12	13	14	15
	16 神奈川県	17 三重県	18	19 大分県	20	21 宮崎県	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
1月			1/1	2	3	4	5
	6	7	8	9 島根県	10	11 熊本県	12
	13	14 埼玉県	15 栃木県	16 愛媛県	17 岐阜県	18 群馬県	19
	20	21	22 長崎県	23 山梨県	24	25	26
	27	28 東京都	29	30 福井県	31		
2月						2/1	2
	3	4	5	6	7	8 沖縄県	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21 徳島県	22	23 京都府
	24	25	26	27	28	29	

愛媛県「危機管理（地震災害対策）講座」

【概要】

市町職員を対象に2日間にわたり実施される宿泊研修。講師は、県の防災担当及び陸上自衛隊により行われ、講義及び図上演習を実施。

【対象職員】

市町職員

【日程】

2日間（原則宿泊）

【目的】

危機管理（災害）に関する基本的な心構えや組織活動のあり方を習得する。また、大規模地震が発生した時の初動段階における災害対策本部の活動に関する図上演習を通して、実践的な対処能力を養うとともに、リアルタイムロールプレイング方式で行う図上演習の進め方を学ぶ。

【内容】

課 目	時間数	講 師 等
危機管理概論	1	県民環境部防災局危機管理課
イメージトレーニング訓練	3	
演習に係る事前説明及び準備	2	陸上自衛隊第14特科隊第3科
作戦会議及び演習準備	1	
図上演習（リアルタイムロールプレイング）	4.5	
検討会及び講評	2.5	
合 計	14	

千葉県自治研修センター「災害危機管理研修」

【概要】

市町村の防災担当職員を対象とした研修で、3日間にわたり、講義及び図上訓練を実施。講義は外部講師により行われ、災害の様相、関係法、応急活動、業務継続計画等に関する知識を習得。

【目的】

災害発生の防止及び災害発生時における被害の軽減のため、危機管理意識の高揚と防災知識の向上を図る。

【対象職員】

市町村職員（防災に携わる職員）

【日程】

3日間

【内容】

	講 義	時間
1 日 目	災害の様相 （1）阪神・淡路大震災から学ぶ （2）東日本大震災から学ぶ	100分
	災害対策と災害対策基本法及びその他の関係法	100分
	防災基本計画の改正について （津波災害対策編の新設と津波防災関係法について）	50分
2 日 目	災害時の応急活動体制について （危機管理体制と災害対策本部の機能等）	100分
	BCP（業務継続計画）について	50分
	危機管理対策に必要な知識、技能について	50分
	国民保護と市町村の対応について	50分
	図上訓練の概要	50分
3 日 目	図上訓練及び所見	200分
	東日本大震災で明らかになったことと自治体防災について	50分
	まとめ	50分

自治大学校「一般研修」

【概要】

自治大学校では、地方公共団体の幹部となる職員の政策形成能力や行政管理能力を総合的に養成するために、幅広い分野にわたって、高度な研修や専門的な研修を実施している。

防災に関する研修としては、地方公共団体の管理職研修、課長補佐・係長研修に相当する全日程3週間～5ヶ月の長期入校研修の中で災害・危機管理に係る講義を実施している。

【日程】

一般研修の年間スケジュール（平成24年度の例）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
第1部 第118期		■												
第1部 第119期								■						
第2部 第164期			■											
第2部 第165期								■						
第2部 第166期											■			
第1部・第2部特別 第25期			■				■							
第3部 第103期 都道府県・指定市コース								■						
第3部 第102期 市町村コース					■									

【内容】

一般研修カリキュラム（1部課程の例）

講義 289時限	法制経済 ・憲法、行政法、民法 ・経済学、公共経済学、財政金融政策 等
公共政策総論 ・政策形成の手続きと戦略 ・応用政策分析(データ活用) 等	地方行財政論 ・地方自治制度、地方公務員制度 ・地方税財政制度
公共政策各論 ・まちづくり政策 ・産業政策論 ・環境問題への取組み、環境と経済 ・地域福祉の課題、地域医療 ・電子自治体 ・災害危機管理 等	行政経営総論 ・自治体行政学 ・行政経営の理論、公共サービス改革等
演習 144時限	演習 ・政策立案研究 ・事例演習、条例立案演習 等
	行政経営各論 ・政策法務、自治体公務 ・広報戦略、情報公開と個人情報保護 ・地方公会計改革、監査概論 等

災害対策・危機管理に係る講義（平成24年度の例）

「災害危機管理」 第1部課程 118期 2時限 想定を超える災害にどう備えるか／釜石市の防災教育の事例紹介／ 「人が死なない防災」を目指して
「東日本大震災を踏まえた危機管理体制の強化」 第1部課程 118期、第2部課程 164期 2時限 東日本大震災の特徴／東日本大震災の教訓を踏まえた自治体の災害対応／ 首都直下、南海トラフ地震の被害想定、地域防災計画策定
「自治体の防災対策」 第2部課程 164期 1時限 地域総合防災力の重要性／消防団の充実強化、自主防災組織等の活動
「災害危機管理」 第3部課程 102期(市町村管理職) 2時限 災害時の情報収集、処理、伝達／過去の事例紹介と留意点

人と防災未来センター「フォローアップセミナー」

【概要】

「災害対策専門研修」を通じて培われた人的ネットワークをより強固なものにするとともに、最近の災害から得られた教訓や知見を共有する機会として、同研修既受講者を対象にしたセミナーを開催（平成23年度）。

【対象職員】

「災害対策専門研修マネジメントコース」既受講者

【内容】

受講者所属団体における研修成果の活用事例発表及び意見交換

- ・ 災害対策本部の空間配置の見直し
- ・ 地域防災計画の見直し
- ・ 情報伝達体制の改善
- ・ 土砂災害防災訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 緊急記者会見訓練

地方自治体の首長や防災を担当する職員等を対象に実施。地方自治体の首長を対象とする「トップフォーラム」、地方自治体の防災担当職員を主な対象とする「マネジメントコース」、テーマ・対象者を限定した「特設コース」に大別される。

市町村アカデミー「研修修了者向けコミュニケーションサイト」

【概要】

市町村アカデミーでは、平成24年度の重点項目の1つとして、受講者間の全国的なネットワーク構築の研究を挙げて取組を進めている。

現在は、研修終了後も情報交換や交流を図り、業務上の課題解決、自己の資質向上等に活用できるよう、市町村アカデミーのホームページ内にコミュニケーションサイトを開設。研修で培ったネットワークを研修後も維持することができるよう、IDとパスワード管理により、研修修了者が自由にコミュニケーションをとることができる掲示板を提供している。

【対象職員】

市町村アカデミーの研修修了者

【ホームページ】

The screenshot shows the homepage of the 'Municipal Academy Graduates Communication Site'. At the top, there is a navigation bar with the site title and a search box. Below the navigation bar, there is a main content area with a large image of people in a meeting and a text box explaining the site's purpose. On the left side, there are several utility links: '利用規約' (Terms of Use), '操作マニュアル' (Operation Manual), and 'ユーザーメニュー' (User Menu). On the right side, there is a section for '最新のトピック' (Latest Topics) and a 'ログイン' (Login) form with fields for 'ユーザー名' (Username) and 'パスワード' (Password), and a checkbox for '自動ログインを有効にする' (Enable automatic login). The site is branded with the '市町村アカデミー' logo and the text 'Japan Academy for Municipal Personnel'.

熊本県「特定課題研修 一般職員に係る防災対策基本研修」

【概要】

県の一般職員に対し、必要な防災知識の習得と各所属における災害対応への理解を深めることを目指す研修。

県の各所属がそれぞれ研修を実施できるよう、防災担当部局が研修プログラムを構成、防災に関する基礎知識の習得についてはマニュアル化し、進行要領及び研修資料を作成して提供している。

【ねらい】

東日本大震災や熊本広域大水害のような大規模かつ広域的な災害において、県が果たすべき役割は極めて重要であり、県の防災体制を一層強化していくためには、県職員一人ひとりが防災意識を高めていくとともに、県職員として必要な防災知識の習得が必要であることから、県の防災体制確保の一環として、職員と各所属の災害対応能力の向上につなげていくことをねらいとして実施。

【対象職員】

県の一般職員全員（各所属ごとに実施）

【内容】

防災に関する基礎知識の習得に努める「第一部」と各所属において災害対応について深め、考えていく「第二部」の二部構成。

第一部については、県職員として最低限知っておくべき基礎的な知識について学習できるようプログラムを用意。各所属において、時間を勘案のうえ、1から5のプログラムのうちから選択して研修を組み立てて実施する。**進行要領及び研修資料は防災部局から提供される。**

第二部については、それぞれの所属で工夫して研修内容を組み立てて実施。

構 成	内 容
第一部 (基礎知識の習得)	下記の5つの研修プログラムから1つ以上の内容を選択し、防災に関する基礎知識の習得に努める。 1 災害時における職員の行動 2 災害情報の基礎知識 3 「災害」について学ぶ 4 熊本県の防災対策（地域防災計画とその取組み） 5 東日本大震災津波～岩手県の対応と教訓～（録画聴講形式）
第二部 (各所属における災害対応についての意見交換・検証等)	所属ごとに災害対応について理解を深める内容を企画。（なるべく対話形式で） (例1) 所属ごとに作成した「災害対応マニュアル」の確認（災害発生後の対応の流れを読み合せ・確認・改善点の意見交換など） (例2) 災害発生時のイメージトレーニング (例3) 熊本広域大水害に係る災害対応の検証

山口県「新規採用職員課程（後期）研修」

【概要】

新たに採用された県職員について、職場への適用力を養成し、県職員として必要な知識を習得するための研修。5日間の研修期間のうち、1日目の1コマを用いて、県の防災担当職員が、県の防災について講義を行っている。

【対象職員】

新たに採用された県職員

【日程】

5日間の研修うちの1コマ（50分）

【内容】

	科目	時間	
第1日目	講話	60分	講師
	人権問題	50分	県人権教育課職員
	公務員倫理	50分	県人事課職員
	山口県の防災	50分	県防災危機管理課職員
	山口県の財政	50分	県財政課職員
	県政の課題	60分	県政策企画課職員
第2日目	ディベート	終日	山口県ひとづくり財団職員
第3日目		終日	
第4日目		180分	
	接遇	240分	講師
第5日目	職場での問題解決	終日	講師

山口県の防災について（県防災危機管理課職員 50分）

県の防災担当職員が、県の被害特性、過去の災害事例や、防災行政のしくみ、地域防災計画及び職員参集等災害時の活動体制について概要を説明。

高知県須崎市「採用1年未満職員防災研修会」

【概要】

市の防災担当課が主催して、採用1年未満の全職員を対象に実施される研修会。災害発生時の対応及び南海地震等に備えた市の取組について学ぶ内容となっている。

【目的】

近い将来必ず起きるとされている東南海・南海地震津波等による災害等に備え、災害発生時に職員が正確かつ確かな状況判断ができるよう「須崎市職員防災配備要領」に基づき研修を実施する。

また、南海地震津波対策検討会の見学を通して、南海地震津波対策への知見を広めてもらう。

【対象職員】

市職員（採用1年未満の職員）

【内容】

1. 須崎市職員配備要領について（平成24年度職員防災配備要領）

災害発生時における心構え

配備体制表の確認

- ・須崎市災害対策本部設置基準（一次配備、二次配備含む）
- ・配備要員の動員

非常配備行動基準（南海地震編）

各部、各班の所掌事務

2. 南海地震に備えた須崎市の取り組みについて

東日本大震災における本市の対応について

東日本大震災以降の本市の取り組み（南海地震津波対策検討会）

- ・緊急避難場所の見直し（海拔20m以上の高台等、災害時要援護者の避難方法）

地域防災連絡協議会とは

災害時における情報伝達手段について（J-ALERT、防災行政無線、携帯メール等）

平成24年度須崎市総合防災訓練について

津波防波堤及び津波バリアの紹介

地区別津波避難図上訓練マップ（家庭版）とは

3. 須崎市南海地震津波対策検討会（見学）

現在の南海地震津波対策検討会を見学し、下記の検討内容の協議を学習するとともに、本市の取り組み等、どのようなことを行っているのかを知る。

- ・南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定について
- ・2次避難場所候補地について
- ・災害時要援護者避難支援連絡協議会の検討内容について

地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

「○」は座長

荒井 仁志	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付参事官
市村 克典	東京都江東区総務部危機管理課危機管理係長
今川 拓郎	総務省情報流通行政局地域通信振興課長【8月1日から】
※秋本 芳徳	総務省情報流通行政局地域通信振興課長【7月31日まで】
荻澤 滋	自治大学校部長教授【8月1日から】
※松元 照仁	自治大学校部長教授【7月31日まで】
小野 清	宮城県仙台市消防局参事（防災担当）
角 好陸	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）
関田 康雄	気象庁総務部企画課長
田島 松一	消防大学校副校長
田中 淳	東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センター長・教授
中村 功	東洋大学社会学部教授
野田 徹	国土交通省水管理・国土保全局防災課長
平野 公三	岩手県大槌町総務部長
星 克明	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長【8月1日から】
※森下 信	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長【7月31日まで】
松田 明悦	茨城県つくば市生活環境部危機管理課課長補佐
松原 浩二	兵庫県企画県民部災害対策局長
山口 英樹	消防庁国民保護・防災部防災課長
○吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授

合計17名